

1 第187回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

安倍内閣総理大臣は平成26年9月3日、内閣改造を行い、第2次安倍改造内閣が発足した。

そして、第187回国会(臨時会)が9月29日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。当初会期は、11月30日までの63日間であった。(※会期中に衆議院が解散されたため、最終的な会期は54日間。)

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、15常任委員長の辞任(内閣、法務、外交防衛、財政金融、文教科学、厚生労働、農林水産、経済産業、国土交通、環境、基本政策、予算、決算、議院運営、懲罰)、17常任委員長の選挙(欠員中の総務、行政監視含む)、8特別委員会(災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興、原子力問題)の設置が行われた。また、11月7日の本会議で、新たに1特別委員会(地方創生)が設置された。

衆議院では、召集日当日の本会議で、8特別委員会(災害対策、倫理選挙、沖縄・北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力問題)が設置された。また、10月9日の本会議で、新たに1特別委員会(地方創生)が設置された。

(所信表明演説・質疑等)

召集日当日、衆参両院の本会議で安倍内閣総理大臣の所信表明演説が行われ、「地方創生」や「女性が輝く社会」に向けて全力を挙げる方針が表明された。これに対する質疑(代表質問)は、衆議院で9月30日及び10月1日、参議院で同1日及び2日にそれぞれ行われた。

(予算委員会)

10月3日及び6日に衆議院の予算委員会が、同7日及び8日に参議院の予算委員会が、いずれも安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、行われた。

(大臣の辞任)

10月7日及び8日の参議院予算委員会では松島法務大臣に対し、選挙区内で「うちわ」を配付していたとして、また、同16日の参議院経済産業委員会では小渕経済産業大臣に対し、後援会の観劇会費用の一部負担を行っていたとして、それぞれ公職選挙法違反の疑いなどを指摘する質疑が、野党議員からなされた。

両大臣に対する国会内外の追及が強まる中、同21日に両大臣が辞任し、後任として上川法務大臣及び宮沢経済産業大臣が就任した。

(衆議院の解散)

11月17日に発表された7月～9月期の国内総生産(GDP)の速報値を踏まえ、安倍総理は翌18日、消費税率引上げを延期し、成長戦略を進めるため、その是非を国民に問うとし、同21日の衆議院解散を表明、同21日に衆議院が解散された。

これにより、今国会の重要法案として注目され、衆議院で審議されていた女性

活躍推進法案や労働者派遣法案を含む全ての未成立法案は、廃案となった。

2 予算・決算

(1) 予算委員会

衆議院予算委員会では、10月3日及び6日、安倍内閣総理大臣及び全大臣出席の下、予算の実施状況に関する件について質疑が行われた。参議院予算委員会においても、同7日及び8日、安倍内閣総

理大臣及び全大臣出席の下、予算の執行状況に関する調査を議題とし、質疑が行われた。

(2) 平成二十五年度決算

平成二十五年度決算外2件は、平成26年11月18日に提出された。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出31件、継続2件のうち、23件が成立した（成立率約69.7%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出7件、継続6件のうち、1件が成立した（成立率約7.7%）。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出21件、継続37件のうち、10件が成立した（成立率約17.2%）。

条約は、今国会提出2件が国会の承認を経た（承認率100.0%）。

なお、今国会で可決された決議案はなかった。

(1) 土砂災害防止法改正案

都道府県が土砂災害警戒区域等の指定に先立ち実施する基礎調査の結果の公表を義務付ける等の措置を講ずるため、10月14日、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法第19号）が衆議院に提出された。

衆議院では、同23日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

同法律案が付託された国土交通委員会では、翌24日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。同31日に質疑を終局した後、民主及びみんな提出の修正案の趣旨説明を聴取し、採決を行った結果、修正案を否決し、原案を可決すべきものと決定した。

11月4日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、翌5日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

同法律案が付託された国土交通委員会では、翌6日に趣旨説明を聴取し、同11日に質疑を行い、採決を行った結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

翌12日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(2) 地方創生関連2法案

総合戦略の策定や、まち・ひと・しごと創生本部の設置等の措置を講ずるため

の「まち・ひと・しごと創生法案」（閣法第1号）、地域再生計画について、構造改革特別区域法等の規制の特例を適用できることとするとともに、地域の活力の再生に取り組もうとする地方公共団体への支援を強化するための措置を講ずるための「地域再生法の一部を改正する法律案」（閣法第2号）は、いずれも9月29日、衆議院に提出された。

衆議院では、10月14日の本会議で両法律案の趣旨説明聴取及び質疑が行われた。

両法律案が付託された地方創生に関する特別委員会では、同日に趣旨説明を聴取し、翌15日から質疑を行った。11月5日の質疑終局後、次世代から提出された

両法律案に対する修正案の趣旨説明を聴取し、両原案及び両修正案等について討論及び採決の結果、両修正案を否決し、両法律案を可決すべきものと決定した。

翌6日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同7日の本会議で趣旨説明聴取及び質疑を行った。

両法律案が付託された地方創生に関する特別委員会では、同10日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、採決の結果、両法律案を可決すべきものと決定した。

同21日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

4 その他

（1）国会同意人事案件

今国会に提出された国会同意人事案件は、4機関8名であり、全て両議院の同意を得た。

（2）選挙制度改革検討会及び選挙制度協議会

第186回国会閉会期間中、選挙制度協議会（平成25年9月の参議院各会派代表者懇談会の合意に基づき発足した「選挙制度改革に関する検討会」の下に設置された各会派の協議会）では6回にわたり、選挙制度改革について協議が行われた。うち9月11日の協議会では、協座長から座長調整案が提示され、各会派は持ち帰り検討することになった。

その後、自民党内の人事に伴い協議会の座長が空席となり、第187回国会開会

後の10月22日に選挙制度改革検討会が開かれた。検討会では、前回の検討会から会派の異動等があったことを踏まえてメンバーが確認され、空席となっていた選挙制度協議会の座長には、伊達忠一議員が指名された。

そして、選挙制度協議会では、第187回国会開会期間中の2回及び閉会直後の1回にわたり、選挙制度改革について協議が行われた。

2 参議院役員等一覧

| 役員名 | | 召集日(26. 9. 29) | 会期中選任 |
|-----------|------------|----------------|----------------------|
| 議長 | | 山崎 正昭(無) | |
| 副議長 | | 輿石 東(無) | |
| 常任委員 長 | 内閣 | 大島 九州男(民主)※ | |
| | 総務 | 谷合 正明(公明)※ | |
| | 法務 | 魚住 裕一郎(公明)※ | |
| | 外交防衛 | 片山 さつき(自民)※ | |
| | 財政金融 | 古川 俊治(自民)※ | |
| | 文教科学 | 水落 敏栄(自民)※ | |
| | 厚生労働 | 丸川 珠代(自民)※ | |
| | 農林水産 | 山田 俊男(自民)※ | |
| | 経済産業 | 吉川 沙織(民主)※ | |
| | 国土交通 | 広田 一(民主)※ | |
| | 環境 | 島尻 安伊子(自民)※ | |
| | 国家基本政策 | 小川 勝也(民主)※ | |
| | 予算 | 岸 宏一(自民)※ | |
| | 決算 | 小坂 憲次(自民)※ | |
| 行政監視 | 松村 祥史(自民)※ | | |
| 議院運営 | 中川 雅治(自民)※ | | |
| 懲罰 | 芝 博一(民主)※ | | |
| 特別委員 長 | 災害対策 | 秋野 公造(公明)※ | |
| | 沖縄・北方 | 風間 直樹(民主)※ | |
| | 倫理選挙 | 牧山 ひろえ(民主)※ | |
| | 拉致問題 | 中曾根 弘文(自民)※ | |
| | O D A | 山本 順三(自民)※ | |
| | 消費者問題 | 佐藤 ゆかり(自民)※ | |
| | 震災復興 | 櫻井 充(民主)※ | |
| | 原子力問題 | 西田 昌司(自民)※ | |
| | 地方創生 | | 関口 昌一(自民) 26. 11. 10 |
| 調査会 長 | 統治機構 | 山崎 力(自民)※ | |
| | デフレ脱却 | 鴻池 祥肇(自民) | |
| 憲法審査会会長 | | 柳本 卓治(自民)※ | |
| 政治倫理審査会会長 | | 脇 雅史(自民) | 伊達 忠一(自民) 26. 10. 2 |
| 事務総長 | | 中村 剛 | |

※召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

| 会 派 | 議員数 | ① 28.7.25 任期満了 | | | ② 31.7.28 任期満了 | | |
|---------------------|-------------|----------------|-----------|-------------|----------------|------------|-------------|
| | | 比 例 | 選挙区 | 合 計 | 比 例 | 選挙区 | 合 計 |
| 自 由 民 主 党 | 113 (16) | 11 (4) | 37 (3) | 48 (7) | 18 (5) | 47 (4) | 65 (9) |
| 民 主 党 ・ 新 緑 風 会 | 58 (9) | 15 (1) | 26 (4) | 41 (5) | 7 (3) | 10 (1) | 17 (4) |
| 公 明 党 | 20 (3) | 6 | 3 (1) | 9 (1) | 7 (1) | 4 (1) | 11 (2) |
| み ん な の 党 | 12 (2) | 2 | 3 | 5 | 3 | 4 (2) | 7 (2) |
| 維 新 の 党 | 11 | 5 | 0 | 5 | 4 | 2 | 6 |
| 日 本 共 産 党 | 11 (4) | 3 (1) | 0 | 3 (1) | 5 (1) | 3 (2) | 8 (3) |
| 次 世 代 の 党 | 5 (1) | 1 | 1 | 2 | 3 (1) | 0 | 3 (1) |
| 社 会 民 主 党 ・ 護 憲 連 合 | 3 (1) | 2 (1) | 0 | 2 (1) | 1 | 0 | 1 |
| 新 党 改 革 ・ 無 所 属 の 会 | 2 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 生 活 の 党 | 2 (1) | 1 (1) | 1 | 2 (1) | 0 | 0 | 0 |
| 各 派 に 属 し な い 議 員 | 4 (1) | 0 | 2 | 2 | 0 | 2 (1) | 2 (1) |
| 合 計 | 241 (38) | 47 (8) | 73 (8) | 120 (16) | 48 (11) | 73 (11) | 121 (22) |
| 欠 員 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 定 数 | 242 | 48 | 73 | 121 | 48 | 73 | 121 |

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成28年7月25日任期満了、○印の議員は平成31年7月28日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(114名)

- | | | |
|----------------|---------------|----------------|
| ○愛知 治郎 (宮 城) | 青木 一彦 (島 根) | ○赤池 誠章 (比 例) |
| 赤石 清美 (比 例) | ○有村 治子 (比 例) | ○井原 巧 (愛 媛) |
| ○石井 準一 (千 葉) | 石井 浩郎 (秋 田) | ○石井 正弘 (岡 山) |
| ○石井 みどり (比 例) | ○石田 昌宏 (比 例) | 磯崎 仁彦 (香 川) |
| ○磯崎 陽輔 (大 分) | 猪口 邦子 (千 葉) | 岩井 茂樹 (静 岡) |
| 岩城 光英 (福 島) | 宇都 隆史 (比 例) | 上野 通子 (栃 木) |
| 江島 潔 (山 口) | ○衛藤 晟一 (比 例) | ○尾辻 秀久 (鹿 児 島) |
| 大家 敏志 (福 岡) | ○大沼 みずほ (山 形) | ○大野 泰正 (岐 阜) |
| ○太田 房江 (比 例) | 岡田 直樹 (石 川) | 岡田 広 (茨 城) |
| 片山 さつき (比 例) | 金子 原二郎 (長 崎) | ○木村 義雄 (比 例) |
| 岸 宏一 (山 形) | 北川 イッセイ (大 阪) | ○北村 経夫 (比 例) |
| 熊谷 大 (宮 城) | 小泉 昭男 (神 奈 川) | 小坂 憲次 (比 例) |
| ○古賀 友一郎 (長 崎) | ○上月 良祐 (茨 城) | ○鴻池 祥肇 (兵 庫) |
| ○佐藤 信秋 (比 例) | ○佐藤 正久 (比 例) | 佐藤 ゆかり (比 例) |
| ○酒井 庸行 (愛 知) | ○山東 昭子 (比 例) | 島尻 安伊子 (沖 縄) |
| ○島田 三郎 (島 根) | ○島村 大 (神 奈 川) | 末松 信介 (兵 庫) |
| ○世耕 弘成 (和 歌 山) | 関口 昌一 (埼 玉) | ○伊達 忠一 (北 海 道) |
| 高階 恵美子 (比 例) | ○高野 光二郎 (高 知) | ○高橋 克法 (栃 木) |
| ○滝沢 求 (青 森) | ○滝波 宏文 (福 井) | ○武見 敬三 (東 京) |
| ○柘植 芳文 (比 例) | ○塚田 一郎 (新 潟) | 鶴保 庸介 (和 歌 山) |
| ○堂故 茂 (富 山) | ○豊田 俊郎 (千 葉) | ○中泉 松司 (秋 田) |
| 中川 雅治 (東 京) | 中曾根 弘文 (群 馬) | 中西 祐介 (徳 島) |
| 中原 八一 (新 潟) | ○長峯 誠 (宮 崎) | 二之湯 智 (京 都) |
| ○二之湯 武史 (滋 賀) | ○西田 昌司 (京 都) | 野上 浩太郎 (富 山) |
| 野村 哲郎 (鹿 児 島) | ○羽生田 俊 (比 例) | 長谷川 岳 (北 海 道) |
| ○馬場 成志 (熊 本) | ○橋本 聖子 (比 例) | ○林 芳正 (山 口) |
| 福岡 資麿 (佐 賀) | 藤井 基之 (比 例) | 藤川 政人 (愛 知) |
| ○古川 俊治 (埼 玉) | ○堀井 巖 (奈 良) | 堀内 恒夫 (比 例) |
| ○舞立 昇治 (鳥 取) | ○牧野 たかお (静 岡) | 松下 新平 (宮 崎) |
| 松村 祥史 (熊 本) | ○松山 政司 (福 岡) | ○丸川 珠代 (東 京) |
| ○丸山 和也 (比 例) | ○三木 亨 (徳 島) | 三原 じゅん子 (比 例) |
| ○三宅 伸吾 (香 川) | 水落 敏栄 (比 例) | ○溝手 顕正 (広 島) |
| 宮沢 洋一 (広 島) | ○宮本 周司 (比 例) | ○森 まさこ (福 島) |

| | | | | | |
|-----|----------|-----|---------|-----|---------|
| ○森屋 | 宏 (山梨) | ○柳本 | 卓治 (大阪) | 山崎 | 力 (青森) |
| ○山下 | 雄平 (佐賀) | ○山田 | 修路 (石川) | ○山田 | 俊男 (比例) |
| 山谷 | えり子 (比例) | ○山本 | 一太 (群馬) | 山本 | 順三 (愛媛) |
| ○吉川 | ゆうみ (三重) | ○吉田 | 博美 (長野) | 若林 | 健太 (長野) |
| 脇 | 雅史 (比例) | 渡辺 | 猛之 (岐阜) | ○渡邊 | 美樹 (比例) |

【 民主党・新緑風会 】

(58名)

| | | | | | |
|-----|----------|-----|-----------|-----|----------|
| 足立 | 信也 (大分) | ○相原 | 久美子 (比例) | 有田 | 芳生 (比例) |
| ○石上 | 俊雄 (比例) | 石橋 | 通宏 (比例) | ○磯崎 | 哲史 (比例) |
| 江崎 | 孝 (比例) | 江田 | 五月 (岡山) | ○小川 | 勝也 (北海道) |
| 小川 | 敏夫 (東京) | 尾立 | 源幸 (大阪) | 大久保 | 勉 (福岡) |
| ○大島 | 九州男 (比例) | ○大塚 | 耕平 (愛知) | 大野 | 元裕 (埼玉) |
| 加藤 | 敏幸 (比例) | ○風間 | 直樹 (新潟) | 金子 | 洋一 (神奈川) |
| ○神本 | 美恵子 (比例) | 北澤 | 俊美 (長野) | 郡司 | 彰 (茨城) |
| 小西 | 洋之 (千葉) | 小林 | 正夫 (比例) | 小見山 | 幸治 (岐阜) |
| 斎藤 | 嘉隆 (愛知) | 櫻井 | 充 (宮城) | 芝 | 博一 (三重) |
| ○榛葉 | 賀津也 (静岡) | 田城 | 郁 (比例) | 田中 | 直紀 (新潟) |
| 津田 | 弥太郎 (比例) | 徳永 | エリ (北海道) | 那谷屋 | 正義 (比例) |
| 直嶋 | 正行 (比例) | ○長浜 | 博行 (千葉) | 難波 | 奨二 (比例) |
| 西村 | まさみ (比例) | ○野田 | 国義 (福岡) | ○羽田 | 雄一郎 (長野) |
| 白 | 眞勲 (比例) | ○浜野 | 喜史 (比例) | 林 | 久美子 (滋賀) |
| 広田 | 一 (高知) | 福山 | 哲郎 (京都) | 藤末 | 健三 (比例) |
| ○藤田 | 幸久 (茨城) | 藤本 | 祐司 (静岡) | 前川 | 清成 (奈良) |
| 前田 | 武志 (比例) | ○牧山 | ひろえ (神奈川) | 増子 | 輝彦 (福島) |
| 水岡 | 俊一 (兵庫) | ○森本 | 真治 (広島) | 安井 | 美沙子 (愛知) |
| 柳澤 | 光美 (比例) | 柳田 | 稔 (広島) | ○吉川 | 沙織 (比例) |
| 蓮 | 舩 (東京) | | | | |

【 公 明 党 】

(20名)

| | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|------|-----------|
| 秋野 | 公造 (比例) | 荒木 | 清寛 (比例) | 石川 | 博崇 (大阪) |
| ○魚住 | 裕一郎 (比例) | ○河野 | 義博 (比例) | ○佐々木 | さやか (神奈川) |
| ○杉 | 久武 (大阪) | 竹谷 | とし子 (東京) | 谷合 | 正明 (比例) |
| 長沢 | 広明 (比例) | ○新妻 | 秀規 (比例) | 西田 | 実仁 (埼玉) |
| 浜田 | 昌良 (比例) | ○平木 | 大作 (比例) | ○矢倉 | 克夫 (埼玉) |
| ○山口 | 那津男 (東京) | ○山本 | 香苗 (比例) | ○山本 | 博司 (比例) |
| 横山 | 信一 (比例) | ○若松 | 謙維 (比例) | | |

【みんなの党】

(12名)

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| ○井上 義行 (比 例) | ○行田 邦子 (埼 玉) | 田中 茂 (比 例) |
| 中西 健治 (神奈川) | ○松沢 成文 (神奈川) | 松田 公太 (東 京) |
| 水野 賢一 (千 葉) | ○薬師寺みちよ (愛 知) | ○山口 和之 (比 例) |
| 山田 太郎 (比 例) | ○和田 政宗 (宮 城) | ○渡辺美知太郎 (比 例) |

【維新の党】

(11名)

- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ○東 徹 (大 阪) | 小野 次郎 (比 例) | 片山 虎之助 (比 例) |
| ○川田 龍平 (比 例) | ○儀間 光男 (比 例) | ○清水 貴之 (兵 庫) |
| 柴田 巧 (比 例) | 寺田 典城 (比 例) | ○藤巻 健史 (比 例) |
| 真山 勇一 (比 例) | ○室井 邦彦 (比 例) | |

【日本共産党】

(11名)

- | | | |
|---------------|--------------|---------------|
| ○井上 哲士 (比 例) | 市田 忠義 (比 例) | ○紙 智子 (比 例) |
| ○吉良 よし子 (東 京) | ○倉林 明子 (京 都) | ○小池 晃 (比 例) |
| 田村 智子 (比 例) | 大門 実紀史 (比 例) | ○辰巳 孝太郎 (大 阪) |
| ○仁比 聡平 (比 例) | ○山下 芳生 (比 例) | |

【次世代の党】

(4名)

- | | | |
|----------------|-------------|--------------|
| ○アントニオ猪木 (比 例) | 江口 克彦 (比 例) | ○中野 正志 (比 例) |
| ○中山 恭子 (比 例) | | |

【社会民主党・護憲連合】

(3名)

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 福島 みずほ (比 例) | ○又市 征治 (比 例) | 吉田 忠智 (比 例) |
|--------------|--------------|-------------|

【新党改革・無所属の会】

(3名)

- | | | |
|-------------|-------------|--------------|
| 荒井 広幸 (比 例) | 浜田 和幸 (鳥 取) | ○平野 達男 (岩 手) |
|-------------|-------------|--------------|

【生活の党】

(2名)

- | | | |
|------------|------------|--|
| 主濱 了 (岩 手) | 谷 亮子 (比 例) | |
|------------|------------|--|

【 各派に属しない議員 】

(4 名)

- 糸 数 慶 子 (沖 縄) 興 石 東 (山 梨) 山 崎 正 昭 (福 井)
- 山 本 太 郎 (東 京)

5 議員の異動

第186回国会閉会後及び今国会（26. 9. 29召集）中における議員の異動

○辞職

佐藤 ゆかり君（自民・比例）

26. 11. 21 辞職

○会派結成

「次世代の党」 26. 8. 1 結成

中山 恭子君（代表）

アントニオ猪木君 中野 正志君

○会派名変更

「日本維新の会・結いの党」

26. 9. 24 「維新の党」に変更

○所属会派異動

－26. 8. 1 日本維新の会・結いの党を退会－

アントニオ猪木君 中野 正志君 中山 恭子君

－26. 9. 18 みんなの党を退会－

江口 克彦君

－26. 9. 18 次世代の党に入会－

江口 克彦君

－26. 11. 21 新党改革・無所属の会を退会－

浜田 和幸君

－26. 11. 21 次世代の党に入会－

浜田 和幸君

1 議案審議概況

閣法は、新規提出31件（本院先議2件を含む）のうち、まち・ひと・しごと創生法案、地域再生法改正案、土砂災害防止法改正案等21件が成立し、残る10件については、本院において3件が審査未了となり、衆議院において7件が審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた1件は成立し、衆議院で継続審査となっていた1件も成立した。

参法は、新規提出7件のうち、鳥獣被害防止特措法改正案1件が成立し、残る6件については、いずれも本院において審査未了となった。また、本院で継続審査となっていた6件は、いずれも本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出21件のうち、医薬品医療機器等法改正案、外国人漁業規制法等改正案等7件が成立し、残る14件については、衆議院において1件が否決、12件が審査未了、1件が撤回となった。また、本院で継続審査となっていた3件はいずれも成立し、衆議院で継続審査となっていた34件は、いずれも衆議院において審査未了となった。

条約は、新規提出2件が、いずれも承認された。

承認案件は、衆議院で継続審査となっていた1件が、衆議院において審査未了となった。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた4件が、いずれも衆議院において審査未了となった。

決算は、新規提出の平成二十五年度決算外2件及び平成二十五年度NHK決算が、いずれも審査に入るに至らなかった。

2 議案件数表

| | | 提出 | 成立 | 参 議 院 | | | 衆 議 院 | | | 備 考 |
|-------|-----|-----|-----|-------|----|----|-------|----|-----|------|
| | | | | 継続 | 否決 | 未了 | 継続 | 否決 | 未了 | |
| 閣 法 | 新 規 | 3 1 | 2 1 | 0 | 0 | 3 | 0 | 0 | 7 | |
| | 参 継 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 衆 継 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 参 法 | 新 規 | 7 | 1 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | |
| | 参 継 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 | 0 | |
| 衆 法 | 新 規 | 2 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 2 | 撤回 1 |
| | 参 継 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 衆 継 | 3 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 4 | |
| 条 約 | 新 規 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 承 認 | 衆 継 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 予備費等 | 衆 継 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| 決算その他 | 新 規 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | | | | |

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号を示す。

◎内閣提出法律案（33件）（継続2件を含む）

●両院を通過したもの（23件）（継続2件を含む）

- 1 まち・ひと・しごと創生法案
- 2 地域再生法の一部を改正する法律案
- 5 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案
- 6 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 7 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
- 9 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 12 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案
- 13 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案
- 17 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
- 18 災害対策基本法の一部を改正する法律案
- 19 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案
- 21 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
- 27 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案
- 28 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案

（第183回国会提出）

- 30 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案

（第186回国会提出）

- 48 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案

●衆議院を通過し、本院において審査未了のもの（3件）

- 4 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案
- 29 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
- 30 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案

●衆議院において審査未了のもの（4件）

- 3 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正

する法律案

- 22 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案
- 23 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
- 31 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 衆議院において委員会等に付託されなかったもの（3件）
- 14 特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案
- 24 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（13件）（継続6件を含む）

●両院を通過したもの（1件）

- 2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

●本院において審査未了のもの（7件）（継続6件を含む）

- 1 インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案

（第186回国会提出）

- 1 労働基準法等の一部を改正する法律案
- 13 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案
- 26 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案
- 27 女性の健康の包括的支援に関する法律案
- 28 脳卒中対策基本法案
- 29 臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案
- 本院において委員会等に付託されなかったもの（5件）
- 3 特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案
- 4 国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案
- 5 児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案
- 6 高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関する法律案
- 7 歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案

◎衆議院議員提出法律案（58件）（継続37件を含む）

●両院を通過したもの（10件）（継続3件を含む）

- 5 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
- 10 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 11 空家等対策の推進に関する特別措置法案
- 16 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案
- 17 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案

(第186回国会提出)

- 35 サイバーセキュリティ基本法案
- 41 社会保険労務士法の一部を改正する法律案
- 45 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院において審査未了のもの（継続34件）

(第183回国会提出)

- 5 国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案
- 6 国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案
- 8 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 13 公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律案
- 23 地方自治法及び国会法の一部を改正する法律案
- 30 行政改革の総合的かつ集中的な実行に関する法律案
- 35 任命に当たり両議院の同意を要する国家公務員等の範囲の適正化等のための関係法律の整備に関する法律案
- 37 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 44 国等が行う公共工事についての地元建設業者の受注の確保等に関する法律案
- 46 道州制への移行のための改革基本法案

(第185回国会提出)

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案
- 3 地方自治法の一部を改正する法律案
- 4 公的資金再生事業者と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保に関する法律案
- 8 国の責任ある財政運営の確保等に関する法律案
- 11 特別安全保障秘密の適正な管理に関する法律案
- 12 情報適正管理委員会設置法案
- 13 公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 地方公務員の政治的中立性の確保のための地方公務員法等の一部を改正する法律案
- 21 国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案
- 24 地方公務員法等の一部を改正する法律案
- 25 地方公務員の労働関係に関する法律案
- 27 世代間格差を是正するための公的年金制度及び医療保険制度の改革の推進に関する法律案
- 29 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案

(第186回国会提出)

- 13 東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案
- 18 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案
- 22 廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺的生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案
- 34 総合的な行財政改革を推進するための基盤の整備に関する法律案
- 38 女性が活躍できる社会環境の整備の総合的かつ集中的な推進に関する法律案
- 40 琵琶湖の保全及び再生に関する特別措置法案
- 42 死因究明等推進基本法案
- 43 公認心理師法案

- 44 経済社会改革の推進に関する法律案
- 46 国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案
- 衆議院において否決したもの（1件）
 - 4 国と地方公共団体との関係の抜本的な改革の推進に関する法律案
- 撤回されたもの（1件）
 - 1 葉事法の一部を改正する法律案
- 衆議院において委員会等に付託されなかったもの（12件）
 - 2 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 3 北海道観光振興特別措置法案
 - 6 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
 - 7 労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案
 - 12 特定土砂等の管理、土地の掘削等の規制等に関する法律案
 - 13 領域等の警備に関する法律案
 - 14 労働基準法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を改正する法律案
 - 15 非正規労働者の希望に応じた正規労働者への転換の推進及び労働者の職務に応じた待遇の確保に関する法律案
 - 18 電気事業法等の一部を改正する法律案
 - 19 農業者戸別所得補償法案
 - 20 特定秘密の保護に関する法律の一部を改正する法律案
 - 21 公職選挙法等の一部を改正する法律案

◎条約（2件）

- 両院を通過したもの（2件）
 - 1 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 2 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件

◎承認を求めるの件（継続1件）

- 衆議院において審査未了のもの（継続1件）
（第183回国会提出）
 - 5 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（継続4件）

- 衆議院において審査未了のもの（継続4件）
（第186回国会提出）
 - 平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
 - 平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
 - 平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

○平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

◎決算その他（4件）

●委員会に付託されなかったもの（4件）

- 平成二十五年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年度政府関係機関決算書
- 平成二十五年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成二十五年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

まち・ひと・しごと創生法案（閣法第1号）

（衆議院 26.11.6可決 参議院 11.7地方創生に関する特別委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

- 1 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図る。
- 2 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図る。
- 3 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図る。
- 4 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図る。
- 5 地域の特性を生かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図る。
- 6 地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る。
- 7 国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める。

二、国、地方公共団体の責務

- 1 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有し、地方公共団体は、当該区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 国は、まち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努め、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

三、事業者、国民の努力

事業者及び国民に対し、まち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努力義務を課す。

四、まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。
- 2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生に関する目標、まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向等について定めるものとする。
- 3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、六の2の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

五、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 都道府県及び市町村（特別区を含む。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならない。
- 2 1の計画は、おおむね、当該区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、施策に関する基本的方向等について定める。

六、まち・ひと・しごと創生本部

- 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に、まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を置く。
- 2 本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案の作成及び実施の推進に関すること、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてその実施状況の総合的な検証を定期的に行うこと等をつかさどる。
- 3 本部は、まち・ひと・しごと創生本部長、まち・ひと・しごと創生副本部長及びまち・ひと・しごと創生本部員をもって組織するものとし、これらの者について所要の規定を整備する。

七、施行期日等

この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、四から六までの規定は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 26.11.6可決 参議院 11.7地方創生に関する特別委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、新たな措置の提案

地域再生計画の認定の申請をしようとする地方公共団体は、内閣総理大臣に対して、地域再生の推進のために政府が講ずべき新たな措置に関する提案をすることができる。

二、地域再生計画の記載事項の追加等

- 1 地域再生計画に記載することができる事項について、次に掲げるものを追加する。
 - イ 地域農林水産業振興施設を整備する事業に関する事項
 - ロ 構造改革特別区域法に規定する特定事業（同法に規定する構造改革特別区域計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
 - ハ 中心市街地の活性化に関する法律に規定する事業及び措置（同法に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備に資するものに関する事項
 - ニ 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する事業環境の整備の事業（同法に規定する基本計画が作成されているものに限る。）であって、地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものに関する事項
- 2 地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請に当たっては、内閣総理大臣に対し、その認定を受けて実施しようとする地域再生を図るために行う事業等に係る補助金の交付その他の支援措置の内容等の確認を求めることができる。

三、都市再生整備計画等の提出

地方公共団体は、地域再生計画の認定の申請をしようとするときは、併せて都市再生整備計画

等を提出することができる。

四、認定地域再生計画に関する調整等

- 1 認定地方公共団体は、認定地域再生計画を実施する上で必要があると認める場合においては、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の事務の調整を行うことを要請することができる。
- 2 内閣総理大臣は、認定地域再生計画の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

五、地域農林水産業振興施設整備計画の作成等

二の一のイの事業が記載された地域再生計画の認定を受けた市町村は、協議会での協議を経て、地域農林水産業振興施設の整備に関する計画を作成することができることとし、当該計画について都道府県知事の同意を得たときは、当該施設の用に供する農地の転用の許可等の特例措置を講ずる。

六、構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例

二の一のロ、ハ又はニの事業等が記載された地域再生計画が認定を受けたときは、当該認定の日において、当該事業等に係る構造改革特別区域計画等の認定等があったものとみなす。

七、職員の派遣の要請又はあつせん

地方公共団体の長は、地域再生計画の作成若しくは変更又は地域再生を図るために行う事業の実施の準備若しくは実施のため必要があるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府の職員の派遣を要請し、又は関係行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

八、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、魅力ある就業の機会の創出並びに地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の総合的かつ効果的な整備のための具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行後1年以内に、必要な措置を講ずる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

本法律案は、派遣労働者の一層の雇用の安定、保護等を図るため、特定労働者派遣事業を廃止するとともに、労働者派遣の役務の提供を受ける者の事業所その他派遣就業の場所ごとに派遣可能期間を設ける等の措置を講じようとするものである。

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 26.11.13可決 参議院 11.17経済産業委員会付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等

の措置を講じようとするものである。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 10環境委員会付託 11. 19本会議可決）

【要旨】

福島県においては、放射性物質に汚染された大量の土壌や廃棄物が発生し、直ちに最終処分することは困難であることから、これを安全に集中的に貯蔵・管理する中間貯蔵施設が不可欠であり、国の責任において、この中間貯蔵施設を整備し、管理運営を行うこととしている。

本法律案は、今後、中間貯蔵施設への搬入を開始するに当たって、地元の申入事項等に応えつつ、中間貯蔵を確実に実施するため、法律において中間貯蔵施設に関する国の責務を規定し、その中核として「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を明記するとともに、専門性を有し、国と一体となって事業を支援する組織が、中間貯蔵に係る事業を行えるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の題名を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」に変更する。
- 二、国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとし、特に、中間貯蔵施設を整備し、及びその安全を確保するとともに、当該施設の周辺の地域の住民その他の関係者の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるほか、中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする。
- 三、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）の事業に、国、福島県、福島県内の市町村その他環境省令で定める者の委託を受けて、中間貯蔵を行うこと、並びに福島県内除去土壌等の収集及び運搬を行うこと等を追加する。
- 四、政府は、会社が中間貯蔵に係る事業又はポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならないものとする。
- 五、その他の措置として、政府の追加出資、区分経理の導入等所要の規定の整備を行う。
- 六、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（26. 11. 18環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の事業継続を前提として、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外での最終処分完了を確実に実行することが政府に課せられた法的責務であることを十分に踏まえつつ、環境省を中心に政府は最終処分地の選定を検討し、除去土壌等の減容化技術の早期開発等、必要な措置の具体的内容と各ステップの開始時期を明記した工程表を作成するとともに、その取組の進捗状況について毎年、国会に報告すること。
また、万が一、取組に遅れが生じるおそれがある場合においては、その原因を徹底的に究明するとともに対応策を講じ、本委員会において法定期間内での最終処分完了に国が責任を持つことを改めて明言すること。
- 二、中間貯蔵施設の整備から福島県内除去土壌等の同施設への搬入、運営管理、福島県外での最終処分に至るまでの間、講じられるすべての施策について、国の責務規定の趣旨を踏まえ主導的に取り組むこと。また、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に委託した事業において、万が一、事故等が生じた場合には、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 三、中間貯蔵施設の整備に当たっては、地権者に分かりやすく丁寧に説明し、地権者の理解を得られるようにすること。また、国が土地を買い取る場合でも住民票を残せるようにするなど、各地権者の希望に沿った柔軟な対応に努めること。
- 四、中間貯蔵施設の供用開始については、福島県及び県内市町村等の意向に配慮しつつ早期に実現

できるよう努め、福島県内に多数設置されている除去土壌の仮置場等の早期解消を図ること。また、その際には仮置場等に万が一にも除去土壌が流出、残留することのないよう細心の注意を払うこと。

五、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送ルートの設定など輸送計画策定に当たっては、福島県及び県内市町村等の意見を十分に聞いた上で、安全・安心に十分配慮したものとすること。

六、中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に伴い生じる道路改良・維持修繕、交通安全施設の整備、粉じん・騒音対策、モニタリングなど、道路に係る様々な維持管理や、搬入に伴い生じるルート沿線住民に対する周辺対策に関する経費は、中間貯蔵施設の搬送ルートに基因するものであることから、政府において対応すること。

七、中間貯蔵施設及び福島県内除去土壌等の輸送に関し、関係住民の安全・安心を確保するため、福島県及び大熊町・双葉町との協定を早期に締結すること。

八、中間貯蔵施設の設置予定地周辺の住民を中心として、放射性物質による環境汚染や風評被害が懸念されていることに鑑み、除去土壌等の保管に際しては万全な安全管理と確実なモニタリングを行うとともに、徹底した情報公開の下で住民の不安を取り除くための説明を継続して実施すること。

九、中間貯蔵施設設置に係る協議の中で福島県及び大熊町、双葉町に対し講じることとした、新規かつ追加的な財政措置については、その適正な執行と透明性の確保に十分留意し、国民の理解を得よう努めるとともに、地域の実情に配慮し、使途の自由度を高めること。また、今後も原子力発電所事故による極めて過酷な状況が継続することに鑑み、福島県の復興に係る財政措置については、県及び関係市町村と引き続き十分な協議を行うこと。

十、本改正により中間貯蔵・環境安全事業株式会社に追加される中間貯蔵に係る事業を、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の進捗に影響を及ぼすことなく、福島県外での最終処分の完了に至るまでの間、国と一体となって滞りなく実施できるよう、放射性物質に係る専門的人材を確保するなど、同社の体制強化を速やかに行うこと。

十一、中間貯蔵に係る事業の追加を含む今回の法改正が特殊会社の延命との批判を受けることのないよう、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対して厳正な運営と人事管理に努めるとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業及び中間貯蔵に係る事業の終了の際には、特殊法人改革の趣旨を踏まえ、廃止を含めた組織の見直しを迅速かつ適正に行うこと。

右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）

（衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 5内閣委員会付託 11. 12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成26年8月7日付けの職員の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当及び勤勉手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定並びに地域手当の級地の区分及び支給割合並びに広域異動手当の支給割合の改定を行うとともに、管理職員特別勤務手当の支給要件である勤務の範囲を広げ、再任用職員について単身赴任手当を支給することとし、あわせて、寒冷地手当の支給地域の改定を行う等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

1 平成26年度の給与改定

ア 指定職俸給表を除く全ての俸給表の俸給月額を若年層に重点を置きながら広い範囲の号俸について引き上げる。

イ 勤勉手当の支給割合を年間0.15月分引き上げる。

ウ 通勤手当について、交通用具使用者に対する手当の月額を引き上げる。

- エ 初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額を限度額を引き上げる。
 - 2 給与制度の総合的見直し
 - ア 医療職俸給表（一）を除く全ての俸給表の俸給月額を初任給に係る号俸等を除いて引き下げる。
 - イ 地域手当の級地区分及び支給割合を見直す。
 - ウ 広域異動手当の支給割合を引き上げる。
 - エ 単身赴任手当について、基礎額及び職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて加算することとされている額の限度額を引き上げる。
 - オ 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給する。
 - カ 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、限度額を引き下げる。
 - キ 55歳を超える特定職員の俸給月額等の減額支給の期間を、平成30年3月31日までの間とする。
 - 3 再任用職員に単身赴任手当を支給する。
- 二、国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部改正
寒冷地手当の支給地域を見直す。
- 三、施行期日等
- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の2及び3並びに二は平成27年4月1日から施行し、一の1ア、ウ及びエは平成26年4月1日から適用する。
 - 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

政府及び人事院は、本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 女性の社会進出と活躍を促進するとともに、少子化対策を推進するため、育児に責任を有する国家公務員の処遇の改善について検討すること。
- 二 今回の改正に当たり、常勤職員との給与格差の拡大を抑制するため、非常勤職員の処遇の改善に努めること。
- 三 東日本大震災からの復興・再生等の促進と、その業務に従事している公務員の士気の確保を図るため、必要な体制の整備や健康対策等の措置を講ずること。
- 四 自主性及び自律性の発揮という独立行政法人通則法の趣旨並びに職員に適用される労働関係法制度にのっとり、職員の給与改定及び給与制度の見直しに関しては、独立行政法人の労使交渉における決定に基づき対応すること。
- 五 地方公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しに関しては、地方公務員法に基づき地方公共団体における自主的・主体的決定が適正になされることを旨とすること。
- 六 国の財政事情が厳しい折、今回の改正により特別職の期末手当が引き上げられるが、国务大臣、副大臣及び大臣政務官等の特別職の職員並びに事務次官等の高位の政府職員の給与については、民間企業の給与体系も参考にしつつ、中長期的に検討すること。
- 七 ICT（情報通信技術）の活用などの業務改革を推進し、定員の合理化に強力に取り組みつつ、人的資源の効果的な配分を行うことにより、国家公務員の総人件費の厳格な抑制に努めること。右決議する。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）

（衆議院 26.11.4可決 参議院 11.5内閣委員会付託 11.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとする

るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成26年度の給与改定

- 1 秘書官の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。
- 2 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の期末手当の支給割合について、一般職の職員の給与改定に準じて引き上げる。

二、給与制度の総合的見直し

- 1 内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額について、一般職の職員の給与改定に準じて引き下げる。
- 2 常勤の委員等に支給する日額手当の限度額を引き下げる。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は平成27年4月1日から施行し、一の1は平成26年4月1日から適用する。
- 2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）と同一内容の附帯決議が行われている。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 26.11.4可決 参議院 11.5内閣委員会付託 11.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の給与制度の総合的見直し等が退職手当の支給水準に及ぼす影響等に鑑み、現行の退職手当の支給水準の範囲内で、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、退職手当の調整額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、退職手当の調整額の改定等

- 1 第1号区分から第10号区分までの調整月額を引き上げる。
- 2 第10号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給する。
- 3 退職日の俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表8号俸の額に相当する額を超える者等について、退職手当の基本額に乗ずる率を引き上げる。

二、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定める。

【附帯決議】（26.11.11内閣委員会議決）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）と同一内容の附帯決議が行われている。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 26.11.11可決 参議院 11.17法務委員会付託 11.21本会議可決）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成26年度の官民較差等に基づく報酬月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた俸給表の水準の引上げ）に伴い、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる裁判官の報酬月額を引き上げる。

二 政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定

一般の政府職員の給与制度の総合的見直し（地域の民間給与水準を踏まえた俸給表の水準の引下げと地域手当の支給割合の見直し等）に伴い、平成27年度以降の裁判官の報酬月額を引き下げ

る。

三 施行期日等

一は公布の日から施行し、一による改正後の裁判官の報酬等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二は、平成27年4月1日から施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.17法務委員会付託 11.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額を改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成26年度の官民較差等に基づく俸給月額の改定

一般の政府職員の給与改定（民間の給与水準に合わせた俸給表の水準の引上げ）に伴い、行政職俸給表（一）の適用を受ける職員の俸給に準じて定められる検察官の俸給月額を引き上げる。

二 政府職員の給与制度の総合的見直しに伴う改定

一般の政府職員の給与制度の総合的見直し（地域の民間給与水準を踏まえた俸給表の水準の引下げと地域手当の支給割合の見直し等）に伴い、平成27年度以降の検察官の俸給月額を引き下げる。

三 施行期日等

一は公布の日から施行し、一による改正後の検察官の俸給等に関する法律の規定は平成26年4月1日から適用する。二は、平成27年4月1日から施行する。

関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号)

(衆議院 26.10.31可決 参議院 11.5財政金融委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、関税制度について所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オーストラリア産牛肉に係る特別セーフガード措置の導入

オーストラリア産牛肉の輸入数量が一定の数量を超えた場合に、適用される税率を協定により引き下げられた税率から現行税率に戻す特別セーフガード措置に係る規定等を設ける。

二、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う措置の導入

飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をするオーストラリア産麦について、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保するための制度に係る規定等を設ける。

三、原産品であることの確認手続の整備

輸入者等が自ら輸入貨物の原産性を申告する制度（自己申告制度）の導入に伴い、税関が当該輸入貨物がオーストラリアの原産品であることを確認するための手続に係る規定等を設ける。

四、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(26.11.11財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 飼料の原料として使用するものであることを要件として関税の撤廃をする豪州産麦については、税関の監督の下で当該用途に使用されることを担保する必要があることから、製造工場に対する税関長の承認要件を明確化するとともに、製造等に係る検査を適切に行うよう努めること。

一 輸入者等が自ら貨物の原産性を申告する自己申告制度を初めて導入するに当たっては、税関において、原産性確認手続を適正に行う体制を整備し、手続業務の効率的な運用に努めるとともに、

貿易関係者等への制度の丁寧な周知を図ること。また、豪州税関当局から貨物の原産性の事後確認に資する情報の提供を求められた場合には、輸出者等の営業秘密の保護等に配慮して対応すること。

- 一 外国子会社合算税制については、英国ロイズマーケットにおける日本の損害保険会社の再保険業務等への影響にも配慮し、OECDにおける「税源浸食と利益移転（BEP S）」プロジェクトの取組を踏まえ、必要な検討を行うこと。
右決議する。

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 26.10.31可決 参議院 11.5財政金融委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下「協定」という。）の適確な実施を確保するため、オーストラリア税関当局に対する申告原産品に係る情報の提供等を適かつ確実にを行うための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オーストラリア税関当局に対する情報提供

- 1 申告原産品に関し、オーストラリア税関当局から協定に基づく我が国の原産品（以下「特定原産品」という。）であるか否かについての確認に資すると認められる情報の提供を求められた場合に、当該情報に関係者の秘密を害するおそれのある情報が含まれておりその関係者の同意がない場合等を除き、財務大臣がその求めに応じる。
- 2 財務大臣は、オーストラリア税関当局からの情報の提供の求めに応じようとするとき、又は求めに応じないこととするときは、経済産業大臣に協議し、その同意を得なければならない。

二、特定原産品申告書等を作成した者の書類の保存

特定原産品申告書等を作成した者が、輸出された物品が特定原産品であることを明らかにするための書類を5年間保存しなければならない。

三、税関職員による質問検査等

税関職員が、必要な限度において、特定原産品申告書等を作成した者等に対し、資料の提出の求めや質問検査をすることができる。

四、虚偽の特定原産品申告書等を交付した者等に対する罰則

虚偽の記載をした特定原産品申告書等を交付した者、及び税関職員による質問検査を正当な理由がなく忌避した者等を罰金に処する。

五、施行期日

この法律は、協定の効力発生の日から施行する。

【附帯決議】(26.11.11財政金融委員会議決)

関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）と同一内容の附帯決議が行われている。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.19外交防衛委員会付託 11.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成26年度の官民較差に基づく改定

- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額並びに自衛官候補生の自衛官候補生手当の月額、防衛大学校又は防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）の学生手当の月額及び生徒の生徒手当の月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
- 2 営外手当の月額を6,350円に引き上げる。

- 3 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される12月期の期末手当の支給割合を100分の170に引き上げる。
- 二、平成27年度の給与制度の総合的見直しによる改定
- 1 自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて改定する。
 - 2 常勤の防衛大臣政策参与、学生及び生徒に支給される6月期及び12月期の期末手当の支給割合をそれぞれ100分の155とする。
- 三、本法律は、公布の日から施行する。ただし、二については平成27年4月1日から施行する。

特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法案(閣法第14号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛大綱・中期防衛力整備計画に基づく防衛力整備を確実に実施するため、長期契約を導入することにより装備品や役務の調達コストの縮減と安定的な調達を実現することを目的とするものである。主な内容は、国庫債務負担行為の年限の上限を10か年度に延長すること(財政法上は最長で5か年度)、対象となる装備品等は財務大臣と協議の上、防衛大臣が決定すること、時限立法(中期防衛力整備計画の期末である平成30年度まで)とすること並びに長期契約の概要及び縮減額を公表することである。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 26. 11. 6可決 参議院 11. 12内閣委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における犯罪による収益の移転に係る状況等に鑑み、疑わしい取引の届出に関する判断の方法、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務、犯罪収益移転危険度調査書の作成等に係る国家公安委員会の責務等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、疑わしい取引の届出に関する判断の方法に関する規定の整備

- 1 特定事業者(司法書士等を除く。)は、特定業務に係る取引について、当該取引に係る取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情及び2に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、かつ、主務省令で定める項目に従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の主務省令で定める方法により、疑わしい取引であるかどうかを判断しなければならない。
- 2 国家公安委員会は、毎年、犯罪による収益の移転に係る手口その他の犯罪による収益の移転の状況に関する調査及び分析を行った上で、特定事業者その他の事業者が行う取引の種別ごとに、当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度その他の当該調査及び分析の結果を記載した犯罪収益移転危険度調査書を作成し、これを公表するものとする。

二、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定の整備

特定事業者(業として為替取引を行うものに限る。)は、外国所在為替取引業者との間で、為替取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結するに際しては、当該外国所在為替取引業者が取引時確認等に相当する措置を的確に行うために必要な体制を整備していること等を確認しなければならない。

三、特定事業者の体制整備等の努力義務の拡充

特定事業者が講ずるように努めなければならない措置として、次に掲げる措置を追加する。

- 1 取引時確認等の措置の実施に関する規程の作成
- 2 取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者の選任
- 3 その他一の2に規定する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して講ずべきものとして主

務省令で定める措置

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一の2については、公布の日から施行する。

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(閣法第16号)

(衆議院 26.11.6可決 参議院 11.12内閣委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際連合安全保障理事会決議第1,267号等が国際的なテロリズムの行為を非難し、国際連合の全ての加盟国に対し当該行為を防止し、及び抑止するために国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めていることを踏まえ、我が国が実施する当該措置について必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

第一 公告及び指定

一 国家公安委員会は、国際連合安全保障理事会決議第1,267号、同決議第1,333号その他の政令で定める同決議(第四の二において「第1,267号等決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストが同決議等により設置された委員会の作成する名簿に記載されたときは、その者の氏名又は名称その他の事項を公告するものとする。

二 国家公安委員会は、国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に我が国として寄与するため、次の1及び2のいずれにも該当する者を、国際連合安全保障理事会決議第1,373号(以下「第1,373号決議」という。)によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして、3年を超えない範囲内で期間を定めて指定し、その氏名又は名称その他の事項を公告するものとする。

1 外国為替及び外国貿易法第16条第1項に規定する本邦から外国へ向けた支払をしようとする居住者又は非居住者等であるとしたならば、同項の規定により許可を受ける義務を課せられることとなる者

2 次のいずれかに該当する者

イ 公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、行おうとし、又は助けたと認められる者であつて、将来更に公衆等脅迫目的の犯罪行為を行い、又は助ける明らかなおそれがあると認めるに足りる十分な理由があるもの等

ロ 財産の凍結等の措置に係る者の権利利益の保護に留意しつつ国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止を図る上で我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により、第1,373号決議が求める国際テロリストの財産の凍結等の措置がとられている者

三 国家公安委員会は、二による指定(以下「指定」という。)をしようとするときは、行政手続法第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

四 国家公安委員会は、三及び行政手続法第13条第1項の規定によっては財産の隠匿その他の行為により指定後に二による措置の確実な実施を図ることが著しく困難となると認めるときは、これらの規定にかかわらず、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないで、効力を15日とする仮指定をすることができる。

第二 公告国際テロリストの財産の凍結等の措置

一 第一の一により公告された者又は指定(仮指定を含む。)を受けている者(以下「公告国際テロリスト」という。)は、一定の財産の贈与を受けること等の行為をしようとするときは、都道府県公安委員会の許可を受けなければならない。

二 何人も、公告国際テロリストが一の許可を受けていないときは、その者がする一の行為の相手方となつてはならない。

三 都道府県公安委員会は、公告国際テロリストに対し、その者が所持している財産の一部の提出を命じ、これを仮領置することができる。

四 都道府県公安委員会は、二に違反する行為をしてはならないことを命ずることができる。

第三 その他

罰則について所要の規定を整備する。

第四 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 この法律は、第1,267号等決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）及び第1,373号決議（国際テロリストの財産の凍結等の措置に係る部分に限る。）がいずれもその効力を失ったときは、速やかに、廃止するものとする。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第17号)

(衆議院 26.11.11可決 参議院 11.13政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月から5月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、平成27年3月から5月までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、原則として、その選挙の期日を都道府県及び指定都市の選挙にあっては平成27年4月12日、指定都市以外の市、町村及び特別区の選挙にあっては、同月26日に統一する。

二、平成27年6月1日から同月10日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の期日について、それぞれ一に掲げる期日とすることができる。

三、都道府県又は指定都市の選挙の候補者となった者は、当該選挙区を含む区域において行われる市区町村の選挙又は市区町村の選挙と同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の補欠選挙等の候補者となることができない。

四、統一地方選挙についての寄附等の禁止期間は、それぞれの選挙の期日の90日前から当該選挙の期日までの間とする。

五、この法律は、公布の日から施行する。

災害対策基本法の一部を改正する法律案(閣法第18号)

(衆議院 26.11.4可決 参議院 11.6災害対策特別委員会付託 11.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、大規模地震、大雪等の災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者が自ら緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件を移動することができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 道路管理者は、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者等に対し、当該車両等を付近の道路外の場所へ移動すること等の措置をとることを命ずることができることとする。

二 道路管理者は、一の命令の相手方が現場にいないために車両の移動等の措置を命ずることができないとき等は、自ら当該措置をとることができることとする。この場合において、道路管理者は、やむを得ない限度において車両等を破損し、土地の一時使用等を行うことができることとし、

これにより通常生ずべき損失を補償しなければならないこととする。

三 国土交通大臣は道路管理者である都道府県及び市町村に対し、都道府県知事は道路管理者である指定都市以外の市町村に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、車両の移動等の措置をとるべきことを指示することができることとする。

四 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、車両の移動等の措置をとるべきことを要請することができることとする。

五 その他所要の規定の整備を行うこととする。

六 この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（26. 11. 12災害対策特別委員会議決）

政府は、今後の大規模地震や大雪等の災害時において、緊急通行車両の通行の確保等がなされるよう、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 災害時の道路啓開に万全を期すため、道路管理者の人員体制の確保、重機等の資機材の充実等による現場における体制の強化並びに安全の確保を図ることとし、そのために必要な措置を講じること。

二 本法の趣旨及びその内容について、道路管理者、車両の占有者、地域住民等に対し十分な周知を図るとともに、災害時の自動車運転の在り方や道路上の車両停止の在り方について、運転免許保有者に対する講習や防災訓練等を通じて適切な普及啓発を図ること。

三 災害時における車両の移動等を行う際の車両、土地等への損失補償について、可能な限りその手続の簡素化と補償の迅速化が図られるよう適切な措置を講じること。

四 災害時における発災直後から復興段階に至る一連の過程において、メンタルヘルスを含む医療体制の充実が犠牲者や被害者の拡大防止を図る上で重要であることに鑑み、災害対策基本法において各自治体が策定する「地域防災計画」に定める事項として「医療」の例示を検討すること。
右決議する。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 26. 11. 4可決 参議院 11. 5国土交通委員会付託 11. 12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県は、基礎調査の結果を公表しなければならないこととする。

二 国土交通大臣は、都道府県の基礎調査が適正に行われていない場合において、当該都道府県が講ずべき措置の内容を示して是正の要求を行うものとする。

三 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該区域ごとに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等を定めるものとする。

四 都道府県知事は、避難勧告等の判断に資するため、土砂災害警戒情報を関係のある市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を講じなければならないこととする。

五 市町村長は、土砂災害に係る避難勧告等を解除しようとする場合において、国土交通大臣又は都道府県知事に対し、助言を求めることができることとし、この場合において、助言を求められた国土交通大臣又は都道府県知事は、必要な助言をするものとする。

六 国土交通大臣は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づく

都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、都道府県及び市町村に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

七 その他所要の規定の整備を行うこととする。

八 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】 (26. 11. 11国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 基礎調査の実施については、都道府県における取組に差が大きい現状を踏まえ、都道府県における基礎調査の実施目標や進捗状況を定期的に把握し公表するとともに、おおむね5年をめぐり基礎調査が完了するよう努めること。

二 基礎調査の結果の公表については、地域の住民が、自ら居住する地域の現状について容易に理解できる内容を、ホームページ、掲示板、回覧板、地方公共団体の広報等伝わりやすい形で行うとともに、調査対象区域内の土地、家屋の購入予定者及び賃貸を希望する者に対し、公表された基礎調査の結果についての適確な説明がなされるよう必要な対応を行うこと。また、地域住民が相談し、助言を受けることができる体制の充実に向け必要な支援を行うこと。

三 都道府県において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が確実に行われるよう、必要な措置を講じること。

四 基礎調査及び土砂災害警戒区域等の指定が進まない原因に人員と財源の不足が指摘されている現状を踏まえ、都道府県のこれらの負担軽減のための支援措置を含め必要な方策を検討すること。

五 移転勧告制度が適切に運用されるよう、移転勧告の基本的な考え方を示したガイドラインをできるだけ早期に示すよう努めること。

六 土砂災害警戒情報の関係市町村長への通知及び一般への周知については、都道府県が気象庁及び市町村と連携して土砂災害の危険性に関する情報が住民等に確実に届くように行うとともに、雨量等きめ細かな情報の提供も行われるよう、十分配慮すること。

七 市町村において土砂災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設における警戒避難体制が構築されるための必要な措置を講じること。また、防災上の配慮を要する者が利用する施設や指定避難所等について、土砂災害の危険性の把握に努め、地方公共団体において土砂災害防止施設の設置など安全対策が重点的に実施されるよう支援すること。

八 この法律に基づく都道府県及び市町村が行う事務が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うために必要な情報の収集や土砂災害に関する人材の育成、能力向上に努めること。

右決議する。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第20号) (先議)

(参議院 26. 10. 27内閣委員会付託 11. 5本会議可決 衆議院 11. 21可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資する等のため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、練習射撃場の制度の拡充

1 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃に係る練習射撃場の制度を新設し、当該練習射撃場において、空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行うことができることとする。

2 年少射撃資格者が練習射撃場において射撃練習を行う場合の措置

練習射撃場を管理する者は、年少射撃資格者が当該練習射撃場において空気銃の射撃練習を行うおとすときは、その指導を行う者を、練習射撃指導員のうちから指名しなければならない。

二、年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

1 年少射撃資格者の下限年齢の引下げ

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げる。

2 年少射撃資格の認定の失効年齢の引上げ

年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げる。

三、その他の規定の整備

災害により猟銃を亡失した者等について、猟銃の許可の基準の特例を定める。

四、施行期日等

1 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、三及び二については、公布の日から施行する。

2 経過措置

東日本大震災等の災害により三の施行の前日に猟銃を亡失した者等について、ライフル銃の許可の基準の特例を定める。

【附帯決議】(26.10.30内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について万全を期すべきである。

一 年少射撃資格者の制度の運用に際しては、危害の発生を予防する観点から、射撃指導員の育成、射撃指導員に対する監督等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

二 練習射撃場における銃砲の管理及び保管について、その実情を把握し、必要があると認めるときは、練習射撃場の管理者等に対する指導その他の所要の措置を講ずること。

三 猟銃の操作及び射撃の技能向上・安全確保を図るため、射撃場の整備に際し、設置者等に対し指導・助言を行うこと。

四 猟銃等の所持許可に係る事務の処理が適切に行われるよう、各都道府県警察に対し指導・助言を行うこと。

右決議する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)(先議)

(参議院 26.10.29厚生労働委員会付託 11.7本会議可決 衆議院 11.14可決)

【要旨】

本法律案は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 二類感染症に中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSCoRNAウイルスであるものに限る。)を追加する。

二 二類感染症である鳥インフルエンザについては、病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清亜型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に変異するおそれが高いものの血清亜型として政令で定めるものであるものに限る。

三 都道府県知事は、開設者の同意を得て、厚生労働省令で定める五類感染症の患者の検体又は当

該感染症の病原体の提出を担当させる病院若しくは診療所又は衛生検査所を指定する。

四 都道府県知事は、必要があると認めるときは、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための必要な調査として当該職員に感染症の患者等に対し検体若しくは感染症の病原体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを求めさせることができる。

五 都道府県知事は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、一類感染症等の患者等に対し当該者の検体を提出し、若しくは当該職員による当該検体の採取に応じるべきことを勧告することができる。都道府県知事は、勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該職員に検査のため必要な最小限度において、当該検体を採取させることができる。

六 保健所長は、結核登録票に登録されている者について、結核の予防又は医療を効果的に実施するため必要があると認めるときは、病院、診療所、薬局等に対し、処方された薬剤を確実に服用する指導その他必要な指導の実施を依頼することができる。

七 この法律は、一部を除き、平成28年4月1日から施行する。

【附帯決議】（26.11.6厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、感染症の患者等に対する検体採取等の勧告及び措置の実施に当たっては、患者等に対する差別や偏見につながるものがないよう十分に配慮すること。また、感染症の検体に係る個人情報の管理に当たっては、個人のプライバシー保護の観点から、地方自治体、医療機関等に対し、管理システムの維持、取扱基準の遵守の徹底等が厳格に行われるよう必要な支援を行うこと。

二、エボラウイルスを始めとする一種病原体等を取り扱うBSL4施設を指定し稼働させることは、ウイルス変異の確定、治療薬やワクチンの研究開発等に不可欠であり、また国内における研究者の育成にも資することから、地域住民及び関係自治体の理解を得る努力を進め、政府を挙げて指定・稼働に向けた環境整備を速やかに実施すること。

三、原則として各都道府県に一つ指定される第一種感染症指定医療機関がまだ九つの県において指定されていない状況に鑑み、都道府県における感染症指定医療機関の確保を支援し、感染症患者等が必要とする医療提供体制を全国的に整備すること。

四、地方衛生研究所が果たす役割の重要性に鑑み、地方衛生研究所について、感染症対策における位置付けを明確化し、国立感染症研究所との連携が強化されるよう配慮すること。

五、二類感染症である鳥インフルエンザの範囲について、政令で血清亜型を定めることにより特定することとしたことを踏まえ、政令に規定する感染症の重篤性及び感染力等を適切に勘案するとともに、後にその評価に変更が生じた場合には、速やかにその類型について見直しの検討を開始すること。

六、エボラ出血熱等の海外における発生の状況を踏まえ、これらの感染症が国内において発生した場合に迅速かつ適切に対処することができるよう、関係機関に対し対応策の周知徹底を図るとともに、学校保健及び産業保健領域を含むあらゆる医療従事者等が研修やシミュレーションを重ねることができるよう必要な支援を行うなど、備えに万全を期すこと。特に、感染症患者等の感染症指定医療機関への搬送については、緊急時における現場の混乱回避のための事前の詳細な実施手順の作成等、その体制整備が図られるよう、必要な支援を行うこと。

七、国民に対して、日頃より、健康に重大な影響を及ぼす感染症に関する正確で分かりやすい情報をインターネット等を通じて随時広く提供したり、医療機関、介護施設、学校等での周知を図るなど、迅速かつ積極的な広報を行い、感染症に対する国民の理解を促すとともに不安の軽減に努めること。

八、国境のボーダーレス化により輸入感染症の拡大が懸念される現状に鑑み、あらゆる感染症の予防・診断・治療に当たることができる専門家を育成するため、海外研修制度の充実等の必要な措置を講ずること。

九、地球規模化する感染症問題への対応に当たっては、WHO及び諸外国の関係機関との連携を更に強化し、最新の情報の入手・分析体制を充実させるとともに、都道府県、保健所、検疫所、入

国管理局等の関係各機関相互の情報ネットワークを強化すること。
右決議する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案(閣法第22号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めようとするものである。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約を改正する1996年の議定書の改正に伴い、船舶の所有者等がその責任を制限することができる債権についての責任の限度額を引き上げようとするものである。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲の拡大等を行おうとするものである。

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 26. 11. 11可決 参議院 11. 14消費者問題に関する特別委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、課徴金制度の導入

- 1 事業者が、自己の供給する商品又は役務の取引について、この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下「新法」という。）第5条に規定するいわゆる優良誤認表示又は有利誤認表示をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該行為（以下「課徴金対象行為」という。）に係る売上額に100分の3を乗じた額の課徴金の納付を命じなければならない。
- 2 内閣総理大臣は、1の命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が優良誤認表示に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、当該事業者が当該資料を提出しないときは、当該表示は優良誤認表示と推定する。

二、課徴金対象行為に該当する事実の報告による課徴金の額を減額する制度の導入

一の1の場合において、内閣総理大臣は、当該事業者が課徴金対象行為に該当する事実を内閣総理大臣に報告したときは、課徴金の額に100分の50を乗じて得た額を当該課徴金の額から減額するものとする。

三、返金措置の実施による課徴金の額を減額する等の制度の導入

1 五の通知を受けた者は、商品又は役務の取引を行った一般消費者であって特定されているものからの申出があった場合に、当該申出をした一般消費者の購入額に100分の3を乗じて得た額以上の金銭を交付する措置（以下「返金措置」という。）について、その実施しようとする返金措置に関する計画（以下「実施予定返金措置計画」という。）を作成し、これを五の弁明書の提出期限までに内閣総理大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 内閣総理大臣は、1の認定をしたときは、一の1にかかわらず、3の期限までの間は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対し、課徴金の納付を命じることができない。

3 認定事業者は、返金措置の実施の結果について、認定を受けた実施予定返金措置計画の実施期間の経過後1週間以内に、内閣総理大臣に報告しなければならない。

4 内閣総理大臣は、一の1の場合において、3の報告に基づき、認定事業者による返金措置が認定を受けた実施予定返金措置計画に適合して実施されたと認めるときは、当該返金措置により交付した金銭の額を課徴金の額から減額するものとする。

四、課徴金納付義務等

1 課徴金納付命令を受けた者は、一の1等により計算した課徴金を納付しなければならない。

2 課徴金対象行為がなくなった日から5年を経過したときは、内閣総理大臣は、当該課徴金対象行為に係る課徴金の納付を命じることができない。

五、課徴金納付命令に係る弁明の機会の付与のための手続等の整備

内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明書を提出する機会を与えなければならない。弁明書の提出期限までに相当な期間において、納付を命じようとする課徴金の額等を書面により通知しなければならない。

六、課徴金納付命令の執行のための手続等の整備

1 課徴金納付命令は、文書によって行い、納付すべき課徴金の額等及び納期限（課徴金納付命令書の謄本を発する日から7月を経過した日とする。）を記載しなければならない。

2 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者がいるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。

七、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26.11.18消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、不当表示の抑止に係る実効性の観点から、本法の施行状況について不断の評価を行い、課徴金額の算定率や規模基準の設定等について、必要な見直しを行うこと。

二、自主申告による課徴金額の減額措置については、悪質な事業者に利用されることのないよう、申告が適正なものであるか否かについて厳正な判断を行うこと。

三、返金措置による課徴金額の減額を行う制度は、その運用を公平公正なものとし、消費者の被害回復をできる限り促進する観点から、既に実施されている自主的な返金措置の実態を踏まえ、事業者にとって活用しやすいものとなるよう努めること。

四、課徴金制度の導入に当たっては、違反事例集や運用方針を作成するなどにより、法の趣旨、違

反行為の構成要件の考え方、事業者が表示に際して払うべき注意事項、課徴金算定方法等を事業者に対して丁寧に説明すること。また、不当表示等の解釈については、国際的な動向を踏まえ、その基準の明確化と周知徹底を図るとともに、問合せ窓口の設置などの相談体制を充実させること。

五、課徴金制度の導入に伴う事務量の増大が、措置命令等の執行に影響を及ぼすことがないように、十分な予算を確保し、人員の適正な配置を行い、法の執行体制の強化や都道府県及び関係機関との連携の強化に努めること。

六、事業者団体や消費者団体等による広告・表示の適正化に向けた自主的な取組を促進するため、情報の提供をはじめ、財政的支援その他の必要な支援を行うこと。また、消費者被害の防止や回復のために行う普及啓発活動等の支援の在り方を引き続き検討すること。

七、全ての不当表示を行政機関のみで監視することは困難であることに鑑み、不当表示の未然防止を図るための手段として、事業者自らが表示の自主ルールを設定を可能とする公正競争規約制度のより一層の普及を促進すること。

右決議する。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の施行の状況に鑑み、審判に著しい長期間を要する事件等を裁判員の参加する合議体で取り扱うべき事件から除外することを可能とする制度を導入するほか、裁判員等選任手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための規定を整備する等所要の法整備を行おうとするものである。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案(閣法第27号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 11. 17文教科学委員会付託 11. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力損害の補完的な補償に関する条約(以下「条約」という。)の適確かつ円滑な実施を図るため、原子力損害を賠償するために必要な資金の補助その他必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める金額を超える場合において、当該原子力事業者に対する原子力損害の賠償の請求の訴えについて、条約の規定により日本の裁判所が管轄権を有することとされているときは、当該原子力事業者に対し、原子力損害賠償資金の一部を補助するものとする。

二、文部科学大臣は、条約の規定により算定されている額の拠出金に要する費用に充てるため、各原子力事業者から、毎年度、一般負担金を徴収するものとする。

三、文部科学大臣は、原子力事業者が賠償する原子力損害の金額が政令で定める額を超えた場合は、当該原子力事業者から特別負担金を徴収するものとする。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

五、一及び三については、この法律の施行前に原子力損害の発生の原因となった事実が生じた場合における当該原子力損害の賠償について、適用しないこと。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 11. 17文教科学委員会付託 11. 21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、我が国の原子力損害賠償制度を原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）上の制度と適合させるための法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び求償権に関する特約は書面によるものとする。
- 二、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対して求償権を有するものとする。
- 三、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約又は原子力損害賠償補償契約の解除は、運搬中はできないものとする。
- 四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(閣法第29号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成32年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、これらの競技大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講じようとするものである。

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(閣法第30号)

(衆議院 26. 11. 13可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、平成31年に開催されるラグビーワールドカップ大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講じようとするものである。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、公立国際教育学校等管理事業に係る学校教育法等の特例措置その他の国家戦略特別区域に係る法律の特例に関する措置の追加等を行うとともに、経済社会の構造改革及び地域の活性化を図るため、民間事業者による公社管理道路運営事業に係る道路整備特別措置法等の特例措置その他の構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものである。

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第30号)

(衆議院 26. 11. 6可決 参議院 11. 10法務委員会付託 11. 14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施する

ため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益（資金以外の土地、建物、物品、役務その他の利益をいう。以下同じ。）を提供させたときは、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 二 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金に処する。
- 三 公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る二の罪を実行しようとする者に対し、資金又は当該公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行に資するその他利益を提供した者は、7年以下の懲役又は700万円以下の罰金に処するものとし、当該公衆等脅迫目的の犯罪行為に係る二の罪を実行しようとする者が、その罪の実行のために利用する目的で、その提供を受けたときも、同様とする。
- 四 三に規定するもののほか、二の罪を実行しようとする者が、その実行のために利用する目的で、資金又はその実行に資するその他利益を提供させたときは、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 五 二の罪の実行を容易にする目的で、これを実行しようとする者に対し、資金又はその実行に資するその他利益を提供した者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。
- 六 そのほか、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行のために利用されるものとして、資金又はその他利益を提供し、又は提供させた者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。
- 七 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第186回国会閣法第48号)

(衆議院 第186回国会26. 6. 5可決 参議院 第186回国会6. 19厚生労働委員会付託 10. 29本会議可決 衆議院 26. 11. 21可決)

【要旨】

本法律案は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法の特例を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「特定有期雇用労働者」とは、専門的知識等を有する有期雇用労働者（1年間当たりの賃金の額が一定の額以上である者に限る。）であって、当該専門的知識等を必要とする業務（5年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものに限る。以下「特定有期業務」という。）に就くもの（以下「第一種特定有期雇用労働者」という。）及び定年（60歳以上のものに限る。）に達した後引き続き当該事業主等に雇用される有期雇用労働者（以下「第二種特定有期雇用労働者」という。）をいう。
- 二 厚生労働大臣は、事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置に関する基本的な指針を定め、公表しなければならない。
- 三 事業主は、当該事業主が行う特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。第一種計画には、第一種特定有期雇用労働者が就く特定有期業務の内容並びに開始及び完了の日、有給教育訓練休暇付与等の措置その他の雇用管理に関する措置の内容等の事項を記載しなければならない。第二種計画には、第二種特定有期雇用労働者に対する配置、職務及び職場環境に関する配慮その他の雇用管理に関する措置の内容等の事項を記載しなければならない。厚生労働大臣は、当該認定の申請があった場合において、その計画が一定の要件に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

四 労働契約法第18条第1項の規定の適用については、第一種認定事業主と第一種特定有期雇用労働者との間の契約にあっては、同項中「5年」とあるのは、「特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間（10年を超える場合にあっては、10年）」とし、第二種認定事業主と第二種特定有期雇用労働者との間の契約にあっては、定年後引き続いて当該事業主に雇用されている期間は、通算契約期間に算入しない。

五 国は、第一種認定計画に係る雇用管理に関する措置を講ずる第一種認定事業主に対して、必要な助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

六 この法律は、一部を除き、平成27年4月1日から施行する。

【附帯決議】（26.10.28厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、民事上のルールとして定められている無期転換ルールについて行政の関与の下に特例を定めることはあくまで例外であることに鑑み、特例の対象となる専門的知識等を有する有期雇用労働者の具体的な要件については、無期転換ルールによる労働者保護の趣旨が損なわれることのないよう、慎重に検討を行うとともに、労使のコンセンサスを得た上で決定すること。その際、特に年収要件については、一般の労働者の賃金水準と比較して相当程度を超える額に設定すること。

二、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、本法の特例の対象となることで、本来全ての労働者に等しく保障されるべき無期転換申込権が制限されることに鑑み、その処遇及び雇用管理については、契約締結時の年収水準以外の社会保険、諸手当、福利厚生、企業内職業訓練等についても、一般の労働者との均衡を考慮したものとなるよう、認定事業主に対し周知徹底を行うこと。

三、専門的知識等を有する有期雇用労働者については、特定有期業務の期間中の雇用の安定や、労働契約法第19条の趣旨も踏まえて、合理的な理由のない雇止めを回避することが望ましい旨、認定事業主に対し周知徹底すること。

四、特定有期雇用労働者の雇用管理に関する措置についての計画の認定手続については、事業主に過大な負担が生じないよう簡素な仕組みとするとともに、労働者の意見がその計画に適切に反映される仕組みについて十分な検討を行うこと。

五、基本指針の策定に当たっては、女性の活躍推進に向けた就労支援の充実が求められているにもかかわらず、有期雇用労働者の育児休業取得率がいまだ低い状況にあることに鑑み、雇用管理に関する措置の内容に関する事項として、特例の対象となる女性有期雇用労働者の産前産後休業及び育児休業の取得が促進できる環境整備を図ることを明確に示すよう検討すること。あわせて、女性有期雇用労働者に対する妊娠、出産、育児休業取得等を理由とする雇止めの実態について、十分な調査を行い、その結果に基づき適切な対応策を遅滞なく講ずること。

六、無期転換ルールの本格的な適用開始に向けて、労働者及び事業主双方への周知、相談体制の整備等に万全を期すとともに、無期転換申込権発生を回避するための雇止めを防止するため、実効性ある対応策を講ずること。特に、60歳未満から有期労働契約を反復更新しており、高年齢者雇用安定法における高年齢者雇用確保措置の対象外となる労働者については、引き続き無期転換ルールにより雇用の安定が図られることが重要であることに十分留意すること。

七、高年齢者については、事業主が継続雇用制度を導入し、定年後に有期労働契約によって引き続き雇用する際は、原則65歳までは契約更新がされるものであるとの高年齢者雇用安定法の趣旨に沿った適切な雇用管理がなされる必要がある旨の周知徹底を強化するとともに、違反事業主に対する指導等を通じて制度の適正な運用確保に努めること。その上で、本法の特例の対象となる定年後に引き続き雇用される有期雇用労働者の雇用管理については、65歳以降においてもその雇用が継続できる環境が整備されるよう、認定事業主に対して必要な指導等を行うこと。

八、雇用労働政策の決定や法律の制定改廃に当たっては、ILOの三者構成原則の趣旨を十分に踏まえ、公労使の三者で構成される労働政策審議会において十分な時間を掛けた議論を積み重ねるという原則を変更しないこと。

右決議する。

本院議員提出法律案

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案(参第1号)

(参議院 26.11.5財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、インターネットをはじめとする情報通信技術の急速な発展により、デジタルコンテンツの提供等の取引が日常的に行われるようになってきていること等に鑑み、インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に関し、経済活動に対する中立性及び我が国の課税権を確保する等の観点から、消費税制度における役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に係る基準について必要な見直しを行うとともに、これにより新たに課税対象となる役務の提供に係る課税方式について必要な措置を講ずるものである。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 26.11.6農林水産委員長提出 11.7本会議可決 衆議院 11.13可決)

【要旨】

本法律案は、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る規定の特例の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとするものである。

特定秘密の保護に関する法律等を廃止する等の法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特定秘密の保護に関する法律等の廃止等を行おうとするものである。

国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の資産及び負債、国の事務及び事業に要した費用その他の国の財務に関する状況を明らかにし、かつ、国会等による予算執行に対する検証の充実を図り、もって政府の有する国の財政状況を国民に説明する責務が十分に果たされるようにするとともに、適正な予算編成と効率的な行政の推進に寄与するため、企業会計の慣行を参考とした国の財務書類等の作成及びその国会への提出等による財務情報の開示等について定めるものである。

児童の通学安全の確保に関する施策の推進に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、通学中の児童が巻き込まれる交通事故の発生を防止するとともに、犯罪行為、災害その他の交通事故以外の事由により通学中の児童に生ずる危険を軽減するため、児童の通学安全の確保に関し、基本指針、市町村児童通学安全計画、児童通学安全協議会、児童通学安全交付金等について定めることにより、児童通学交通安全区域における交通の規制、児童が通学のために通行する道路の整備その他の児童通学安全確保対策を推進しようとするものである。

高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策の推進に関

する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等教育に係る家計の負担能力の程度が高等教育を受ける機会の確保に影響を与えている状況に鑑み、教育基本法の本質にのっとり、家計の負担能力の程度にかかわらず、意欲及び能力のある者が高等教育を受ける機会を確保することができるようにするため、高等教育に係る家計の負担を軽減するための税制上の措置その他の必要な施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、当該施策の推進を図ろうとするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、国税庁が所掌している内国税の賦課及び徴収に関する事務等並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

労働基準法等の一部を改正する法律案(第186回国会参第1号)

(参議院 第186回国会26.6.19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、最近の労働者をめぐる社会経済情勢に鑑み、労働者の保護の強化を図るため、労働時間の管理及び休日に関する規制の強化、労働者の適切な職業選択に資する情報の充実、職場における優位性を不当に利用して労働者に苦痛を与える行為等の防止、時間外労働等管理規程の作成等に関し必要な措置を講じようとするものである。

原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(第186回国会参第13号)

(参議院 第186回国会26.6.19環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

原子力規制委員会設置法の目的規定等において原子炉の廃止を明記し、原子力規制委員会に廃炉安全専門審査会を置き、及び福島原子力発電所事故に係る原子力規制委員会の責務を定めようとするものである。

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(第186回国会参第26号)

(参議院 第186回国会26.6.20環境委員会付託 審査未了)

【要旨】

瀬戸内海の現状等に鑑み、瀬戸内海の環境の保全上有効な施策を一層推進するため、瀬戸内海の環境の保全に関する基本理念を定め、基本計画について記載事項の拡充及び定期的な見直しの明確化を図り、並びに府県計画の策定時における協議会の意見聴取等並びに基本計画及び府県計画の達成に必要な措置に係る地方公共団体への援助について定めるとともに、漂流ごみ等の除去、有害動植物の駆除、水産動物の種苗の放流、環境の調査等について定めるほか、栄養塩類の管理の在り方に関する検討及び特定施設の規制の在り方を含めた新法の規定に関する検討について定める等の措置を講じようとするものである。

女性の健康の包括的支援に関する法律案(第186回国会参第27号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の健康の増進に関し、女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策を行うことが重要であること、女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策が必要となっていること、女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及及び活用を図る必要があること等に鑑み、女性の健康の包括的支援に関する施策を総合的に推進するため、女性の健康の包括的支援について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、女性の健康の包括的支援に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

脳卒中対策基本法案(第186回国会参第28号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、脳卒中が国民の疾病による死亡の主要な原因となっているとともに、国民が介護を要する状態等となる主要な原因となっていること等脳卒中が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状並びに脳卒中を発症した疑いがある傷病者の搬送及び医療機関における当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療の迅速な提供等、脳卒中に係る保健、医療及び福祉に係るサービスの緊密な連携等が強く求められていることに鑑み、脳卒中対策を総合的かつ計画的に推進するため、脳卒中対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中対策の基本となる事項を定める等の措置を講じようとするものである。

臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案(第186回国会参第29号)

(参議院 第186回国会26. 6. 19厚生労働委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、検査技術の高度化等に対応するため、臨床検査技師が業として行う検体検査の分野を厚生労働省令で定めることとするとともに、衛生検査所の登録に関する基準及び病院等が検体検査の業務を委託する場合における受託者に関する基準として、厚生労働省令で、検体検査の精度管理の方法に関する事項が定められるようにしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

※衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)

(衆議院 26.11.4可決 参議院 11.11議院運営委員会付託 11.12本会議可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成26年度の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成26年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 二、平成27年度以後の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。
- 三、この法律は、一については、公布の日から施行し、二については、平成27年4月1日から施行すること。ただし、一のうち給料月額を改定する規定は平成26年4月1日から適用すること。
- 四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 26.11.14可決 参議院 11.14北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会付託 11.19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、目的に、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを追加する。
- 二、「永住被害者」、「永住配偶者」等の必要な定義規定を置く。
- 三、滞在援助金の支給対象に、帰国し、又は入国した被害者の配偶者、子及び孫を加える。
- 四、国は、永住被害者又は永住配偶者の老後における所得を補完し、その良好かつ平穏な生活の確保に資するため、永住被害者又は永住配偶者であって60歳以上であるもの等に対し、老齢給付金を、毎月、支給する。老齢給付金の支給を受けることができる者は、その一部について、一時金の支給を選択することができる。
- 五、国は、永住配偶者であってその配偶者である被害者が65歳に達した後に死亡したもの等に対し、配偶者支援金を、毎月、支給する。
- 六、国は、国民年金法の規定による老齢基礎年金等の支給開始年齢に達した日の属する月の翌月以降に帰国し最初に本邦に住所を有するに至った被害者に対し、当該被害者の請求により、その間の老齢基礎年金等の額に相当する額の特別給付金を支給する。
- 七、国は、帰国し、又は入国した被害者の子が国民年金法の特例として政令で定めるところにより保険料を納付しようとするときは、当該被害者の子に対し、追納支援一時金を支給することができる。
- 八、国は、拉致被害者等給付金の支給開始の時から10年を経過した永住被害者又は永住配偶者であってその生活基盤の再建又は構築が不十分なものについて、10年を超えて拉致被害者等給付金の支給を行うことが特に必要であると認めるときは、当該拉致被害者等給付金の支給開始の時から15年を限度として、拉致被害者等給付金の支給を行うことができる。
- 九、この法律は、平成27年1月1日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律

案(衆第9号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 14厚生労働委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 検査命令及び販売等停止命令の対象物品に「指定薬物と同等以上に精神毒性を有する蓋然性が高い物である疑いがある物品」を加える。また、販売等停止命令の対象行為に広告を加える。
- 二 厚生労働大臣は、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下「厚生労働大臣等」という。）が販売等停止命令をしたときにおいて、その対象となった物品のうちその生産及び流通を広域的に規制する必要があると認める物品について、これと名称、形状、包装等からみて同一のものと認められる物品を製造し、輸入し、販売し、授与し、販売若しくは授与の目的で陳列し、又は広告することを禁止することができる。
- 三 厚生労働大臣等は、指定薬物又は無承認医薬品の広告禁止規定に違反した者に対して、その行為の中止その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置を採るべきことを命ずることができる。
- 四 厚生労働大臣等は、無承認医薬品若しくは指定薬物の広告禁止規定又は販売等停止命令若しくは二による禁止に違反する広告である特定電気通信による情報の送信があるときは、特定電気通信役務提供者に対して、当該送信を防止する措置を講ずることを要請することができる。
- 五 特定電気通信役務提供者は、四による要請を受けて指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合その他の指定薬物等に係る違法広告である特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものであるときは、賠償の責めに任じない。
- 六 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。
- 七 国及び地方公共団体は、近年における指定薬物等の薬物の濫用の状況に鑑み、その依存症からの患者の回復に資するため、相談体制並びに専門的な治療及び社会復帰支援に関する体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(26. 11. 18厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、危険ドラッグが覚せい剤や大麻と同等以上の作用を持ち、精神錯乱、死亡等の健康被害、事故等が引き起こされるなど、深刻な社会問題となっている現状に鑑み、危険ドラッグの販売・使用等の更なる実態把握及び調査研究に努めるとともに、インターネット監視体制の充実、関係機関の連携強化を行うこと。
- 二、危険ドラッグの撲滅に向け、その危険性について一層の周知徹底を行うとともに、取締りのための人員及び予算の確保、簡易鑑定方法の確立等の検査体制の整備の推進を図ること。
- 三、危険ドラッグを始めとする薬物全般について、濫用防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発、依存症に関する自助団体への支援を行うとともに、濫用防止及び取締りに資する調査研究の推進を行うこと。

右決議する。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆第10号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 14厚生労働委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、そ

の者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国は、特定配偶者等（ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であって、現に日本国内に住所を有するもの（当該死亡後に婚姻をした者を除く。）をいう。）に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。
- 二 一については、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者でこの法律の施行前に死亡したものの死亡の当時生計を共にしていた配偶者及び一親等の尊属についても、適用する。
- 三 特定配偶者等支援金の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- 四 租税その他の公課は、特定配偶者等支援金を標準として、課することができない。
- 五 この法律は、平成27年10月1日から施行する。ただし、六は、公布の日から施行する。
- 六 国は、非入所者の生活等の実態について速やかに調査を行い、その結果を踏まえ、非入所者の死亡後の配偶者等の生活の安定等を図るための経済的支援の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26. 11. 18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、ハンセン病療養所退所者の死亡後に残された配偶者等に支給される特定配偶者等支援金については、当該配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情を重く受け止め、その申請手続や支給事務が円滑かつ滞りなく進むよう格段の配慮を行うこと。
- 二、国立ハンセン病療養所については、その入所者の良好かつ平穏な療養生活のため、職員の確保に最大限努めること。特に医師の確保に当たっては、地方自治体等関係機関の協力を得て欠員補充に努めること。
右決議する。

空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆第11号)

(衆議院 26. 11. 14可決 参議院 11. 17国土交通委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地をいい、「特定空家等」とは、そのまま放置すれば著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にあると認められる空家等をいうこととする。
- 二 空家等の所有者等は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。
- 三 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策の基本指針を定めるものとともに、市町村は、基本指針に即して空家等対策計画を定め、その作成等及び実施に関する協議を行うための協議会を組織することができることとする。
- 四 市町村長は、固定資産税の課税等のために利用する目的で保有する情報であって空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、内部で利用することができることとする。

- 五 市町村は、空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- 六 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、除却、修繕等の措置をとるよう助言又は指導し、改善されない場合は勧告し、なお所有者等が措置をとらない場合は命令することができることとし、これらに必要な限度において、職員等に空家等の立入調査をさせることができることとする。とともに、所有者等が命令を履行しないとき又は命ずべき所有者等が不明のときは、行政代執行ができることとする。また、国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、必要な指針を定めることができることとする。
- 七 国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。また、国及び地方公共団体は、そのほか必要な税制上の措置等を講ずるものとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（26. 11. 18国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第16号)

（衆議院 26. 11. 18可決 参議院 11. 18農林水産委員会付託 11. 19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態等に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、外国人漁業の規制に関する法律の一部改正

1 本邦の水域における外国人による漁業等の禁止に係る違反に関する罰則の強化

本邦の水域における外国人による漁業、水産動植物の採捕、採捕準備行為及び探査の禁止に係る違反に関する罰金の額の上限を、400万円から3,000万円に引き上げることとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官又は漁業監督吏員による検査に関する規定を漁業法とは別に設けることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則（6月以下の懲役又は30万円以下の罰金）より重い罰則（6月以下の懲役又は300万円以下の罰金）を設けることとする。

二、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部改正

1 我が国の排他的経済水域における外国人による漁業等の禁止又は許可に係る違反に関する罰則の強化

我が国の排他的経済水域における外国人による漁業及び水産動植物の採捕の禁止又は許可に係る違反に関する罰金の額の上限を、1,000万円から3,000万円に引き上げることとする。

2 立入検査の拒否等に関する罰則等

漁業監督官による検査に関する規定を漁業法とは別に定めることとし、その拒否等に関し、漁業法における罰則より重い罰則（300万円以下の罰金）を設けることとする。

三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行することとする。

【附帯決議】（26. 11. 18農林水産委員会議決）

我が国の領海や排他的経済水域での外国漁船による違法操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や我が国漁業者による円滑な漁場利用に対する大きな障害となっており、その確実な

取締りが求められている。特に、中国漁船の大量越境操業への対応が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 外国漁船の違法操業に係る罰則の強化等に対応し、水産庁及び海上保安庁による漁業取締体制の一層の充実、強化を図ること。
- 二 漁業取締船、巡視船艇、航空機の整備、充実を努めるとともに、違法操業の現場を確実に捕捉するため、小型高速艇の導入を検討すること。
- 三 近隣諸国の事例に鑑みれば、取締時における外国漁船側の抵抗の激化が懸念されることから、漁業監督官等の安全を確保するため、装備等の充実を図ること。
右決議する。

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆第17号)

(衆議院 26. 11. 18可決 参議院 11. 18総務委員会付託 11. 19本会議可決)

【要旨】

本法律案は、最近における私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合における特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、私事性的画像記録とは、性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像の電子データ等をいい、私事性的画像記録物とは、当該画像を記録した写真、電子データに係る記録媒体等をいう。ただし、撮影対象者が第三者に当該画像を見られることを認識の上、撮影を承諾したものは除外する。
- 二、第三者が撮影対象者を特定できる方法で電気通信回線を通じて私事性的画像記録を不特定又は多数の者に提供した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。また、この方法で私事性的画像記録物を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者も同様とする。さらに、このような行為をさせる目的で私事性的画像記録等を提供した者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
- 三、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律に関し、撮影対象者等からの削除の申出に基づき、特定電気通信役務提供者が画像を削除した場合に生じる情報発信者への損害に係る賠償免責の要件について、情報発信者に対する削除の照会に係る不同意の申出の期限を7日から2日に短縮する特例を設ける。
- 四、国及び地方公共団体は、被害者が告訴等を行いやすくするために必要な体制の充実及び削除の申出先、申出方法等についての周知を図るための広報活動等の充実、一元的に被害者の相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備等の措置を講ずる。
- 五、国及び地方公共団体は、被害の発生を未然に防止するための教育活動及び啓発活動の充実を図る。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。ただし、二は公布の日から起算して20日を経過した日から、三は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

【附帯決議】(26. 11. 18総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、私事性的画像記録の提供等の被害に関し、件数等の実態把握に努めること。
- 二、私事性的画像記録等の拡散抑制に向け、提供手段等の高度化及び多様化に対応すべく、その動向を分析し、地方公共団体等との適切な情報の共有を図ること。
- 三、私事性的画像記録等が拡散した場合にはその被害の回復が著しく困難となることに鑑み、プロバイダ等による私事性的画像記録等の削除が迅速かつ適正に行われるよう、必要な要請や支援を行うこと。

- 四、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に資するため、関係行政機関、民間企業等と連携して必要な教育活動及び啓発活動を実施し、国民の十分な理解と関心を深めるよう努めること。
- 五、本法の実効性を高めるため、外国のサーバーを経由するなどした場合における被害回復及び処罰の確保に資する国際協力の取組を強化すること。
- 六、本法の執行に当たり、私事性的画像記録であることを認識していない第三者が第3条第1項から第3項までの行為を行った場合、罪を被らないように配慮すること。
右決議する。

サイバーセキュリティ基本法案(第186回国会衆第35号)

(衆議院 第186回国会26.6.13可決 参議院 第186回国会6.20内閣委員会付託 10.29本会議可決 衆議院 11.6可決)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威に対して、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者等の多様な主体の連携により、積極的に対応すること等を旨として、行われなければならない。

二、サイバーセキュリティ戦略

- 1 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、サイバーセキュリティに関する基本的な計画（以下「サイバーセキュリティ戦略」という。）を定めなければならない。
- 2 サイバーセキュリティ戦略は、次に掲げる事項等について定める。
 - イ サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針
 - ロ 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項
 - ハ 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項

三、基本的施策

国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進、民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進、多様な主体の連携、犯罪の取締り及び被害の拡大の防止、我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応、産業の振興及び国際競争力の強化、研究開発の推進、人材の確保、教育及び学習の振興、普及啓発、国際協力の推進等について、国は必要な施策を講ずる。

四、サイバーセキュリティ戦略本部

- 1 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部（以下「本部」という。）を置く。本部は、サイバーセキュリティ戦略本部長（以下「本部長」という。）、サイバーセキュリティ戦略副本部長及びサイバーセキュリティ戦略本部員をもって組織し、本部長は内閣官房長官をもって充てる。
- 2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - イ サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - ロ 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価その他の当該基準に基づく施策の実施の推進に関すること。
 - ハ 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価に関すること。
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、府省横断的な計画、関係行政機関の経費の見積りの方針及び施策の実施に関する指針の作成並びに施策の評価その他の当該施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

- 3 本部長は、2のロからニまでの評価又は4により提供された資料、情報等に基づき、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告することができる。また、勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第6条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。
- 4 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供するほか、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なサイバーセキュリティに関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。
- 2 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備（内閣総理大臣の決定により内閣官房に置かれる情報セキュリティセンターの法制化を含む。）その他の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（26.10.23内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 サイバー攻撃関連情報の集約、予防策の構築並びにサイバー攻撃に対応するための演習及び訓練の企画及びその実施については、内閣官房情報セキュリティセンターを中心として総合的に実施すること。
- 二 サイバーセキュリティ戦略本部と内閣情報通信政策監との連携の下、サイバーセキュリティに関する施策の評価を定期的実施すること。
- 三 政府の各機関、重要社会基盤事業者及びサイバー関連事業者その他の事業者等における情報通信関連機器等の安全性に関する基準等については、未知の攻撃手法や想定外の攻撃対象への攻撃にも柔軟に対応できるよう、防護対象の重要性の段階に応じたものとするなど、高度情報通信ネットワークの特性を踏まえた総合的な視点から策定すること。
- 四 サイバーセキュリティに関する高度かつ専門的な知識を有する人材の育成に早急に取り組むとともに、人材を関係行政機関及び民間企業等から幅広く登用するよう努め、官民の連携体制を整備すること。
- 五 サイバーセキュリティに関する国際的な連携を推進するため、サイバーセキュリティに関する諸外国の政策や国内外における情勢等の分析、国際的な会議への対応等に関する十分な人員体制を確保し、迅速な情報共有と協力体制の構築を実現すること。
- 六 サイバー攻撃を組織的に行う集団等の動向を分析し、捜査機関等との情報の適切な共有を図ること。
- 七 国民の基本的人権について十分に配慮しつつ、サイバーセキュリティの確保を図るため、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上の通信における実効ある帯域制御の在り方について検討すること。
- 八 立法機関及び司法機関におけるサイバーセキュリティの確保について、それらの機関からの要請に応じ、必要な協力を行うよう努めること。
右決議する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第186回国会衆第41号)

（衆議院 第186回国会26.6.19可決 参議院 第186回国会6.19厚生労働委員会付託 11.12本会議可決 衆議院 11.14可決）

【要旨】

本法律案は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できること

としようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において、特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を、120万円に引き上げる。
- 二 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。
- 三 社会保険労務士法人は、二の事務の委託を受けることができる。
- 四 社会保険労務士は、社員が1人の社会保険労務士法人の設立をすることができる。
- 五 この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、四は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（26.11.11厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続における紛争目的の価額の引上げについては、特定社会保険労務士が代理業務を行う紛争件数の増加や紛争事案の高度化・複雑化が見込まれることから、紛争解決手続代理業務に必要な知識、実務能力の向上を図るための教育・研修体制の充実に努めること。
- 二、訴訟代理人の補佐人制度の創設については、個別労働関係紛争に関する知見の有無にかかわらず全ての社会保険労務士を対象としていることから、その職務を充実したものとするため、社会保険労務士試験の内容の見直しや対審構造での紛争解決を前提とした研修などのほか、利益相反の観点から信頼性の高い能力を担保するための措置を検討すること。また、補佐人としての業務が能力に基づき適切に行われるよう指導を徹底すること。
- 三、社会保険労務士の業務範囲が大幅に拡大することから、不適切な事例を防止するため、全国社会保険労務士会連合会に置かれている綱紀委員会や苦情処理相談窓口の機能強化・充実が図られるよう必要な措置を講ずること。また、社会保険労務士法第25条の2又は第25条の3の規定により厚生労働大臣が行う懲戒処分については、適正かつ厳格に実施すること。さらに、同法第25条の3の2第1項の規定による社会保険労務士会又は全国社会保険労務士会連合会の通知については、適正かつ厳格な実施の徹底が図られるよう指導すること。
- 四、社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。
- 五、社会保険労務士法が労働者の権利保護に極めて大きな影響を与えることに鑑み、今後の政府による法改正に当たっては、公労使の代表を委員とする労働政策審議会を経て、その結果を反映させること。
右決議する。

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第186回国会衆第45号)

(衆議院 第186回国会26.6.19可決 参議院 第186回国会6.19厚生労働委員会付託 11.19本会議可決 衆議院 11.21可決)

【要旨】

本法律案は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

【附帯決議】（26.11.18厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、九段会館が、昭和初期の建築様式を伝える歴史的に価値のある建物であることに鑑み、建物の保存、外観の活用等について検討する等その歴史を後世に伝えるよう努めること。
- 二、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている土地について、高度利用等に資する建物の所有を目的として民間事業者に対し当該土地を貸し付ける際は、地方自治体等関係者に対し丁寧な説明を行い、理解が得られるよう努めること。
- 三、本法により国有財産を無償で貸与することに鑑み、政治的中立性の確保に取り分け配慮すること。

右決議する。

条 約

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

（衆議院 26.10.31承認 参議院 10.31外交防衛委員会付託 11.7本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とオーストラリアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での枠組みを構築すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2014年（平成26年）7月8日にキャンベラで署名されたものである。

この協定は、前文、本文274箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、一方の締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書1の自国の表に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

冷蔵牛肉について15年、冷凍牛肉について18年かけて段階的に関税を引下げ（輸入数量の合計が一定数量を超えた場合には特別セーフガード措置をとることができる）。原料用のナチュラルチーズについて関税割当てを設定（一定量の国産品使用を条件に枠内税率は無税とする。関税割当数量は段階的に拡大する）

ロ 鉱工業品

ほぼ全ての品目について関税を即時から11年目までの間に撤廃

2 オーストラリアによる関税撤廃等の主要品目

イ 農林水産品

全ての品目について関税を即時撤廃

ロ 鉱工業品

大部分の品目について関税を即時撤廃。自動車等について関税を即時から5年目までの間に撤廃

二、原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置及び特定の農産品について一定の条件の下においてのみとられる特別セーフガード措置等について定める。

三、原産地規則について定め、原産地証明書又は原産地証明文書を原産地に関する証拠書類とする。

なお、産品の輸入者、輸出者又は生産者について、原産地証明文書を作成することを認める。

四、両締約国は、衛生植物検疫措置の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

五、両締約国は、貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する。

六、一方の締約国は、他方の締約国への重要な食料の輸出等の禁止又は制限を導入し、又は維持しないよう努める。また、当該禁止又は制限を採用する意図を有するときは、これを必要な範囲に限定するよう努める。

七、各締約国は、エネルギー・鉱物資源物品の輸出規制措置を導入し、又は維持しないよう努める。

また、協定の効力発生の日以後に一般に適用されるエネルギー・鉱物資源規制措置を導入するに当たり、自国の法令に従い秩序ある衡平な方法で当該措置を実施すること等を定める。

八、一方の締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

九、一方の締約国は、他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可する。

十、各締約国は、両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持す

る。

十一、一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

十二、各締約国は、競争を促進するために適当と認める措置をとる。また、消費者の保護について協力する。

十三、一方の締約国は、貿易関連知的所有権協定に規定する例外を除き、知的財産の保護に関し、内国民待遇を他方の締約国の国民に与える。

十四、一方の締約国は、対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、サービス及び供給者に対し、内国民待遇を与える。

十五、両締約国は、経済関係を緊密化するために協力し、適切な措置をとるよう努める。

十六、この協定の実施、解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続について定める。

十七、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 26. 11. 13承認 参議院 11. 13外交防衛委員会付託 11. 19本会議承認)

【要旨】

原子力損害の賠償については、1986年(昭和61年)にチェルノブイリ原子力発電所で事故が生じた後、既存の制度の強化等を検討する機運が世界的に高まった。これを受け、国際原子力機関(以下「IAEA」という。)において原子力損害についての責任に関する常任委員会が開催され、一定水準以上の賠償が迅速に行われるよう、各締約国が自国の原子力損害賠償制度に反映すべき基本的な事項や国際的な裁判管轄権の調整等を定め、国内の原子力賠償制度上の責任上限額を超える損害を全ての締約国が拠出する資金により一定程度補償する制度を持つ条約の起草作業が行われた。その結果、この条約は、1997年(平成9年)9月にIAEAにおいて開催された外交会議において採択された。

この条約は、前文、本文27箇条及び末文並びにこの条約の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、ウィーン条約(1963年5月21日の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約(同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。))若しくはパリ条約(1960年7月29日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約(同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。))のいずれかを実施する国内法令又はこの条約の附属書の規定に適合する国内法令に従って設けられる各締約国の賠償又は補償の制度を補完することを目的とする。この条約の締約国であって、ウィーン条約又はパリ条約のいずれの締約国でもないものは、自国の国内法令が附属書の規定に適合することを確保する。附属書においては、原子力施設の事業者は原子力損害について無過失責任を負うこと、原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は責任を負う事業者に対してのみ行使することができること等が規定されている。

二、一の原子力事故当たりの原子力損害に関する賠償又は補償に対し、原子力施設が自国の領域内に所在する締約国等(以下「施設国」という。)は、3億SDR、又は3億SDR以上の金額であって原子力事故に先立ついずれかの時点において寄託者に明示するもの等が利用可能であることを確保する。

三、前記二に従って利用可能とされる金額に加え、締約国は、この条約に規定する計算式に従って公的資金を利用可能とする。この資金は、締約国の領域内において生ずる原子力損害、締約国を旗国とする船舶内において生ずる原子力損害、締約国の国民が受ける原子力損害等に使用する。また、当該資金の50パーセントに相当する金額は、施設国の内外で生ずる原子力損害に係る請求について賠償又は補償を行うために利用可能とする。

四、前記二及び三に基づく原子力損害の賠償又は補償は、国籍、住所等による差別なく、公平に分配される。

五、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。

六、この条約、ウィーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に依り適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある裁判所が属する国の法令とする。

七、この条約の解釈又は適用に関して締約国間に紛争が生じた場合には、紛争当事国は、交渉等により紛争を解決するために協議する。紛争が協議の要請から6箇月以内に解決することができない場合には、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁又は国際司法裁判所に付託する。

八、この条約は、5以上の国であって、その原子力設備容量の合計が40万単位以上となるものが批准書、受諾書又は承認書を寄託した日の後90日目の日に効力を生ずる。

なお、我が国は、この条約の締結に当たり、この条約中の原子力施設及び少量の核物質についての適用除外に関する規定並びに原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、又は原子力施設に送付される核物質に係る原子力事故により生ずる原子力損害及び原子力施設と同一の敷地にある財産に生ずる原子力損害についての事業者の責任に関する規定について所要の留保を付することとしている。

承認を求めるの件

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(第183回国会閣承認第5号)

(衆議院 審査未了)

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成25年4月14日から平成27年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき経済産業大臣の承認を受ける義務を課する等の措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成25年4月23日から26年1月7日までの間に使用を決定した金額は254億円で、その内訳は、汚染水対策に必要な経費205億円、旧軍人遺族等に対する恩給費の不足を補うために必要な経費15億円、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要な経費11億円などである。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円のうち、平成25年12月9日に使用を決定した金額は5億円で、農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

平成二十五年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

平成25年6月25日から同年11月29日までの間に決定した経費増額総額は68億円で、その内訳は、社会資本整備事業特別会計治水勘定における災害対策等緊急事業に係る河川事業の推進に必要な経費等の増額30億円、同道路整備勘定における北海道特定特別総合開発事業等に係る道路事業の推進に必要な経費等の増額23億円、同港湾勘定における沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業に係る港湾事業の推進に必要な経費等の増額14億円である。

平成二十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

（衆議院 審査未了）

【要旨】

特別会計予備費予算総額8,626億円（使用残額8,621億円）のうち、平成26年3月19日に使用を決定した金額は1億円で、農業共済再保険特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費である。

決算その他

平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算、平成二十五年年度特別会計歳入歳出決算、平成二十五年年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十五年年度政府関係機関決算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

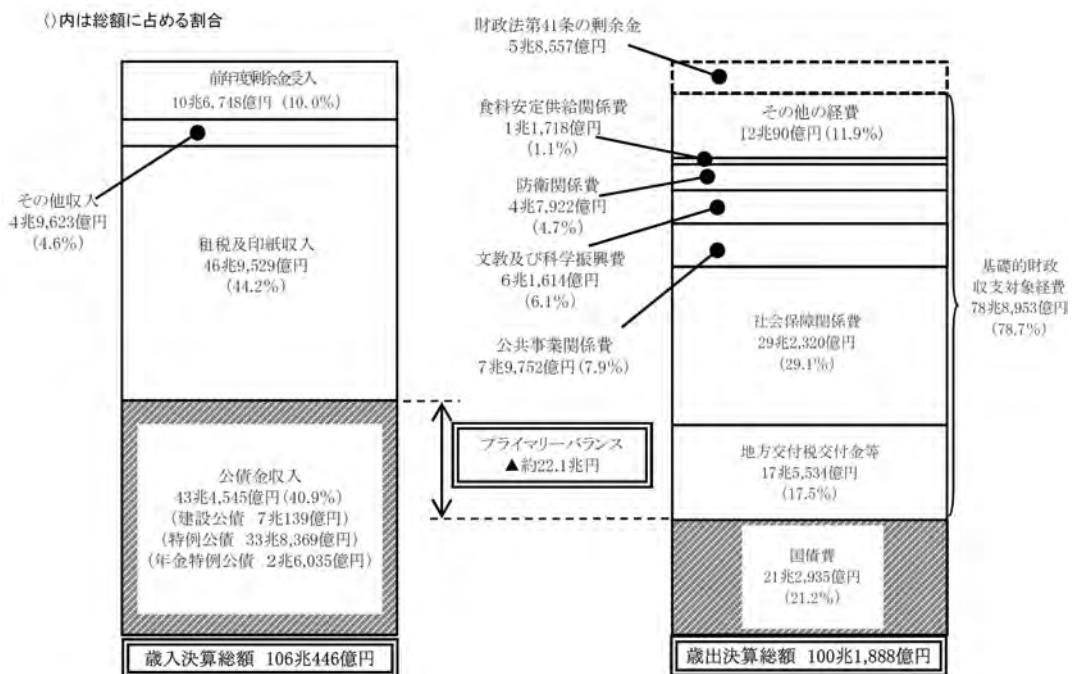
平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は106兆446億円、歳出決算額は100兆1,888億円であり、差引き5兆8,557億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第15条第2項の規定による控除額(197億円)を除き、財政法第41条の規定により、平成26年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は1兆4,493億円である。

平成二十五年年度特別会計歳入歳出決算における18の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は422兆8,505億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は382兆7,169億円である。

平成二十五年年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は58兆1,085億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は57兆3,898億円であるため、差引き7,187億円の剰余を生じた。

平成二十五年年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆1,473億円、支出済額を合計した支出決算額は1兆1,333億円である。

〈平成二十五年年度一般会計歳入歳出決算の概要〉



(資料)「平成25年度決算の説明」より作成

平成二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十五年年度国有財産増減及び現在額総計算書における25年度中の国有財産の差引純減少額は

4,416億円、25年度末現在額は104兆8,131億円である。

平成二十五年^度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

平成二十五年^度国有財産無償貸付状況総計算書における25年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は93億円、25年度末現在額は1兆262億円である。

N H K 決 算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した法律案で、参議院に送付されていないものも含む。
 注3 件名は、原則として、付託議案は参議院の委員会への付託順、未付託議案は提出年月日順に掲載。
 凡例 ☆:参議院先議 ※:予算関係法律案 (多):賛成多数 (全):全会一致

5 議案審議表

内閣委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|--|-------------------|--------------------|------------------------|----------------|---------------------|-------|----------|------------------------|----------------|---|--------------------|---------------|----|------------------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |
| サイバーセキュリティ基本法案(内閣委員長提出)(第186回国会案第35号) | 26.6.11 (186回) | — 11.4 内閣 | 11.5 可決(多) | 11.6 可決(多) | — 6.20 (186回) | 10.21 | 10.23 質疑 | 10.23 可決(多) 附帯決議 | 10.29 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 無 | 11.12 104号 | 48 | 第186回国会衆議院において議決 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(閣法第20号)☆ | 26.10.14 | — 11.18 内閣 | 11.19 可決(全) | 11.21 可決(多) | — 10.27 | 10.28 | 10.30 質疑 | 10.30 可決(多) 附帯決議 | 11.5 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 無 | 11.28 131号 | 31 | |
| 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第6号) | 26.10.7 | — 10.23 内閣 | 10.31 可決(多) 附帯決議 | 11.4 可決(多) | — 11.5 | 11.6 | — | 11.11 可決(多) 附帯決議 | 11.12 可決(多) | 自民、民主、 公明、社民、 改革、生活、 無 | みん、維新、 共産、無 | 11.19 105号 | 22 | |
| 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第7号) | 26.10.7 | — 10.23 内閣 | 10.31 可決(多) 附帯決議 | 11.4 可決(多) | — 11.5 | 11.6 | 11.11 質疑 | 11.11 可決(多) 附帯決議 | 11.12 可決(多) | 自民、民主、 公明、社民、 改革、生活、 無 | みん、維新、 共産、無 | 11.19 106号 | 23 | |
| 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第8号) | 26.10.7 | — 10.23 内閣 | 10.31 可決(多) | 11.4 可決(多) | — 11.5 | 11.6 | — | 11.11 可決(多) 附帯決議 | 11.12 可決(多) | 自民、民主、 公明、社民、 改革、生活、 無 | みん、維新、 共産、無 | 11.19 107号 | 24 | |
| 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号) | 26.10.10 | — 10.30 内閣 | 11.5 可決(全) | 11.6 可決(多) | — 11.12 | 11.13 | — | 11.18 可決(多) | 11.19 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、共産、 次代、改革、 生活、無 | 社民、無 | 11.27 117号 | 27 | |
| 国際連合安全保障理事会決議第二千二百六十七号を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(閣法第16号) | 26.10.10 | — 10.30 内閣 | 11.5 可決(全) | 11.6 可決(多) | — 11.12 | 11.13 | 11.18 質疑 | 11.18 可決(多) | 11.19 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、共産、 次代、改革、 生活、無 | 社民、無 | 11.27 124号 | 28 | |

総務委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|---|----------|--------------------|-------|----------------|--------------|-------|----------|----------------|----------------|---|-------------|---------------|----|------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |
| 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(総務委員長提出)(案第17号) | 26.11.18 | | | 11.18 可決(全) | — 11.18 | 11.18 | 11.18 質疑 | 11.18 可決(全) | 11.19 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、共産、 次代、改革、 生活、無 | 社民、無 | 11.27 126号 | 47 | |

法務委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|--|-------------------|--------------------|---------------|----------------|--------------|-------|----------|----------------|----------------|--|--------------------|---------------|----|------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |
| 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会案第30号) | 25.3.15 (183回) | — 9.29 法務 | 11.4 可決(多) | 11.6 可決(多) | — 11.10 | 11.11 | 11.13 質疑 | 11.13 可決(多) | 11.14 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 無 | 11.21 113号 | 37 | |
| 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第9号) | 26.10.7 | — 11.4 法務 | 11.7 可決(多) | 11.11 可決(多) | — 11.17 | 11.18 | — | 11.20 可決(全) | 11.21 可決(多) | 自民、公明、 改革、無 | みん(一部) | 11.28 129号 | 24 | |
| 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第10号) | 26.10.7 | — 11.4 法務 | 11.7 可決(多) | 11.11 可決(多) | — 11.17 | 11.18 | 11.20 質疑 | 11.20 可決(全) | 11.21 可決(多) | 自民、公明、 改革、無 | みん(一部) | 11.28 130号 | 25 | |

外交防衛委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|---|----------|--------------------|----------------|----------------|--------------|-------|---------------------------|----------------|----------------|--|-----------------------|---------------|----|---------------------------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |
| 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣案第1号) | 26.10.10 | — 10.23 外務 | 10.29 承認(多) | 10.31 承認(多) | — 10.31 | 11.4 | 11.6 連合審査 会 11.6 質疑 | 11.6 承認(多) | 11.7 承認(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 生活、無 | 11.16 113号 | 52 | 11.6 外交防衛委員会、農林水産委員会連合審査会 |
| 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件(閣案第2号) | 26.10.24 | — 11.4 外務 | 11.12 承認(多) | 11.13 承認(多) | — 11.13 | 11.13 | 11.18 質疑 | 11.18 承認(多) | 11.19 承認(多) | 自民、民主、 公明、維新、 次代、改革、 無 | みん、共産、 社民、生活、 無 | 11.28 129号 | 53 | |
| 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号) | 26.10.7 | — 10.30 安全保障 | 11.7 可決(多) | 11.11 可決(多) | — 11.19 | 11.20 | 11.20 質疑 | 11.20 可決(全) | 11.21 可決(多) | 自民、公明、 次代、改革、 無 | みん(一部) | 11.28 135号 | 26 | |

財政金融委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|---|----------|--------------------|------------------------|----------------|--------------|------|-----------------|------------------------|----------------|--|--------------------|---------------|----|------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |
| インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案(大久保勉君外9名発議)(案第1号) | 26.10.30 | — | — | — | — 11.5 | 11.6 | 11.18 参考人 質疑 | — | — | — | — | — | 40 | |
| 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(閣法第11号) | 26.10.7 | — 10.23 財務金融 | 10.29 可決(多) 附帯決議 | 10.31 可決(多) | — 11.5 | 11.6 | — | 11.11 可決(多) 附帯決議 | 11.12 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 無 | 11.19 110号 | 25 | |
| 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づき事務原産品に係る情報の提供等に関する法律案(閣法第12号) | 26.10.7 | — 10.23 財務金融 | 10.29 可決(多) | 10.31 可決(多) | — 11.5 | 11.6 | 11.11 質疑 | 11.11 可決(多) 附帯決議 | 11.12 可決(多) | 自民、民主、 公明、みんな、 維新、次代、 改革、生活、 無 | みん、共産、 社民、 無 | 11.19 112号 | 26 | |

文教科学委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案審議 日数 | 備考 | |
|----|-------|--------------------|-------|-------|--------------|------|----|----|-----|------|-------------|------------|----|------|
| | | (本会議議旨説明)付託日 付託委員会 | 委員会議決 | 本会議議決 | (本会議議旨説明)付託日 | 委員会 | | | 本会議 | | | | | |
| | | | | | | 議旨説明 | 質疑 | 議決 | 議決 | 賛成党派 | | | | 反対党派 |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|----------|------------|------------------|-------------|-------|-------|----------|-------------|-------------|----------------------|---|------------|----|
| 原子力損害の補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償補償金の補助等に関する法律案(閣法第27号) | 26.10.24 | 10.30 文部科学 | 11.12 可決(多) 附帯決議 | 11.13 可決(多) | 11.17 | 11.18 | 11.20 質疑 | 11.20 可決(全) | 11.21 可決(全) | 自民、公明、みん(一部)、次代、改革、無 | — | 11.28 133号 | 36 |
| 原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第28号) | 26.10.24 | 10.30 文部科学 | 11.12 可決(多) 附帯決議 | 11.13 可決(多) | 11.17 | 11.18 | 11.20 質疑 | 11.20 可決(全) | 11.21 可決(全) | 自民、公明、みん(一部)、次代、改革、無 | — | 11.28 134号 | 36 |

厚生労働委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案 番号 | 備考 | |
|---|----------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|--------|-----------------------------------|------------------|-------------|---------------------------------|---------------|------------|----|------------------|
| | | (本会議) 付託日 付託委員会 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | (本会議) 付託日 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 賛成会派 | 反対会派 | | | | | |
| 女性の健康の包括的支援に関する法律案(武見敬三君外4名発議)(第186回国会参第27号) | 26.6.17 (186回) | — | — | — | 6.19 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 42 | |
| 脳卒中対策基本法(尾辻秀久君外4名発議)(第186回国会参第28号) | 26.6.18 (186回) | — | — | — | 6.19 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 42 | |
| 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(齋浦健太郎君外6名提出)(第186回国会参第41号) | 26.6.13 (186回) | 11.12 厚生労働 | 11.14 可決(全) | 11.14 可決(全) | 6.19 (186回) | 11.11 | 11.11 質疑 | 11.11 可決(全) 附帯決議 | 11.12 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.21 116号 | 49 | 第186回国会参議院において議決 |
| 労働基準法の一部を改正する法律案(小池見君発議)(第186回国会参第1号) | 26.1.24 (186回) | — | — | — | 6.19 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 41 | |
| 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第186回国会参第48号) | 26.3.7 (186回) | 11.18 厚生労働 | 11.18 可決(多) | 11.21 可決(多) | 6.19 (186回) | 10.16 | 10.21 質疑 10.23 参考人 10.28 質疑 | 10.28 可決(多) 附帯決議 | 10.29 可決(多) | 自民、公明、みん、維新、共産、次代、改革、無 | 民主、共産、社民、生活、無 | 11.28 137号 | 38 | 第186回国会参議院において議決 |
| 臨床検査技師等に関する法律及び医療法の一部を改正する法律案(伊達忠一君外2名発議)(第186回国会参第29号) | 26.6.18 (186回) | — | — | — | 6.19 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 42 | |
| 財団法人日本遺族会に対する固有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(金子恭之君外6名提出)(第186回国会参第45号) | 26.6.17 (186回) | 11.19 厚生労働 | 11.19 可決(全) | 11.21 可決(多) | 6.19 (186回) | 11.18 | — | 11.18 可決(多) 附帯決議 | 11.19 可決(多) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | 共産、社民、無 | 11.28 132号 | 50 | 第186回国会参議院において議決 |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)次 | 26.10.14 | 11.12 厚生労働 | 11.13 可決(全) | 11.14 可決(全) | 10.29 | 10.30 | 11.4 参考人/質疑 11.6 質疑 | 11.6 可決(全) 附帯決議 | 11.7 可決(多) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.21 113号 | 32 | |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第9号) | 26.11.14 | — | — | 11.14 可決(全) | 11.14 | 11.18 | — | 11.18 可決(全) 附帯決議 | 11.19 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.27 122号 | 43 | |
| ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第10号) | 26.11.14 | — | — | 11.14 可決(全) | 11.14 | 11.18 | — | 11.18 可決(全) 附帯決議 | 11.19 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.27 121号 | 44 | |

農林水産委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案 番号 | 備考 | |
|--|----------|-------------------------------|-------------|-------------|-----------|--------|--------|------------------|-------------|---------------------------------|-------------|------------|----|--|
| | | (本会議) 付託日 付託委員会 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | (本会議) 付託日 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 賛成会派 | 反対会派 | | | | | |
| 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(参第2号) | 26.11.6 | 11.6 農林水産予備付託 11.7 農林水産本付託 | 11.12 可決(全) | 11.13 可決(全) | — | — | — | — | 11.7 可決(多) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.19 111号 | 40 | |
| 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)(衆第16号) | 26.11.18 | — | — | 11.18 可決(全) | 11.18 | 11.18 | — | 11.18 可決(全) 附帯決議 | 11.19 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.27 119号 | 46 | |

経済産業委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案 番号 | 備考 | |
|---|---------|-----------------|------------------|-------------|-----------|--------|--------|------|------|---|-------------|----------|----|--|
| | | (本会議) 付託日 付託委員会 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | (本会議) 付託日 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 賛成会派 | 反対会派 | | | | | |
| 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号) | 26.10.3 | 10.30 経済産業 | 11.12 可決(全) 附帯決議 | 11.13 可決(全) | 11.17 | 11.18 | — | 審査未了 | — | — | — | — | 29 | |

国土交通委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案 番号 | 備考 | |
|---|----------|--------------------|------------------|-------------|-------------|--------|----------|------------------|-------------|---------------------------------|-------------|------------|----|--|
| | | (本会議) 付託日 付託委員会 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | (本会議) 付託日 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 賛成会派 | 反対会派 | | | | | |
| 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号) | 26.10.14 | (10.23) 10.23 国土交通 | 10.31 可決(全) 附帯決議 | 11.4 可決(全) | (11.5) 11.5 | 11.6 | 11.11 質疑 | 11.11 可決(全) 附帯決議 | 11.12 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.19 109号 | 30 | |
| 空家等対策の推進に関する特別措置法案(国土交通委員長提出)(衆第11号) | 26.11.14 | — | — | 11.14 可決(全) | 11.17 | 11.18 | — | 11.18 可決(全) 附帯決議 | 11.19 可決(全) | 自民、民主、公明、みん、維新、共産、次代、社民、改革、生活、無 | — | 11.27 127号 | 45 | |

環境委員会

| 件名 | 提出年月日 | 衆議院 | | | 参議院 | | | | | | 公布日 法律番号 | 議案 番号 | 備考 | |
|--|----------------|-----------------|--------|--------|-------------|--------|--------|------|------|---|-------------|----------|----|--|
| | | (本会議) 付託日 付託委員会 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | (本会議) 付託日 | 委員会 議決 | 本会議 議決 | 賛成会派 | 反対会派 | | | | | |
| 原子力規制委員会設置法の一部を改正する法律案(大塚耕平君外6名発議)(第186回国会参第13号) | 26.5.21 (186回) | — | — | — | 6.19 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 41 | |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案(末松信介君外2名発議)(第186回国会参第26号) | 26.6.16 (186回) | — | — | — | 6.20 (186回) | — | 審査未了 | — | — | — | — | — | 41 | |

1 本会議審議経過

○平成26年9月29日(月)

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

| | | |
|-----------|-----|------|
| 内閣委員長 | 水岡 | 俊一君 |
| 法務委員長 | 荒木 | 清寛君 |
| 外交防衛委員長 | 末松 | 信介君 |
| 財政金融委員長 | 塚田 | 一郎君 |
| 文教科学委員長 | 丸山 | 和也君 |
| 厚生労働委員長 | 石井 | みどり君 |
| 農林水産委員長 | 野村 | 哲郎君 |
| 経済産業委員長 | 大久保 | 勉君 |
| 国土交通委員長 | 藤本 | 祐司君 |
| 環境委員長 | 佐藤 | 信秋君 |
| 国家基本政策委員長 | 長浜 | 博行君 |
| 予算委員長 | 山崎 | 力君 |
| 決算委員長 | 金子 | 原二郎君 |
| 議院運営委員長 | 岩城 | 光英君 |
| 懲罰委員長 | 北澤 | 俊美君 |

日程第2 常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

| | | |
|-----------|----|------|
| 内閣委員長 | 大島 | 九州男君 |
| 総務委員長 | 谷合 | 正明君 |
| 法務委員長 | 魚住 | 裕一郎君 |
| 外交防衛委員長 | 片山 | さつき君 |
| 財政金融委員長 | 古川 | 俊治君 |
| 文教科学委員長 | 水落 | 敏栄君 |
| 厚生労働委員長 | 丸川 | 珠代君 |
| 農林水産委員長 | 山田 | 俊男君 |
| 経済産業委員長 | 吉川 | 沙織君 |
| 国土交通委員長 | 広田 | 一君 |
| 環境委員長 | 島尻 | 安伊子君 |
| 国家基本政策委員長 | 小川 | 勝也君 |
| 予算委員長 | 岸 | 宏一君 |
| 決算委員長 | 小坂 | 憲次君 |
| 行政監視委員長 | 松村 | 祥史君 |
| 議院運営委員長 | 中川 | 雅治君 |

懲罰委員長 芝 博一君

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**災害対策特別委員会**、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る**沖縄及び北方問題に関する特別委員会**、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る**政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会**、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る**北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会**、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る**政府開発援助等に関する特別委員会**、消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため委員25名から成る**消費者問題に関する特別委員会**、東日本大震災からの復興に当たり、その総合的な対策樹立に資するため委員40名から成る**東日本大震災復興特別委員会**、原子力に関する諸問題を調査するため委員25名から成る**原子力問題特別委員会**を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時9分

再開 午後2時36分

日程第3 会期の件

本件は、全会一致をもって63日間とすることに決した。

日程第4 国務大臣の演説に関する件

安倍内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後3時

○平成26年10月1日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第2日)

田中直紀君、伊達忠一君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午前11時45分

○平成26年10月2日(木)

開会 午前10時21分

日程第1 国務大臣の演説に関する件(第3日)

山口那津男君、行田邦子君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、寺田典城君、山下芳生君、加藤敏幸君、野村哲郎君、田城郁君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時50分

○平成26年10月29日(水)

開会 午前10時1分

裁判官弾劾裁判所裁判員、裁判官訴追委員及び同予備員辞任の件

本件は、裁判官弾劾裁判所裁判員有村治子君、二之湯智君、松村祥史君、魚住裕一郎君、裁判官訴追委員片山さつき君、北川イッセイ君、佐藤ゆかり君、中川雅治君、谷合正明君、同予備員山田俊男君、真山勇一君の辞任を許可することに決した。

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員、皇室経済会議予備議員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、次のとおり各種委員を指名し、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員等の職務を行う順序を決定した。

各種委員の選任

裁判官弾劾裁判所裁判員

岡田 広君

末松 信介君

関口 昌一君

荒木 清寛君

裁判官訴追委員

武見 敬三君

野上 浩太郎君

山本 一太君

脇 雅史君

横山 信一君

同予備員

福岡 資麿君(第1順位)

石井 準一君(第2順位)

皇室経済会議予備議員

伊達 忠一君(第1順位)

検察官適格審査会委員

野村 哲郎君

同予備委員

石井 みどり君(野村哲郎君の予備委員)

国土審議会委員

鶴保 庸介君

吉田 博美君

国土開発幹線自動車道建設会議委員

岩城 光英君

林 芳正君

各種委員の順位変更

裁判官弾劾裁判所裁判員予備員

井上 義行君(第3順位を第2順位に変更)

川田 龍平君(第2順位を第3順位に変更)

日程第1 サイバーセキュリティ基本法案(第186回国会衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対16にて可決された。

日程第2 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案(第186回国会内閣提出衆議院送付)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成153、反対77にて可決された。

散会 午前10時10分

○平成26年11月5日(水)

開会 午前10時6分

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、太田国土交通大臣から趣旨説明があった後、古賀友一郎君、森本真治君、山本博司君、和田政宗君、室井邦彦君、辰巳孝太郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対16にて可決された。

散会 午後0時15分

○平成26年11月7日(金)

開会 午後0時21分

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、地方創生に関する総合的な対策を樹立するため委員30名から成る**地方創生に関する特別委員会**を設置することに決し、議長は、追って特別委員を指名する旨を告げた。

まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、石破国務大臣から趣旨説明があった後、中原八一君、藤本祐司君、横山信一君、山田太郎君、儀間光男君、吉良よし子君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成206、反対16にて承認することに決した。

日程第2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対1にて可決された。

日程第3 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)

本案は、農林水産委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対1にて可決された。

散会 午後2時11分

○平成26年11月12日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

原子力委員会委員長に岡芳明君を任命することに賛成200、反対32にて同意することに決し、

原子力委員会委員に阿部信泰君、中西友子君、公安審査委員会委員に川野辺充子君を任命することに賛成215、反対16にて同意することに決し、

国家公安委員会委員に川本裕子君を任命することに賛成232、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

特定個人情報保護委員会委員に嶋田実名子君、加藤久和君を任命することに賛成226、反対5にて同意することに決し、

公安審査委員会委員に板澤幸雄君を任命することに賛成222、反対11にて同意することに決した。

日程第1 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第186回国会衆議院提出)

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第3 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案(内閣提出、衆議

院送付)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対16にて可決された。

日程第4 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上3案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成194、反対34にて可決された。

日程第7 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対0にて全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成195、反対34にて可決された。

散会 午前10時20分

○平成26年11月14日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 災害対策基本法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、災害対策特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法

律の一部を改正する法律案(第183回国会内閣提出、第187回国会衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成214、反対14にて可決された。

散会 午前10時7分

○平成26年11月19日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成207、反対30にて承認することに決した。

日程第2 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成239、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成237、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第7 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対5にて可決された。

日程第8 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆議院提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対1にて可決された。

日程第9 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案(第186回国会衆議院提出)

日程第10 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第11 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上3案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第9は賛成224、反対15にて可決、日程第10及び第11は賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第12 日本環境安全事業株式会社の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成211、反対28にて可決された。

日程第13 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、消費者問題に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時33分

○平成26年11月21日(金)

開会 午前10時1分

議員辞職の件

本件は、佐藤ゆかり君の辞職を許可することに決した。

日程第1 まち・ひと・しごと創生法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第2 地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、地方創生に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成137、反対1にて可決された。

日程第3 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対1にて可決された。

日程第5 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成138、反対1にて可決された。

日程第6 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠

償資金の補助等に関する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

日程第7 原子力損害の賠償に関する法律及
び原子力損害賠償補償契約に関す
る法律の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、文教科学委員長から委員会審
査の経過及び結果の報告があった後、押し
ボタン式投票をもって採決の結果、賛成
139、反対0にて全会一致をもって可決さ
れた。

委員会の調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会の調査を
閉会中も継続することに全会一致をもって
決した。

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

散会 午前10時15分

2 国務大臣の演説・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

| 演 説 | | | 質 疑 | |
|-----------|--------|----------|-------|---|
| 年月日 | 事 項 | 演 説 者 | 月日 | 質 疑 者 |
| 26. 9. 29 | 所信表明演説 | 安倍内閣総理大臣 | 10. 1 | 田中 直紀君(民主) 伊達 忠一君(自民) |
| | | | 10. 2 | 山口 那津男君(公明) 行田 邦子君(みんな) 寺田 典城君(維新) 山下 芳生君(共産) 加藤 敏幸君(民主) 野村 哲郎君(自民) 田城 郁君(民主) |

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| 委員長 | 大島 九州男 (民主) | 岡田 広 (自民) | 芝 博一 (民主) |
| 理事 | 石井 準一 (自民) | 山東 昭子 (自民) | 蓮 舫 (民主) |
| 理事 | 上月 良祐 (自民) | 世耕 弘成 (自民) | 若松 謙維 (公明) |
| 理事 | 藤本 祐司 (民主) | 中泉 松司 (自民) | 井上 義行 (みん) |
| 理事 | 山下 芳生 (共産) | 松下 新平 (自民) | 浜田 和幸 (改革) |
| | 上野 通子 (自民) | 山崎 力 (自民) | 山本 太郎 (無) |
| | 岡田 直樹 (自民) | 相原 久美子 (民主) | (26.10.14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議1件）及び衆議院提出1件（本院継続）の合計7件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願13種類39件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

サイバーセキュリティ基本法案については、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、サイバーセキュリティに関する施策の推進における国民の権利保護への配慮、国が行う情報提供及び助言の在り方、諸外国との連携に係る問題等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案は、国際的な規模で開催される運動競技会の空気銃射撃競技に参加する選手等の競技技術の向上に資するため、年少射撃資格者の年齢の要件を緩

和するほか、空気銃に係る練習射撃場において射撃練習を行う場合の手続等を定めようとするものである。

委員会においては、年少射撃資格者の下限年齢を10歳に引き下げる理由、東日本大震災により猟銃を亡失した者に対するライフル銃の所持許可基準に係る特例の適用、本改正の内容に関する広報啓発の必要性等について質疑が行われた。質疑を終了した後、各派に属しない議員の山本太郎委員より、10歳に改めることとされる年少射撃資格者の下限年齢について12歳とする旨の修正案が提出された。討論の後、順次採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案については、3法律案を一括して議題とし、今後の国家公務員給与の在り方、給与制度の総合的見直しが地

方に与える影響、国の非常勤職員の処遇改善の必要性等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。なお、3法律案に対し附帯決議が付された。

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案については、両法律案を一括して議題とし、金融機関等と警察庁の連携に向けた取組、疑わしい取引に係る情報の警察庁における取扱い、公告国際テロリストの指定に際し誤認や恣意的な運用を防止する方策等について質疑が行われ、討論の後、いずれも多数をもって可決された。

〔国政調査〕

10月14日、一般職の職員の給与等についての報告及び勧告等について一宮人事院総裁から説明を聴取した。

10月16日、まち・ひと・しごと創生本部の役割及び設置の趣旨、労働生産性と賃金体系の関係に関する政府の見解、地

方創生関連施策の内容及び方向性、東京一極集中の是正に向けた政府の見解、子ども・子育て支援新制度の推進に係る政府の所見、ギャンブル依存症の危険性に係る政府の認識、内閣官房及び内閣府の組織の肥大化に対する政府の認識、消費税率引上げ判断における課題、2020年東京オリンピックに向けたIT利活用の戦略的推進、食品中の放射性物質についての安全基準の妥当性等の諸問題について質疑を行った。

10月21日、女性管理職割合の数値目標設定に係る現状調査の必要性、国内観光市場活性化に向けた休暇の平準化に係る政府の検討、内閣官房情報セキュリティセンターの機密保持体制の在り方、マタニティ・ハラスメントの撲滅に向けた政府の取組、「クマラスワミ報告」に係る政府の修正要請に関する経緯、青少年を性犯罪から守るための警察の取組、日本の原発安全基準を「世界で最も厳しい水準」とする根拠、地域における経済循環の創造に向けた目標設定の在り方、日本版シティ・マネージャー構想の検討経緯等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与等についての報告及び勧告等に関する件について一宮人事院総裁から説明を聴いた。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- まち・ひと・しごと創生本部の役割及び設置の趣旨に関する件、労働生産性と賃金体系の関係に関する件、地方創生関連施策の内容・

方向性に関する件、東京一極集中の是正に関する件、子ども・子育て新制度の推進に関する件、ギャンブル依存症の危険性に関する件、内閣官房及び内閣府の組織の肥大化に関する件、消費税率引上げ判断における課題に関する件、2020年東京オリンピックに向けたIT利活用の戦略的推進に関する件、食品中の放射性物質についての安全基準に関する件等について菅内閣官房長官、石破国務大臣、山口国務大臣、甘利国務大臣、有村国務大臣、山谷国家公安委員会委員長、永岡厚生労働副大臣、西村(康)内閣府副大臣、大塚法務大臣

政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、上月良祐君（自民）、若松謙維君（公明）、岡田広君（自民）、山下芳生君（共産）、石井準一君（自民）、井上義行君（みん）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

○平成26年10月21日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 女性管理職に係る現状調査の必要性に関する件、国内観光市場の活性化に関する件、内閣官房情報セキュリティセンターに関する件、マタニティ・ハラスメントの撲滅に関する件、「クマラスワミ報告」に係る政府の修正要請に関する件、青少年の健全育成に関する件、原子力発電所の新しい安全基準に関する件、地域における経済循環の創造に関する件、日本版シティ・マネージャー構想に関する件等について有村国務大臣、甘利国務大臣、石破国務大臣、山口国務大臣、菅内閣官房長官、山谷国家公安委員会委員長、西銘総務副大臣、大塚国土交通大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、井上義行君（みん）、山下芳生君（共産）、浜田和幸君（改革）、上野通子君（自民）、山本太郎君（無）、若松謙維君（公明）、松下新平君（自民）

- サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆第35号）について提出者衆議院内閣委員長井上信治君から趣旨説明を聴いた。

○平成26年10月23日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- サイバーセキュリティ基本法案（第186回国会衆第35号）について提出者衆議院内閣委員長代理近藤洋介君、同平井たくや君、同遠山清彦君、山口国務大臣、上川国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、山下芳生君（共産）、

浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

（第186回国会衆第35号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、改革
反対会派 共産、無

なお、附帯決議を行った。

○平成26年10月28日（火）（第5回）

- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について山谷国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成26年10月30日（木）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案（閣法第20号）について山谷国家公安委員会委員長、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

岡田広君（自民）、尾立源幸君（民主）、若松謙維君（公明）、井上義行君（みん）、田村智子君（共産）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

（閣法第20号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、改革
反対会派 共産、無

なお、附帯決議を行った。

○平成26年11月6日（木）（第7回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）
以上3案について有村国務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月11日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）

以上3案について有村国務大臣、世耕内閣官房副長官、二之湯総務副大臣、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、若松謙維君（公明）、井上義行君（みんな）、山下芳生君（共産）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

（閣法第6号）

賛成会派 自民、民主、公明、改革

反対会派 みんな、共産、無

（閣法第7号）

賛成会派 自民、民主、公明、改革

反対会派 みんな、共産、無

（閣法第8号）

賛成会派 自民、民主、公明、改革

反対会派 みんな、共産、無

なお、3案について附帯決議を行った。

○平成26年11月13日（木）（第9回）

- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について山谷国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月18日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案（閣法第16号）（衆議院送付）

以上両案について山谷国家公安委員会委員長、世耕内閣官房副長官、竹谷財務大臣政務官、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に

対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

上月良祐君（自民）、尾立源幸君（民主）、若松謙維君（公明）、井上義行君（みんな）、山下芳生君（共産）、浜田和幸君（改革）、山本太郎君（無）

（閣法第15号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、共産、改革

反対会派 無

（閣法第16号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、共産、改革

反対会派 無

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

| | | | | | | |
|-----|----|---------|----|-----------|----|---------------|
| 委員長 | 広田 | 一 (民主) | 北川 | イッセイ (自民) | 前田 | 武志 (民主) |
| 理事 | 江島 | 潔 (自民) | 酒井 | 庸行 (自民) | 山本 | 博司 (公明) |
| 理事 | 森屋 | 宏 (自民) | 中原 | 八一 (自民) | 和田 | 政宗 (みん) |
| 理事 | 田城 | 郁 (民主) | 野上 | 浩太郎 (自民) | 室井 | 邦彦 (維新) |
| 理事 | 増子 | 輝彦 (民主) | 山下 | 雄平 (自民) | 辰巳 | 孝太郎 (共産) |
| 理事 | 河野 | 義博 (公明) | 脇 | 雅史 (自民) | 江口 | 克彦 (次代) |
| | 青木 | 一彦 (自民) | 渡辺 | 猛之 (自民) | 吉田 | 忠智 (社民) |
| | 大野 | 泰正 (自民) | 金子 | 洋一 (民主) | | |
| | 太田 | 房江 (自民) | 田中 | 直紀 (民主) | | (26.10.14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件、衆議院提出1件(国土交通委員長)の合計2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類2件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

土砂災害 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、広島市などにおける土砂災害を教訓として土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、都道府県による基礎調査の結果の公表を義務付けるとともに、土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、基礎調査の早期完了及び土砂災害警戒区域等の指定促進に向けた取組、土砂災害の危険性に関する情報の住民等への確実な周知と警戒避難体制の充実、土砂災害特別警戒区域などにおける建築物の移転等に係る支援等について質疑が行われ、全会一致をもって

可決された。なお、附帯決議が付された。

空家対策 空家等対策の推進に関する特別措置法案は、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月14日、国土交通行政の諸施策について、太田国土交通大臣から説明を聴取した。

10月16日、質疑を行い、建設技能労働者等の人材確保の必要性、中央機能の地方移転について議論を行う必要性、鉄道会社の業務外注化に係る利用者の安全確保の観点からの懸念、トラック運転手・航空機操縦士・船員の人材確保の取組、改正タクシー特措法に基づく準特定地域指定の効果及び特定地域指定に向けた取組、航空券連帯税を我が国に導入することの問題点、タクシーの規制緩和に関する国土交通省及び内閣府規制改革会議の評価、今後の土砂災害対策におけるハード面の整備の在り方、複数空港の一体的経営等による効率的な地方空港の運営の在り方、人口減少社会における適正な汚水処理施設の整備の在り方、リニア中央

新幹線環境アセス評価書の補正版における国土交通大臣意見の反映状況、三陸海岸で建設されている防潮堤の減災効果及び規模見直しの必要性、沖縄県辺野古周

辺地域における海上保安庁の警備活動のやり方などの諸問題が取り上げられた。

11月18日、首都圏外郭放水路に関する実情調査のための視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 国土交通行政の諸施策に関する件について太田国土交通大臣から説明を聴いた。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建設技能労働者等の人材確保に関する件、鉄道の安全運行の確保に関する件、改正タクシー特措法に基づく特定地域の指定に関する件、土砂災害対策の推進に関する件、地方空港の経営効率化に関する件、今後の汚水処理施設整備の在り方に関する件、リニア中央新幹線整備の環境への影響に関する件、三陸沿岸における防潮堤の整備に関する件、沖縄県辺野古沖における海上保安庁の警備に関する件等について太田国土交通大臣、北川国土交通副大臣、西村国土交通副大臣、大塚国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森屋宏君(自民)、田城郁君(民主)、金子洋一君(民主)、河野義博君(公明)、江口克彦君(次代)、室井邦彦君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、和田政宗君(みんな)、吉田忠智君(社民)

○平成26年11月6日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月11日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)(衆議院送付)について太田国土交通大臣、丹羽文部科学副大臣、北川国土交通副大臣、小泉内閣府大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官、松本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大野泰正君(自民)、森本真治君(民主)、田城郁君(民主)、山本博司君(公明)、和田政宗君(みんな)、室井邦彦君(維新)、仁比聡平君(共産)、江口克彦君(次代)、吉田忠智君(社民)

(閣法第19号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、共産、次代、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年11月18日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)について提出者衆議院国土交通委員長今村雅弘君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆議院提出)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、共産、次代、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

環境委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 委員長 | 島尻 安伊子 (自民) | 岸 宏一 (自民) | 櫻井 充 (民主) |
| 理事 | 高橋 克法 (自民) | 佐藤 信秋 (自民) | 長浜 博行 (民主) |
| 理事 | 中西 祐介 (自民) | 中川 雅治 (自民) | 浜野 喜史 (民主) |
| 理事 | 水岡 俊一 (民主) | 中曾根 弘文 (自民) | 杉 久武 (公明) |
| 理事 | 市田 忠義 (共産) | 山谷 えり子 (自民) | 水野 賢一 (みん) |
| | 岩城 光英 (自民) | 吉川 ゆうみ (自民) | 清水 貴之 (維新) |
| | 尾辻 秀久 (自民) | 小見山 幸治 (民主) | (26. 10. 14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件及び本院議員提出2件(本院継続)の合計3件である。内閣提出1件は可決し、本院議員提出2件は衆議院解散のため、審査未了となった。

また、本委員会付託の請願6種類19件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案は、福島県内の放射性物質に汚染された土壌や廃棄物を貯蔵する中間貯蔵施設に関し、国の責務を規定し、その中核として「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を明記するとともに、日本環境安全事業株式会社を中間貯蔵・環境事業安全株式会社に改組し、その事業に中間貯蔵に係る事業を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、輸送や中間貯蔵における安全対策、最終処分に向けた取組等

について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の7月15日、東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に向けた取組等に関する実情調査のため、福島県において視察を行った。

10月16日、浄化槽の維持管理、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合、環境大臣の国政への取組姿勢、CCS(二酸化炭素回収・貯留)の導入、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直し、廃棄物処理法施行以前の産業廃棄物埋立処分による土壌汚染問題等について質疑を行った。

11月6日、指定廃棄物最終処分場の候補地選定の進め方、望月環境大臣の政治資金問題、環境影響評価法の対象事業、我が国の温室効果ガス排出削減目標の検討状況等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 浄化槽の維持管理に関する件、敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合に関する件、環境大臣の国政への取組姿勢に関する件、CCS(二酸化炭素回収・貯留)の導入に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件、廃棄物処理法施行以前の産業廃棄物埋立処分による土壌汚染問題に関する件等について望月国務大臣、小里環境副大臣、北村環境副大臣、高橋環境大臣政務官、福山環境大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高橋克法君(自民)、浜野喜史君(民主)、水岡俊一君(民主)、水野賢一君(みん)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)

○平成26年11月6日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 指定廃棄物最終処分場の候補地選定の進め方に関する件、望月環境大臣の政治資金問題に関する件、環境影響評価法の対象事業に関する件、我が国の温室効果ガス排出削減目標の検討状況に関する件等について望月環境大臣、高橋環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

櫻井充君(民主)、水野賢一君(みん)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)

○平成26年11月11日(火) (第4回)

- 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について望月環境大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求め

ることを決定した。

○平成26年11月13日(木) (第5回)

- 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

独立行政法人国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センター長 大迫政浩君

立命館大学国際関係学部教授 大島堅一君

[質疑者]

中西祐介君(自民)、長浜博行君(民主)、杉久武君(公明)、水野賢一君(みん)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)

○平成26年11月18日(火) (第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について望月環境大臣、小里環境副大臣、福山環境大臣政務官、青木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

中西祐介君(自民)、岩城光英君(自民)、櫻井充君(民主)、小見山幸治君(民主)、杉久武君(公明)、水野賢一君(みん)、清水貴之君(維新)、市田忠義君(共産)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、民主、公明、維新

反対会派 みん、共産

なお、附帯決議を行った。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

| | | | | | | |
|-----|----|----------|-----|-----------|----|--------------|
| 委員長 | 小川 | 勝也 (民主) | 北川 | イッセイ (自民) | 榛葉 | 賀津也 (民主) |
| 理事 | 松山 | 政司 (自民) | 小泉 | 昭男 (自民) | 羽田 | 雄一郎 (民主) |
| 理事 | 宮沢 | 洋一 (自民) | 高階 | 恵美子 (自民) | 西田 | 実仁 (公明) |
| 理事 | 林 | 久美子 (民主) | 二之湯 | 智 (自民) | 山口 | 那津男 (公明) |
| 理事 | 水野 | 賢一 (みん) | 長谷川 | 岳 (自民) | 儀間 | 光男 (維新) |
| | 青木 | 一彦 (自民) | 藤井 | 基之 (自民) | 井上 | 哲士 (共産) |
| | 岩井 | 茂樹 (自民) | 郡司 | 彰 (民主) | | (26.10.2 現在) |

委員会経過

- 平成26年10月2日(木) (第1回)
- 理事の補欠選任を行った。
- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

予算委員会

委員一覧（45名）

| | | | | | | |
|-----|-----|--------|------------|------------|----|---------|
| 委員長 | 岸 | 宏一（自民） | 古賀 | 友一郎（自民） | 小西 | 洋之（民主） |
| 理事 | 石井 | 準一（自民） | 佐藤 | 正久（自民） | 田城 | 郁（民主） |
| 理事 | 岡田 | 広（自民） | 島田 | 三郎（自民） | 田中 | 直紀（民主） |
| 理事 | 馬場 | 成志（自民） | 島村 | 大（自民） | 藤田 | 幸久（民主） |
| 理事 | 堀井 | 巖（自民） | 高野 | 光二郎（自民） | 水岡 | 俊一（民主） |
| 理事 | 那谷屋 | 正義（民主） | 鶴保 | 庸介（自民） | 河野 | 義博（公明） |
| 理事 | 蓮 | 舩（民主） | 堂故 | 茂（自民） | 矢倉 | 克夫（公明） |
| 理事 | 若松 | 謙維（公明） | 二之湯 | 武史（自民） | 横山 | 信一（公明） |
| 理事 | 行田 | 邦子（みん） | 三木 | 亨（自民） | 松沢 | 成文（みん） |
| 理事 | 小野 | 次郎（維新） | 三原じゅん子（自民） | 渡辺美知太郎（みん） | 片山 | 虎之助（維新） |
| | 石田 | 昌宏（自民） | 三宅 | 伸吾（自民） | 小池 | 晃（共産） |
| | 猪口 | 邦子（自民） | 山下 | 雄平（自民） | 大門 | 実紀史（共産） |
| | 大野 | 泰正（自民） | 小川 | 敏夫（民主） | 福島 | みずほ（社民） |
| | 太田 | 房江（自民） | 大久保 | 勉（民主） | 浜田 | 和幸（改革） |
| | 北村 | 経夫（自民） | 大塚 | 耕平（民主） | | |

(26. 10. 7 現在)

（１）審議概観

第187回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔国政調査〕

予算の執行状況に関する調査として、以下のとおり、予算委員会が開かれた。

第186回国会閉会後の7月15日、集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題に関する集中審議が行われた。

質疑では、集団的自衛権に関する法整備と次期防衛大綱への反映、武力行使の新3要件の解釈、集団的自衛権の閣議決定による憲法解釈の変更、閣議決定過程における内閣法制局の関与、集団的自衛権の「密接な関係にある他国」の範囲、日米防衛協力のための指針の改善、日米地位協定の改定と沖縄基地負担軽減、専

守防衛及び非核3原則等の維持、PKOにおける他国との武力行使に係る判断基準、自衛隊の活動範囲拡大に伴う人員不足への対応、南シナ海におけるシーレーン防衛、防衛産業に関連した軍産官の肥大化等の問題が取り上げられた。

第187回国会においては、安倍内閣総理大臣の所信表明演説に対する本会議での各党代表質問の後、10月7日、8日の2日間、予算の執行状況に関する調査として予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、国会議員定数削減に係る総理の所見、選挙区内で禁止される寄附の範囲、日中・日韓・日露関係に対する外交姿勢、集団的自衛権の解釈変更、景気の現状認識と消費税率引き上げ、消費税増税後の経済状況と円安による影響、法人事業税の外形標準課税化、地方創生実現と地方税収の偏在是正、年金積立金の運

用見直し、子ども・子育て支援新制度及び保育士の処遇改善、地方における若者・障害者の就労等の支援、女性活躍を妨げる障害除去の取組、最低賃金と法人課税の見直し、原子力発電所の安全性評価と再生可能エネルギー推進、原発再稼働及び原発依存率への認識、農業に対する基本認識と米価下落への対応、ゆうちょ銀行の減資による復興財源の捻出、持続可能な開発のための教育（ESD）、優れた技術を持つ中小企業の販路拡大、中古住宅市場の活性化策、国立競技場解体工事の入札、国家公務員と地方公務員の人事交流による地方活性化、カジノ解禁の是非等の問題が取り上げられた。

また、11月4日、安倍内閣の基本姿勢に関する集中審議が行われた。質疑では、アベノミクスの影響、人口減少下における財政再建、企業の地方移転に向けた優遇措置、沖縄の基地負担軽減、拉致問題に係る北朝鮮への制裁、火山噴火対策、JT完全民営化、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の年金資金運用、社会福祉法人改革、母子家庭支援、高等学校無償化に係る所得制限、再生可能エネルギー固定価格買取制度、特定秘密保護法におけるチェック体制、ヘイトスピーチに対する法的規制、閣僚の政治資金問題等の問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成26年7月15日（火）（第186回国会閉会後第1回）

— 集中審議（集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題） —

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題に関する件について安倍内閣総理大臣、岸田外務大臣、小野寺防衛大臣、下村文部科学大臣、太田国土交通大臣、菅内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、島尻安伊子君（自民）、大塚耕平君（民主）、福山哲郎君（民主）、西田実仁君（公明）、片山虎之助君（維結）、中西健治君（みんな）、松沢成文君（みんな）、小池晃君（共産）、吉田忠智君（社民）、荒井広幸君（改革）、主濱了君（生活、委員外議員）

○平成26年10月7日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 参考人の出席をを求めることを決定した。

- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣総理大臣、下村文部科学大臣、有村国務大臣、高市総務大臣、松島法務大臣、小淵経済産業大臣、石破国務大臣、麻生国務大臣、甘利国務大臣、塩崎厚生労働大臣、望月内閣府特命担当大臣、西川農林水産大臣、太田国土交通大臣、山谷国務大臣、江渡防衛大臣、竹下復興大臣、永岡厚生労働副大臣、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長河野一郎君及び日本銀行総裁黒田東彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主）、福山哲郎君（民主）、小川敏夫君（民主）、鶴保庸介君（自民）、岡田広君（自民）、馬場成志君（自民）

○平成26年10月8日（水）（第2回）

- 予算の執行状況に関する件について安倍内閣

総理大臣、石破国務大臣、下村文部科学大臣、高市総務大臣、太田国土交通大臣、麻生財務大臣、小渕経済産業大臣、塩崎厚生労働大臣、岸田外務大臣、江渡防衛大臣、望月国務大臣、松島法務大臣、菅内閣官房長官、有村国務大臣、西川農林水産大臣、甘利内閣府特命担当大臣、山谷国務大臣、小里環境副大臣、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堀井巖君（自民）、荒木清寛君（公明）、佐々木さやか君（公明）、水野賢一君（みん）、※渡辺美知太郎君（みん）、片山虎之助君（維新）、大門実紀史君（共産）、福島みずほ君（社民）、浜田和幸君（改革）

※関連質疑

○平成26年11月4日（火）（第3回）

— 集中審議（安倍内閣の基本姿勢） —

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査のうち、安倍内閣の基本姿勢に関する件について安倍内閣総理大臣、江渡防衛大臣、山口内閣府特命担当大臣、石破国務大臣、竹下復興大臣、太田国土交通大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、有村国務大臣、麻生財務大臣、望月環境大臣、宮沢経済産業大臣、西川農林水産大臣、上川国務大臣、山谷内閣府特命担当大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡田直樹君（自民）、藤川政人君（自民）、島田三郎君（自民）、櫻井充君（民主）、水岡俊一君（民主）、長沢広明君（公明）、松沢成文君（みん）、小野次郎君（維新）、仁比聡平君（共産）、吉田忠智君（社民）、平野達男君（改革）

決算委員会

委員一覧 (30名)

| | | | | | | |
|-----|----|----------|----|----------|-----|----------|
| 委員長 | 小坂 | 憲次 (自民) | 上月 | 良祐 (自民) | 白 | 眞勲 (民主) |
| 理事 | 赤石 | 清美 (自民) | 島田 | 三郎 (自民) | 安井 | 美沙子 (民主) |
| 理事 | 井原 | 巧 (自民) | 塚田 | 一郎 (自民) | 佐々木 | さやか (公明) |
| 理事 | 石井 | 正弘 (自民) | 中原 | 八一 (自民) | 薬師寺 | みちよ (みん) |
| 理事 | 相原 | 久美子 (民主) | 堀内 | 恒夫 (自民) | 山田 | 太郎 (みん) |
| 理事 | 石橋 | 通宏 (民主) | 吉川 | ゆうみ (自民) | 寺田 | 典城 (維新) |
| 理事 | 杉 | 久武 (公明) | 若林 | 健太 (自民) | 藤巻 | 健史 (維新) |
| | 磯崎 | 仁彦 (自民) | 磯崎 | 哲史 (民主) | 田村 | 智子 (共産) |
| | 江島 | 潔 (自民) | 江崎 | 孝 (民主) | 山下 | 芳生 (共産) |
| | 熊谷 | 大 (自民) | 斎藤 | 嘉隆 (民主) | 又市 | 征治 (社民) |

(26. 11. 10 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において、本委員会は、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行った。

〔国政調査〕

平成26年11月10日、国会法第105条の規

定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成26年11月10日(月) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について河戸会計検査院長から説明を聴いた。

行政監視委員会

委員一覧 (30名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 松村 祥史 (自民) | 高橋 克法 (自民) | 浜野 喜史 (民主) |
| 理事 | 石井 みどり (自民) | 滝沢 求 (自民) | 藤本 祐司 (民主) |
| 理事 | 柘植 芳文 (自民) | 羽生田 俊 (自民) | 佐々木 さやか (公明) |
| 理事 | 長峯 誠 (自民) | 福岡 資麿 (自民) | 新妻 秀規 (公明) |
| 理事 | 渡邊 美樹 (自民) | 松下 新平 (自民) | 井上 義行 (みんな) |
| 理事 | 難波 奨二 (民主) | 山田 修路 (自民) | 清水 貴之 (維新) |
| 理事 | 柳澤 光美 (民主) | 有田 芳生 (民主) | 倉林 明子 (共産) |
| | 石井 浩郎 (自民) | 神本 美恵子 (民主) | 江口 克彦 (次代) |
| | 上野 通子 (自民) | 小林 正夫 (民主) | 荒井 広幸 (改革) |
| | 木村 義雄 (自民) | 津田 弥太郎 (民主) | 主濱 了 (生活) |

(26.10.27 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において、本委員会は、「行政評価等プログラムに関する件」、「政策評価の現状等に関する件」及び「行政評価・監視活動実績の概要に関する件」について調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付

託されなかった。

〔国政調査〕

10月27日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

(2) 委員会経過

○平成26年10月27日(月) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について高市総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴いた。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

| | | | | | | |
|-----|-----|----------|----|----------|----|----------------|
| 委員長 | 中川 | 雅治 (自民) | 大沼 | みずほ (自民) | 石上 | 俊雄 (民主) |
| 理事 | 石井 | 準一 (自民) | 岡田 | 直樹 (自民) | 磯崎 | 哲史 (民主) |
| 理事 | 野上 | 浩太郎 (自民) | 上月 | 良祐 (自民) | 西村 | まさみ (民主) |
| 理事 | 渡辺 | 猛之 (自民) | 酒井 | 庸行 (自民) | 森本 | 真治 (民主) |
| 理事 | 小見山 | 幸治 (民主) | 豊田 | 俊郎 (自民) | 新妻 | 秀規 (公明) |
| 理事 | 前川 | 清成 (民主) | 中泉 | 松司 (自民) | | |
| 理事 | 山本 | 博司 (公明) | 舞立 | 昇治 (自民) | | |
| 理事 | 松田 | 公太 (みん) | 宮本 | 周司 (自民) | | |
| 理事 | 室井 | 邦彦 (維新) | 森屋 | 宏 (自民) | | |
| 理事 | 仁比 | 聡平 (共産) | 足立 | 信也 (民主) | | (26. 9. 29 現在) |

庶務関係小委員 (15名)

| | | | | | | |
|------|----|----------|-----|----------|----|----------|
| 小委員長 | 岡田 | 直樹 (自民) | 野上 | 浩太郎 (自民) | 前川 | 清成 (民主) |
| | 石井 | 準一 (自民) | 渡辺 | 猛之 (自民) | 山本 | 博司 (公明) |
| | 大沼 | みずほ (自民) | 石上 | 俊雄 (民主) | 松田 | 公太 (みん) |
| | 上月 | 良祐 (自民) | 小見山 | 幸治 (民主) | 室井 | 邦彦 (維新) |
| | 酒井 | 庸行 (自民) | 西村 | まさみ (民主) | 仁比 | 聡平 (共産) |
| | | | | | | (召集日 現在) |

図書館運営小委員 (15名)

| | | | | | | |
|------|----|----------|-----|---------|----|----------|
| 小委員長 | 足立 | 信也 (民主) | 宮本 | 周司 (自民) | 森本 | 真治 (民主) |
| | 石井 | 準一 (自民) | 森屋 | 宏 (自民) | 山本 | 博司 (公明) |
| | 豊田 | 俊郎 (自民) | 渡辺 | 猛之 (自民) | 松田 | 公太 (みん) |
| | 中泉 | 松司 (自民) | 小見山 | 幸治 (民主) | 室井 | 邦彦 (維新) |
| | 野上 | 浩太郎 (自民) | 前川 | 清成 (民主) | 仁比 | 聡平 (共産) |
| | | | | | | (召集日 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された案件は、衆議院提出法律案1件であり、可決した。

なお、本委員会に付託された請願はなかった。

秘書の給与の額を改定するものである。

本法律案は、11月4日に衆議院から提出、11日、本委員会に付託され、12日に多数をもって可決された。

〔法律案等の審査〕

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月)(第1回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、内閣委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の辞任並びに内閣委員長、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、財政金融委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、農林水産委員長、経済産業委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長、予算委員長、決算委員長、行政監視委員長、議院運営委員長及び懲罰委員長の補欠選任について決定した。

一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助等に関する特別委員会、消費者問題に関する特別委員会、東日本大震災復興特別委員会及び原子力問題特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、維新の党及び日本共産党各1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、維新の党及び日本共産党各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会8人、公明党3人、みんなの党2人、維新の党1人、日本共産党2人、社会民主党・護憲連合及び生活の党各1人 計35人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会5人、公明党2人、みんなの党、維新の党、日本共産党及び次世代の党各1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

自由民主党14人、民主党・新緑風会7人、公明党、みんなの党及び維新の党各2人、日本共産党、次世代の党及び社会民主党・護憲連合各1人 計30人

消費者問題に関する特別委員会

自由民主党11人、民主党・新緑風会6人、公明党2人、みんなの党、維新の党、日本共産党、社会民主党・護憲連合、新党改革・無所属の会及び生活の党各1人 計25人

東日本大震災復興特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会10人、公明党3人、みんなの党、維新の党及び日本共産党各2人、次世代の党及び新党改革・無所属の会各1人 計40人

原子力問題特別委員会

自由民主党13人、民主党・新緑風会6人、公明党2人、みんなの党、維新の党、日本共産党及び新党改革・無所属の会各1人 計25人

一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党7人、民主党・新緑風会4人、公明党、みんなの党、維新の党及び日本共産党各1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

一、会期を63日間とすることに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年10月1日(水)(第2回)

一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 10月1日及び2日

ロ、時間 自由民主党50分、民主党・新緑

風会65分、公明党30分、みんなの党、維新の党及び日本共産党各25分

ハ、人 数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党、みんなの党、維新の党及び日本共産党各1人

ニ、順 序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 みんなの党 5 維新の党 6 日本共産党 7 民主党・新緑風会 8 自由民主党 9 民主党・新緑風会

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年10月2日(木) (第3回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年10月29日(水) (第4回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員、同予備員、皇室経済会議予備議員、検察官適格審査会委員、同予備委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。

一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年11月5日(水) (第5回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、みんなの党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年11月7日(金) (第6回)

一、地方創生に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当を次のとおりとすることに決定した。

自由民主党13人、民主党・新緑風会7人、公明党3人、みんなの党、維新の党及び日本共産党各2人、次世代の党1人 計30人

一、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 自由民主党10分、民主党・新緑風会15分、公明党、みんなの党、維新の党及び日本共産党各10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年11月12日(水) (第7回)

一、次の件について平内閣府副大臣、西村(康)内閣府副大臣及び葉梨法務副大臣から説明を聴いた後、同意することに決定した。

イ、原子力委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ロ、国家公安委員会委員の任命同意に関する件

ハ、特定個人情報保護委員会委員の任命同意に関する件

ニ、公安審査委員会委員の任命同意に関する件

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第5号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第5号)

賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 みんな、維新、共産

一、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年11月14日(金) (第8回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成26年11月19日(水) (第9回)

- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

- 一、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取しないことに決定した。

○平成26年11月21日(金) (第10回)

- 一、小委員長の補欠選任を行った。

- 一、佐藤ゆかり君の議員辞職を許可することに決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

懲罰委員会

委員一覧（10名）

| | | | | | | |
|-----|----|--------|----|--------|----|-----------------|
| 委員長 | 芝 | 博一（民主） | 山東 | 昭子（自民） | 魚住 | 裕一郎（公明） |
| 理事 | 岩城 | 光英（自民） | 伊達 | 忠一（自民） | 中野 | 正志（次代） |
| 理事 | 江田 | 五月（民主） | 吉田 | 博美（自民） | | |
| | 尾辻 | 秀久（自民） | 北澤 | 俊美（民主） | | (26. 10. 29 現在) |

委員会経過

- 平成26年10月29日(水)（第1回）
- 理事の補欠選任を行った。

災害対策特別委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 秋野 公造 (公明) | 柘植 芳文 (自民) | 大野 元裕 (民主) |
| 理事 | 古賀 友一郎 (自民) | 長峯 誠 (自民) | 那谷屋 正義 (民主) |
| 理事 | 松下 新平 (自民) | 羽生田 俊 (自民) | 水岡 俊一 (民主) |
| 理事 | 野田 国義 (民主) | 馬場 成志 (自民) | 薬師寺みちよ (みん) |
| 理事 | 山本 博司 (公明) | 舞立 昇治 (自民) | 東 徹 (維新) |
| | 磯崎 仁彦 (自民) | 吉川 ゆうみ (自民) | 仁比 聡平 (共産) |
| | 高野 光二郎 (自民) | 大島 九州男 (民主) | (26.9.29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、これを可決した。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

災害対策 災害対策基本法の一部を改正する法律案は、同法案の提出の経緯と内容及び国民への周知、放置車両対策に必要な人員及び資機材の確保、車両の移動等を行う際の損失補償の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の8月28日、平成26年梅雨期からの大雨等による被害状況及びその対応について、古屋内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。また、質疑を行い、広島市の土砂災害を踏まえた土砂災害防止法の改正の必要性、自治体における防災の専門家の育成支援策及び住民による自助・共助の重要性、台風12号及び11号を含めた豪雨被害に対する激甚災害指定の見込み、私

有地内の土砂撤去及び被災者のニーズに応じた居住環境の整備に対する公的支援、局地的な異常気象現象の観測・予報体制の強化及び避難勧告の在り方、防災行政無線の戸別受信機の整備促進の必要性、土砂災害警戒情報を避難勧告発令の判断基準とすることの明確化の必要性、土砂災害警戒区域の指定までの間における住民の防災意識向上施策、広島県の災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動状況、大規模災害発生時の国の被災自治体に対する支援策、災害救助法に基づく全ての被災者の住まいの確保に向けた取組などの諸問題が取り上げられた。

第186回国会閉会後の9月18日、平成26年8月豪雨による被害状況等の実情調査のため、広島県に委員派遣を行った。

10月10日、御嶽山噴火による被害状況及びその対応について、山谷内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

10月17日、質疑を行い、登山者に対する適切な火山情報伝達体制の整備、登山者の避難等の観点から火山防災対策を見直す必要性、御嶽山噴火による観光への風評被害防止対策、自然との共生及び災害からの自己防衛のための防災教育の推

進、多数の住民に避難勧告等が行われた場合の避難実態についての認識、地域住民が適切な避難行動を取れるようにするための実践的な訓練の必要性、広島土砂災害の復旧の進捗状況及び二重ローン問題への対応、火山観測体制の整備・強化に向けた防災担当大臣の決意、土砂災害警戒区域等の指定促進のための都道府県への財政的・技術的支援の必要性、災害

医療における災害派遣医療チーム（DMAT）の位置付けの明確化、南海トラフ地震対策に取り組む自治体への財政的支援の必要性、実態に即した土砂災害特別警戒区域の指定基準の見直しなどの諸問題が取り上げられた。

（２）委員会経過

○平成26年8月28日（木）（第186回国会閉会後第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成26年梅雨期からの大雨等による被害状況及びその対応に関する件について古屋内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。
- 土砂災害防止法の在り方に関する件、国の被災自治体への支援に関する件、避難勧告等の運用改善に関する件、激甚災害の早期指定に関する件、防災情報の伝達に関する件、局的豪雨の観測・予測体制の強化に関する件、被災者の生活再建支援に関する件、避難所の生活環境の改善に関する件等について古屋国務大臣、西村内閣府副大臣、野上国土交通副大臣、亀岡内閣府大臣政務官、土井国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石井みどり君（自民）、高野光二郎君（自民）、森本真治君（民主）、吉川沙織君（民主）、谷合正明君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、室井邦彦君（維結）、仁比聡平君（共産）

○平成26年9月29日（月）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成26年10月10日（金）（第2回）
- 御嶽山噴火による被害状況及びその対応に関

する件について山谷内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

- 派遣委員の報告は、これを会議録に掲載することに決定した。

○平成26年10月17日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 火山情報の伝達の在り方に関する件、御嶽山噴火による風評被害対策に関する件、防災教育の推進に関する件、広島土砂災害被災者への住宅支援に関する件、災害の観測・予測体制の強化に関する件、土砂災害防止法に基づく区域指定の促進に関する件、災害対策における医療の位置付けに関する件等について山谷内閣府特命担当大臣、丹羽文部科学副大臣、西村（康）内閣府副大臣、大塚国土交通大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

若林健太君（自民）、大野泰正君（自民）、大島九州男君（民主）、森本真治君（民主）、山本博司君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、東徹君（維新）、仁比聡平君（共産）

○平成26年11月7日（金）（第4回）

- 災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について山谷内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月12日（水）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。

- 災害対策基本法の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について山谷内閣府特命担当大臣、西村（康）内閣府副大臣、松本内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

磯崎仁彦君（自民）、羽生田俊君（自民）、野田国義君（民主）、山本博司君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、東徹君（維新）、仁比聡平君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年11月20日（木）（第6回）

- 災害対策樹立に関する調査の継続調査について決定した。
- 委員派遣については委員長に一任することに決定した。

委員派遣

○平成26年9月18日（木）

- 平成26年8月豪雨による被害状況等の実情調査

〔派遣地〕

広島県

〔派遣委員〕

小坂憲次君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、谷合正明君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、仁比聡平君（共産）

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 風間 直樹 (民主) | 島尻 安伊子 (自民) | 林 久美子 (民主) |
| 理事 | 石田 昌宏 (自民) | 野村 哲郎 (自民) | 藤本 祐司 (民主) |
| 理事 | 末松 信介 (自民) | 長谷川 岳 (自民) | 竹谷 とし子 (公明) |
| 理事 | 藤田 幸久 (民主) | 橋本 聖子 (自民) | 松田 公太 (みん) |
| 理事 | 河野 義博 (公明) | 三宅 伸吾 (自民) | 儀間 光男 (維新) |
| | 江島 潔 (自民) | 山本 一太 (自民) | 紙 智子 (共産) |
| | 鴻池 祥肇 (自民) | 尾立 源幸 (民主) | (26.9.29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

総務委員会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|-----|-------------|------------|-----------------|
| 委員長 | 谷合 正明 (公明) | 関口 昌一 (自民) | 野田 国義 (民主) |
| 理事 | 島田 三郎 (自民) | 柘植 芳文 (自民) | 林 久美子 (民主) |
| 理事 | 藤川 政人 (自民) | 堂故 茂 (自民) | 片山 虎之助 (維新) |
| 理事 | 藤末 健三 (民主) | 二之湯 智 (自民) | 寺田 典城 (維新) |
| 理事 | 横山 信一 (公明) | 長谷川 岳 (自民) | 吉良 よし子 (共産) |
| 理事 | 渡辺美知太郎 (みん) | 山本 順三 (自民) | 又市 征治 (社民) |
| | 井原 巧 (自民) | 石上 俊雄 (民主) | 主濱 了 (生活) |
| | 石井 正弘 (自民) | 江崎 孝 (民主) | |
| | 磯崎 陽輔 (自民) | 難波 奨二 (民主) | (26. 10. 14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（総務委員長提出）であり、可決した。

また、本委員会付託の請願1種類4件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案は、最近におけるいわゆる「リベンジポルノ」等の私事性的画像記録の提供等による被害の実情に鑑み、個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止するため、私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通があった場合における「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」の特例及び当該提供等による被害者に対する支援体制の整備等について定めようとするものである。

委員会においては、衆議院総務委員長

榎屋敬悟君から趣旨説明を聴取した後、リベンジポルノによる被害の防止のための教育・啓発活動、私事性的画像記録の定義、プロバイダ等による迅速な画像削除の必要性等について質疑が行われた後、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月14日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴取した。

10月16日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について、テレワークの推進等ICTを活用した地方創生の在り方、4K・8K推進のためのロードマップ及び試験・実用放送スケジュール前倒しの背景、法人税減税と外形標準課税拡充の同時実施に係る見解、地方創生と地方分権改革を同時に進める必要性等の質疑を行った。

11月11日、自治大学校における地方公務員の研修及び東京消防庁の高度消防・

救急救助体制等に関する実情調査のため、自治大学校、東京消防庁航空隊及び同庁第八消防方面本部消防救助機動部隊の視察を行った。

11月13日、行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、ふるさと納税制度の在り方、自動車関係税制の見直し、日本放送協会経営委員会委員の言動、日本放送

協会の次期経営計画、日本郵政株式会社等のユニバーサルサービス維持のための支援策、東京オリンピック・パラリンピックに向けたICT活用、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善、市町村合併の影響、地方公務員給与の在り方、法人事業税の外形標準課税拡大等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣から説明を聴いた。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の諸施策に関する件について高市総務大臣、二之湯総務副大臣、西銘総務副大臣、平内閣府副大臣、小里環境副大臣、長谷川総務大臣政務官、あかま総務大臣政務官、武藤総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤川政人君(自民)、島田三郎君(自民)、石上俊雄君(民主)、藤末健三君(民主)、横山信一君(公明)、渡辺美知太郎君(みんな)、片山虎之助君(維新)、寺田典城君(維新)、吉良よし子君(共産)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)

○平成26年11月13日(木) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- ふるさと納税制度の在り方に関する件、自動車関係税制の見直しに関する件、日本放送協

会経営委員会委員の言動に関する件、日本放送協会の次期経営計画に関する件、日本郵政株式会社等のユニバーサルサービス維持のための支援策に関する件、東京オリンピック・パラリンピックに向けたICT活用に関する件、地方自治体の臨時・非常勤職員の処遇改善に関する件、市町村合併の影響に関する件、地方公務員給与の在り方に関する件、法人事業税の外形標準課税拡大に関する件等について高市総務大臣、小里環境副大臣、二之湯総務副大臣、あかま総務大臣政務官、大塚法務大臣政務官、政府参考人、参考人日本放送協会経営委員会委員長浜田健一郎君、同協会会長初井勝人君及び同協会経営委員会委員(監査委員)上田良一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

堂故茂君(自民)、林久美子君(民主)、難波奨二君(民主)、藤末健三君(民主)、横山信一君(公明)、渡辺美知太郎君(みんな)、片山虎之助君(維新)、寺田典城君(維新)、吉良よし子君(共産)、又市征治君(社民)、主濱了君(生活)

○平成26年11月18日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案(衆第17号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長榎屋敬悟君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理

平沢勝栄君、同山下貴司君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、山田太郎君（みん）、
吉良よし子君（共産）

（衆第17号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、
共産、社民、生活

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

| | | | |
|-----|-------------|------------|----------------|
| 委員長 | 牧山 ひろえ (民主) | 関口 昌一 (自民) | 前田 武志 (民主) |
| 理事 | 石井 正弘 (自民) | 武見 敬三 (自民) | 吉川 沙織 (民主) |
| 理事 | 大野 泰正 (自民) | 中川 雅治 (自民) | 魚住 裕一郎 (公明) |
| 理事 | 岡田 直樹 (自民) | 福岡 資麿 (自民) | 西田 実仁 (公明) |
| 理事 | 山下 雄平 (自民) | 丸山 和也 (自民) | 行田 邦子 (みん) |
| 理事 | 足立 信也 (民主) | 溝手 顕正 (自民) | 中西 健治 (みん) |
| 理事 | 難波 奨二 (民主) | 宮沢 洋一 (自民) | 室井 邦彦 (維新) |
| 理事 | 長沢 広明 (公明) | 森屋 宏 (自民) | 井上 哲士 (共産) |
| | 井原 巧 (自民) | 渡辺 猛之 (自民) | 吉良 よし子 (共産) |
| | 磯崎 陽輔 (自民) | 江田 五月 (民主) | 吉田 忠智 (社民) |
| | 岩井 茂樹 (自民) | 芝 博一 (民主) | 主濱 了 (生活) |
| | 山東 昭子 (自民) | 直嶋 正行 (民主) | (26. 9. 29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案は、全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が平成27年3月から5月までの間に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高め、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図

るため、選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、地方選挙の統一率向上のための方策、東日本大震災の被災自治体の選挙期日の統一等に係る見解、投票率の向上に向けた今後の取組、公職選挙法の解釈を明確化する必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決した。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年11月14日(金) (第2回)

○理事の補欠選任を行った。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第17号)

(衆議院送付) について高市総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月17日(月) (第3回)

○政府参考人の出席を定めることを決定した。

○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(閣法第17号)

(衆議院送付) について高市総務大臣、二之湯総務副大臣、あかま総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

難波奨二君（民主）、中西健治君（みん）、
室井邦彦君（維新）、井上哲士君（共産）、
主濱了君（生活）

（閣法第17号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、
共産、生活

反対会派 なし

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|----------------|
| 委員長 | 中曾根 弘文 (自民) | 猪口 邦子 (自民) | 柳田 稔 (民主) |
| 理事 | 塚田 一郎 (自民) | 衛藤 晟一 (自民) | 平木 大作 (公明) |
| 理事 | 三原じゅん子 (自民) | 北村 経夫 (自民) | 井上 義行 (みん) |
| 理事 | 白 眞勲 (民主) | 二之湯 武史 (自民) | 藤巻 健史 (維新) |
| 理事 | 矢倉 克夫 (公明) | 有田 芳生 (民主) | 山下 芳生 (共産) |
| | 赤池 誠章 (自民) | 長浜 博行 (民主) | 中山 恭子 (次代) |
| | 石井 浩郎 (自民) | 柳澤 光美 (民主) | (26. 9. 29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長）であり、これを可決した。

〔法律案の審査〕

拉致被害者等支援法の改正 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案は、北朝鮮当局によって拉致された被害者等が置かれている状況に鑑み、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資する等のため、老齢給付金の支給等の施策を講ずるものである。

委員会においては、提出者である衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の6月25日、北朝鮮による拉致問題等に関する実情調査のため新潟県新潟市において視察を行い、横田めぐみさんの拉致現場の実地調査を行うとともに、新潟県、新潟市、新潟県警察本部等の関係者から、拉致問題に関す

る県・市の取組等について説明を聴取し質疑を行った。次いで、曾我ひとみさん及び蓮池薫さんと懇談を行い意見を聴取するとともに、救う会、特定失踪者問題調査会及び特定失踪者の御家族から説明及び意見を聴取した。

安倍内閣総理大臣は、第187回国会の所信表明演説において、北朝鮮が開始した拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的、全面的調査が、全ての拉致被害者の帰国という具体的な成果につながっていくよう、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫き、全力を尽くすことを表明した。

11月17日、北朝鮮をめぐる最近の状況について岸田外務大臣から、拉致問題をめぐる現状について山谷国務大臣からそれぞれ説明を聴いた後、日朝政府間協議の合意文書、政府担当者の平壤派遣、拉致問題とヘイトスピーチ、北朝鮮情勢等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年11月17日(月) (第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 北朝鮮をめぐる最近の状況に関する件について岸田外務大臣から説明を聴き、拉致問題をめぐる現状に関する件について山谷国務大臣から説明を聴いた後、日朝政府間協議の合意文書に関する件、政府担当者の平壤派遣に関する件、拉致問題とヘイトスピーチに関する件、北朝鮮情勢に関する件等について岸田外務大臣、山谷国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

白眞勲君 (民主)、有田芳生君 (民主)、
井上義行君 (みんな)、藤巻健史君 (維新)、
仁比聡平君 (共産)、中山恭子君 (次代)

- 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案(衆第8号)(衆議院提出)について提出者衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長平沢勝栄君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第8号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、
共産、次代

反対会派 なし

政府開発援助等に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 山本 順三 (自民) | 大沼 みずほ (自民) | 長浜 博行 (民主) |
| 理事 | 高橋 克法 (自民) | 木村 義雄 (自民) | 藤末 健三 (民主) |
| 理事 | 中西 祐介 (自民) | 島村 大 (自民) | 石川 博崇 (公明) |
| 理事 | 松山 政司 (自民) | 伊達 忠一 (自民) | 田中 茂 (みん) |
| 理事 | 西村 まさみ (民主) | 藤川 政人 (自民) | 山田 太郎 (みん) |
| 理事 | 安井 美沙子 (民主) | 丸川 珠代 (自民) | 小野 次郎 (維新) |
| 理事 | 杉 久武 (公明) | 水落 敏栄 (自民) | 柴田 巧 (維新) |
| | 赤石 清美 (自民) | 石橋 通宏 (民主) | 辰巳 孝太郎 (共産) |
| | 石井 準一 (自民) | 小川 敏夫 (民主) | アントニオ猪木 (次代) |
| | 大家 敏志 (自民) | 津田 弥太郎 (民主) | 又市 征治 (社民) |

(26. 9. 29 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月5日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成26年度政府開発援助調査派遣団の参加議員からの意見表明を踏まえ、我が国ODAにおいて人間の安全保障の理念を前面に出すとともに女性や子どもに焦点を当てる必要性、イラクにおける難民支援で中央政府を通さず地方政府・NGO・財団等を直接支援することの是非についての政府の認識、難民キャンプにおける女性や子どもを犯罪等から守るための取組に対する支援の必要性、草の根無償支援の上限額の見直し、日本人材開発センターの事業のフォローアップの必要性、地政学的に重要なタジキスタンに特命全権大使を設置する

必要性、民間と連携したキルギスにおける一村一品プロジェクトの他国への展開、カンボジアにおける対人地雷等の処理及び統計資料作成能力向上に対する我が国の支援の在り方、JICA研修等への参加者のフォローアップの充実と活用の必要性、イラクに対する援助資金が武器購入等に転用される可能性、今後の日ベトナム経済関係発展の方向性に関する政府の認識、英国における最近の援助政策の動向、難民受入国に対しての事態の長期化を踏まえた具体的な支援の取組、2013年11月に発生したフィリピン・レイテ島における台風被害からの復旧及び現地における雇用回復のための我が国の取組、特定の国で成功した技術協力プログラムを共通言語圏において活用することの重要性等について意見交換を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年11月5日(水) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 参議院政府開発援助調査に関する件について
意見の交換を行った。

消費者問題に関する特別委員会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|-----|--------------|------------|----------------|
| 委員長 | 佐藤 ゆかり (自民) | 島田 三郎 (自民) | 山本 香苗 (公明) |
| 理事 | 石井 みどり (自民) | 鶴保 庸介 (自民) | 水野 賢一 (みん) |
| 理事 | 上野 通子 (自民) | 三木 亨 (自民) | 清水 貴之 (維新) |
| 理事 | 太田 房江 (自民) | 山田 修路 (自民) | 大門 実紀史 (共産) |
| 理事 | 江崎 孝 (民主) | 加藤 敏幸 (民主) | 福島 みずほ (社民) |
| 理事 | 佐々木 さやか (公明) | 金子 洋一 (民主) | 浜田 和幸 (改革) |
| | 青木 一彦 (自民) | 斎藤 嘉隆 (民主) | 谷 亮子 (生活) |
| | 尾辻 秀久 (自民) | 野田 国義 (民主) | |
| | 金子 原二郎 (自民) | 森本 真治 (民主) | (26. 9. 29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案は、最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、課徴金額の算定の基礎と算定率の妥当性、消費者被害回復のための返金措置の在り方、景品表示法に係る執行体制の強化の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

10月29日、消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成25年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果について有村内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

11月5日、時代の変化に応じた消費者政策推進の在り方、消費者庁の職員に専門人材を確保するための施策、適格消費者団体への支援の在り方、消費生活相談員の地位確立及び処遇改善に向けた施策、科学的根拠が疑わしい効能効果表示に対する基本的認識、新しい機能性表示食品制度の目的及び安全性の確認、公益通報者保護制度の実効性の確保、消費者委員会の独立性担保の在り方、日本産食品の風評被害払拭に向けた取組、消費者被害防止に向けた高齢者等の見守り活動の現状等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年10月29日(水) (第2回)

- 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく平成25年度消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関する件について有村内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成26年11月5日(水) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 時代の変化に応じた消費者政策の推進に関する件、消費者庁における専門人材の育成確保に関する件、適格消費者団体への支援の在り方に関する件、消費生活相談員の地位確立及び処遇改善に関する件、科学的根拠が疑わしい効能効果表示に対する基本的認識に関する件、新しい機能性表示食品制度に関する件、公益通報者保護制度の実効性の確保に関する件、消費者委員会の独立性担保に関する件、日本産食品の風評被害払拭に関する件、消費者被害防止に向けた高齢者等の見守り活動に関する件等について有村内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官、高橋環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

太田房江君(自民)、三木亨君(自民)、斎藤嘉隆君(民主)、河野義博君(公明)、水野賢一君(みんな)、清水貴之君(維新)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)、浜田和幸君(改革)、谷亮子君(生活)

○平成26年11月17日(月) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について有村内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月18日(火) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第25号)(衆議院送付)について有村内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府副大臣、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

金子洋一君(民主)、森本真治君(民主)、水野賢一君(みんな)、清水貴之君(維新)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民)、浜田和幸君(改革)、谷亮子君(生活)

(閣法第25号)

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、共産、社民、改革、生活

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

東日本大震災復興特別委員会

委員一覧（40名）

| | | | |
|-----|------------|------------|------------|
| 委員長 | 櫻井 充（民主） | 佐藤 正久（自民） | 田城 郁（民主） |
| 理事 | 岩城 光英（自民） | 高階 恵美子（自民） | 田中 直紀（民主） |
| 理事 | 熊谷 大（自民） | 豊田 俊郎（自民） | 増子 輝彦（民主） |
| 理事 | 中泉 松司（自民） | 宮本 周司（自民） | 谷合 正明（公明） |
| 理事 | 堀内 恒夫（自民） | 森 まさこ（自民） | 浜田 昌良（公明） |
| 理事 | 磯崎 哲史（民主） | 山崎 力（自民） | 和田 政宗（みんな） |
| 理事 | 小林 正夫（民主） | 山田 俊男（自民） | 川田 龍平（維新） |
| 理事 | 若松 謙維（公明） | 吉田 博美（自民） | 寺田 典城（維新） |
| 理事 | 山口 和之（みんな） | 脇 雅史（自民） | 紙 智子（共産） |
| | 愛知 治郎（自民） | 渡邊 美樹（自民） | 田村 智子（共産） |
| | 岡田 広（自民） | 相原 久美子（民主） | 中野 正志（次代） |
| | 片山 さつき（自民） | 小川 勝也（民主） | 平野 達男（改革） |
| | 上月 良祐（自民） | 神本 美恵子（民主） | |
| | 佐藤 信秋（自民） | 小西 洋之（民主） | |

(26.9.29 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願2種類3件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の8月25日～26日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、岩手県に委員派遣を行った。

10月17日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

10月27日、東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査のため、宮城県に委員派遣を行った。

10月29日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。また、質疑を行い、集中復興期間の延長及び復興予算確保の必要性、産業復興創造戦略に基づく被災地での具体的な取組、災害に強

い国土づくりの観点から太平洋側と日本海側を結ぶネットワーク構築の取組、被災地の現状及び現地住民の意見に対する復興大臣の認識、被災地の子どもに対する運動機会の確保などスポーツを通じた被災地支援、震災等緊急雇用対応事業及び事業復興型雇用創出事業の延長による雇用確保の必要性、災害公営住宅整備の進捗状況及び仮設住宅の入居期限延長に対する所見、中間貯蔵施設候補地の地権者に対する説明方針及び搬入計画策定の見通し、特定避難勧奨地点における住民に対するリスクコミュニケーションの必要性、再生可能エネルギーを柱とする福島県の復興策への国の支援、防災集団移転促進事業の移転先で自己負担により地盤補強が必要となる場合の対処方策、財政が悪化した場合の復興政策の優先課題及び優先順位、土壌放射能による農業従事者の健康不安を解消するための方策、2016年主要国首脳会議の仙台誘致に対す

る復興大臣の所感、南相馬市における特定避難勧奨地点の解除基準の妥当性、福島第一原発周辺地域の復興の基本的な考え方及び復興庁の主導性発揮の必要性などの諸問題が取り上げられた。

11月17日、質疑を行い、福島県の避難指示区域外の森林所有者に対する補償の必要性、福島県における産婦人科医・小児科医・医療従事者等の人材確保策、被災地におけるタウンマネジャーの現状及び課題、実効性ある中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の体制整備、復興予算に対する財政支援と復興交付金の継続及び集中復興期間の延長の必要性、災害救助法の救助の主体に市町村長を位置付ける必要性、電力会社による再生可能エネルギーの接続保留が福島県の復興策に与える影響、学校・幼稚園等の放射能汚染土の処理及び除染廃棄物の仮置き場延長問題への対応、仮設住宅から災害公営住宅への移転費用を補助する

必要性、防潮堤建設における住民合意の在り方についての復興大臣の認識、子ども・被災者支援法に基づく支援対象地域等の見直し及び避難者の声を聴く場の必要性、石巻市の復興推進地域外の可住地における復興支援の在り方、東北薬科大学の医学部設置の前提となる東北厚生年金病院の用地処分の妥当性、被災3県に限定した揮発油税に係るいわゆるトリガー条項の凍結解除の必要性、複合災害を想定した原子力災害の避難計画を自治体のみで策定することの限界などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年10月17日(金) (第2回)

○派遣委員から報告を聴いた。

○委員派遣を行うことを決定した。

○平成26年10月29日(水) (第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○派遣委員から報告を聴いた。

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について竹下復興大臣、望月環境大臣、山谷内閣府特命担当大臣、長島復興副大臣、浜田復興副大臣、高木経済産業副大臣、御法川財務副大臣、小泉農林水産副大臣、小泉復興大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、うへの国土交通大臣政務官、山本文部科学大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

中泉松司君(自民)、堀内恒夫君(自民)、小林正夫君(民主)、増子輝彦君(民主)、若松謙維君(公明)、山口和之君(みんな)、和田政宗君(みんな)、寺田典城君(維新)、紙智子君(共産)、中野正志君(次代)、又市征治君(社民)、平野達男君(改革)

○平成26年11月17日(月) (第4回)

○東日本大震災復興の総合的対策に関する件について竹下復興大臣、望月国務大臣、山谷内閣府特命担当大臣、下村文部科学大臣、塩崎厚生労働大臣、小里環境副大臣、高木経済産業副大臣、長島復興副大臣、浜田復興副大臣、山本文部科学大臣政務官、高階厚生労働大臣政務官、佐藤農林水産大臣政務官、竹谷財務大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君（自民）、渡邊美樹君（自民）、
小林正夫君（民主）、増子輝彦君（民主）、
若松謙維君（公明）、和田政宗君（みんな）、
川田龍平君（維新）、田村智子君（共産）、
中野正志君（次代）、吉田忠智君（社民）、
平野達男君（改革）

委員派遣

○平成26年8月25日（月）、26日（火）

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

岩手県

〔派遣委員〕

蓮舫君（民主）、高階恵美子君（自民）、
相原久美子君（民主）、礒崎哲史君（民主）、
若松謙維君（公明）、山口和之君（みんな）、
寺田典城君（維結）、紙智子君（共産）、
中野正志君（次代）

○平成26年10月27日（月）

- 東日本大震災の被災地における復旧・復興状況等の実情調査

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

櫻井充君（民主）、岩城光英君（自民）、
熊谷大君（自民）、中泉松司君（自民）、
礒崎哲史君（民主）、小林正夫君（民主）、
若松謙維君（公明）、寺田典城君（維新）、
紙智子君（共産）、中野正志君（次代）

原子力問題特別委員会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|-----|------------|------------|----------------|
| 委員長 | 西田 昌司 (自民) | 堂故 茂 (自民) | 福山 哲郎 (民主) |
| 理事 | 酒井 庸行 (自民) | 林 芳正 (自民) | 蓮 舫 (民主) |
| 理事 | 滝沢 求 (自民) | 古川 俊治 (自民) | 新妻 秀規 (公明) |
| 理事 | 中原 八一 (自民) | 堀井 巖 (自民) | 渡辺美知太郎 (みん) |
| 理事 | 浜野 喜史 (民主) | 松村 祥史 (自民) | 真山 勇一 (維新) |
| 理事 | 横山 信一 (公明) | 若林 健太 (自民) | 井上 哲士 (共産) |
| | 宇都 隆史 (自民) | 石上 俊雄 (民主) | 荒井 広幸 (改革) |
| | 滝波 宏文 (自民) | 大久保 勉 (民主) | |
| | 塚田 一郎 (自民) | 徳永 エリ (民主) | (26. 9. 29 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査〕

11月12日、原子力規制委員会の活動状況について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた後、原子力事故に伴い発生した放射性廃棄物の処理方針、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の現状等、原子力事故に伴う避難による自死等についての東京電力の認識、

高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の進め方、高速増殖原型炉「もんじゅ」への取組、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合、東京電力福島第一原子力発電所における高濃度の汚染水対策、原子力規制委員会の判断基準の参照可能な文書化、原発再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の方針等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成26年11月12日(水) (第2回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○原子力規制委員会の活動状況に関する件について田中原子力規制委員会委員長から説明を聴いた後、原子力事故に伴い発生した放射性廃棄物の処理方針に関する件、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の現状等に関する件、原子力事故に伴う避難による自死等についての東京電力の認識に関する件、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の進め

方に関する件、高速増殖原型炉「もんじゅ」への取組に関する件、原子力発電所敷地内破碎帯の調査に関する有識者会合に関する件、東京電力福島第一原子力発電所における高濃度の汚染水対策に関する件、原子力規制委員会の判断基準の参照可能な文書化に関する件、原発再稼働と高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の方針に関する件等について藤井文部科学副大臣、高木経済産業副大臣、福山内閣府大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長、政府参考人、参考人東京電力株式会社代表執行役社長廣瀬直己君及び独立行政法人日本原子力研究開発機構理事長松浦祥次郎君

に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

渡辺美知太郎君（みんな）、真山勇一君（維新）、荒井広幸君（改革）、滝沢求君（自民）、滝波宏文君（自民）、浜野喜史君（民主）、横山信一君（公明）、新妻秀規君（公明）、井上哲士君（共産）

地方創生に関する特別委員会

委員一覧 (30名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| 委員長 | 関口 昌一 (自民) | 江島 潔 (自民) | 蓮 舫 (民主) |
| 理事 | 岡田 直樹 (自民) | 太田 房江 (自民) | 平木 大作 (公明) |
| 理事 | 古賀 友一郎 (自民) | 高野 光二郎 (自民) | 横山 信一 (公明) |
| 理事 | 藤川 政人 (自民) | 滝沢 求 (自民) | 山口 和之 (みん) |
| 理事 | 藤末 健三 (民主) | 堂故 茂 (自民) | 山田 太郎 (みん) |
| 理事 | 藤本 祐司 (民主) | 松下 新平 (自民) | 寺田 典城 (維新) |
| 理事 | 荒木 清寛 (公明) | 相原 久美子 (民主) | 室井 邦彦 (維新) |
| | 愛知 治郎 (自民) | 田城 郁 (民主) | 吉良 よし子 (共産) |
| | 石井 正弘 (自民) | 野田 国義 (民主) | 大門 実紀史 (共産) |
| | 石田 昌宏 (自民) | 安井 美沙子 (民主) | 江口 克彦 (次代) |

(26. 11. 10 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において、本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

なお、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

まち・ひと・しごと創生法案は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、まち・ひと・しごと創生が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、まち・ひと・しごと創生総合戦略の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置しようとするものである。

また、**地域再生法の一部を改正する法律案**は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生計画の

認定の申請をしようとする地方公共団体による政府が講ずべき新たな措置に関する提案制度を創設するほか、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域農林水産業振興施設整備計画の作成及びこれに基づく農地等の転用等の許可の特例並びに構造改革特別区域計画等の認定等の手続の特例の追加等を行おうとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、安倍内閣総理大臣、石破国務大臣等に対して質疑を行ったほか、群馬県に委員を派遣しての地方公聴会を行った。

委員会の質疑においては、人口減少社会の克服に向けた新たな社会・経済システム構築、税制・財政面の取組の必要性、地方分権の推進による東京一極集中の是正、地域活性化における農林漁業分野に期待される役割等について議論が行われた。質疑終局の動議によって両法律案の質疑を終局した後、両法律案は、いずれも全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成26年11月10日(月) (第1回)

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- まち・ひと・しごと創生法案(閣法第1号)
(衆議院送付)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について石破国務大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、小泉農林水産副大臣、赤池文部科学大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、古賀友一郎君(自民)、平木大作君(公明)

○平成26年11月12日(水) (第2回)

- まち・ひと・しごと創生法案(閣法第1号)
(衆議院送付)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について石破国務大臣、高市総務大臣、太田国土交通大臣、西川農林水産大臣、塩崎厚生労働大臣、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

安井美沙子君(民主)、藤末健三君(民主)、山田太郎君(みん)、寺田典城君(維新)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)、江口克彦君(次代)

また、両案審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成26年11月14日(金) (第3回)

- まち・ひと・しごと創生法案(閣法第1号)
(衆議院送付)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について石破国務大臣、高市総務大臣、宮沢経済産業大臣、有村内閣府特命担当大臣、塩崎厚生労働大臣、太田国土交通大臣、西川農林水産大臣、平内閣府副大臣、丹羽文

部科学副大臣、高階厚生労働大臣政務官、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、相原久美子君(民主)、野田国義君(民主)、横山信一君(公明)、松沢成文君(みん)、寺田典城君(維新)、辰巳孝太郎君(共産)、アントニオ猪木君(次代)、又市征治君(社民、委員外議員)、浜田和幸君(改革、委員外議員)、主濱了君(生活、委員外議員)

○平成26年11月19日(水) (第4回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- まち・ひと・しごと創生法案(閣法第1号)
(衆議院送付)

地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

以上両案について安倍内閣総理大臣、石破国務大臣、宮沢経済産業大臣、下村文部科学大臣、岸田外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

- ・質疑(内閣総理大臣出席)

[質疑者]

石井正弘君(自民)、横山信一君(公明)、中山恭子君(次代)

- ・質疑

[質疑者]

中山恭子君(次代)

(閣法第1号)

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

(閣法第2号)

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

委員派遣

○平成26年11月17日(月)

(地方公聴会)

- まち・ひと・しごと創生法案（閣法第1号）及び地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第2号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

[派遣地]

群馬県

[派遣委員]

関口昌一君（自民）、岡田直樹君（自民）、古賀友一郎君（自民）、藤川政人君（自民）、藤末健三君（民主）、藤本祐司君（民主）、荒木清寛君（公明）、滝沢求君（自民）、松下新平君（自民）、野田国義君（民主）、山田太郎君（みんな）、寺田典城君（維新）、大門実紀史君（共産）、江口克彦君（次代）

[公述人]

農業生産法人グリーンリーフ株式会社代表取締役 澤浦彰治君

株式会社田園プラザ川場代表取締役 永井彰一君

高崎市長 富岡賢治君

みなかみ町長 岸良昌君

2 調査会審議経過

国の統治機構に関する調査会

委員一覧（25名）

| | | | | | | |
|-----|----|--------|----|---------|----|--------|
| 会 長 | 山崎 | 力（自民） | 井原 | 巧（自民） | 江田 | 五月（民主） |
| 理 事 | 猪口 | 邦子（自民） | 衛藤 | 晟一（自民） | 風間 | 直樹（民主） |
| 理 事 | 島村 | 大（自民） | 古賀 | 友一郎（自民） | 浜野 | 喜史（民主） |
| 理 事 | 渡邊 | 美樹（自民） | 酒井 | 庸行（自民） | 吉川 | 沙織（民主） |
| 理 事 | 長浜 | 博行（民主） | 武見 | 敬三（自民） | 秋野 | 公造（公明） |
| 理 事 | 横山 | 信一（公明） | 柘植 | 芳文（自民） | 田中 | 茂（みん） |
| 理 事 | 井上 | 義行（みん） | 堀井 | 巖（自民） | 浜田 | 和幸（改革） |
| 理 事 | 清水 | 貴之（維新） | 宮沢 | 洋一（自民） | | |
| 理 事 | 倉林 | 明子（共産） | 足立 | 信也（民主） | | |

(26.9.29 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、立法府、行政府等国の統治機構の在り方及び国と地方との関係に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第184回国会の平成25年8月7日に設置された。3年間の調査テーマを「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」とし、1年目は「議院内閣制における内閣の在り方」を調査項目として取り上げ、第186回国会の平成26年6月11日、調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

調査の2年目である今国会においては、理事懇談会等で協議を行った結果、「国と地方の関係」を調査項目とすることとし、11月5日、委員間の意見交換を行った。

また、同日、第186回国会閉会後に英国及びドイツ連邦共和国へ本院から派遣された議員より、両国における議会制度、行政府、地方制度等統治機構に関する実情調査について、報告を聴取した。

〔調査の概要〕

11月5日の調査会では、国から地方への権限移譲の必要性、道州制導入の是非、基礎自治体と広域自治体の関係性、広域行政の在り方、地方税財政に関する課題等について委員から意見が述べられた。

(2) 調査会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

- 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成26年11月5日(水) (第2回)

- 海外派遣議員から報告を聴いた。
- 「時代の変化に対応した国の統治機構の在り方」のうち、国と地方の関係について意見の

交換を行った。

- 国の統治機構等に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

国民生活のためのデフレ脱却及び財政再建に関する調査会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|----|-------------|-------------|-------------|
| 会長 | 鴻池 祥肇 (自民) | 西田 昌司 (自民) | 尾立 源幸 (民主) |
| 理事 | 江崎 孝 (民主) | 舞立 昇治 (自民) | 広田 一 (民主) |
| 理事 | 山田 太郎 (みん) | 宮本 周司 (自民) | 安井 美沙子 (民主) |
| 理事 | 藤巻 健史 (維新) | 森 まさこ (自民) | 河野 義博 (公明) |
| 理事 | 辰巳 孝太郎 (共産) | 山田 俊男 (自民) | 平木 大作 (公明) |
| | 大野 泰正 (自民) | 山本 順三 (自民) | 中山 恭子 (次代) |
| | 金子 原二郎 (自民) | 吉川 ゆうみ (自民) | 吉田 忠智 (社民) |
| | 関口 昌一 (自民) | 石上 俊雄 (民主) | |
| | 鶴保 庸介 (自民) | 磯崎 哲史 (民主) | (召集日 現在) |

活動概観

調査会を開くに至らなかった。

3 憲法審査会

委員一覧（45名）

| | | | |
|----|-----------|-----------|------------|
| 会長 | 柳本卓治（自民） | 宇都隆史（自民） | 那谷屋正義（民主） |
| 幹事 | 愛知治郎（自民） | 大沼みずほ（自民） | 野田国義（民主） |
| 幹事 | 高野光二郎（自民） | 木村義雄（自民） | 福山哲郎（民主） |
| 幹事 | 堂故茂（自民） | 北村経夫（自民） | 藤末健三（民主） |
| 幹事 | 豊田俊郎（自民） | 熊谷大（自民） | 前川清成（民主） |
| 幹事 | 丸山和也（自民） | 小坂憲次（自民） | 牧山ひろえ（民主） |
| 幹事 | 金子洋一（民主） | 上月良祐（自民） | 魚住裕一郎（公明） |
| 幹事 | 小西洋之（民主） | 佐藤正久（自民） | 佐々木さやか（公明） |
| 幹事 | 西田実仁（公明） | 滝波宏文（自民） | 矢倉克夫（公明） |
| 幹事 | 松田公太（みん） | 中曽根弘文（自民） | 松沢成文（みん） |
| 幹事 | 儀間光男（維新） | 中西祐介（自民） | 清水貴之（維新） |
| 幹事 | 仁比聡平（共産） | 山下雄平（自民） | 吉良よし子（共産） |
| | 赤池誠章（自民） | 有田芳生（民主） | 江口克彦（次代） |
| | 石井正弘（自民） | 石橋通宏（民主） | 福島みずほ（社民） |
| | 石田昌宏（自民） | 徳永エリ（民主） | 浜田和幸（改革） |

（26.9.29 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

憲法審査会は、①日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制についての広範かつ総合的な調査、②憲法改正原案、日本国憲法に係る改正の発議又は国民投票に関する法律案等の審査を行う機関である（国会法第102条の6）。

今国会においては、「憲法に対する認識」、「憲法と参議院」及び「憲法とは何か」をテーマにそれぞれ1回の審査会を開催することとなり、平成26年10月22日に「憲法に対する認識」について、11月12日に「憲法と参議院」について、それぞれ意見の交換を行った。

なお、11月19日に「憲法とは何か」について参考人から意見を聴取し、質疑を行うこととしていたが、都合により取りやめとなった。

また、本審査会付託の請願13種類71件

は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔調査の概要〕

10月22日、「憲法に対する認識」について、できるだけ速やかに憲法改正の議論を行うべきとの主張、閣議決定により憲法第9条に関する解釈を変更することの不当性、憲法審査会において立憲主義に基づいて徹底的審議を尽くすことの必要性、「災害と憲法」に関する議論が参議院憲法審査会の重要課題であるとの主張、国政の重要課題について国民の意思を反映することができる国民投票の対象拡大の重要性、道州制の導入等の国と地方の役割分担の見直しが必要であるという主張、憲法審査会は動かすべきでないとの主張、自衛権の保持と緊急事態規定を憲法に明記する必要性、全ての国民につい

て平和的生存権と幸福追求権を実現する必要性、憲法の平和主義の精神は尊いが、テロや個人によるサイバー攻撃など時代や国際情勢の変化に対しては柔軟な発想で取り組むことが必要との認識等、委員相互間において意見の交換が行われた。

11月12日、「憲法と参議院」について、自民党の日本国憲法改正草案のうち、参議院に関連する案の紹介、集団的自衛権行使を容認する政府の憲法解釈変更と参議院決議、参議院の最重要の機能は行政監視で、特に行政の組織・人事に対する統制が中心であるとの意見、道州制を推

進し議会権限を縮小した後は一院制に移行すべきとの主張、道州制を前提とした一院制の採用又は参議院の独自性の確保の必要性、行政肥大化による弊害から一院制には問題があるとの指摘、東日本大震災の経験を踏まえ緊急事態規定を憲法に明記すべきとの意見、踏みにじられた立憲主義を回復するための議論を行うべきとの主張、自然に対する価値観を憲法で打ち出し世界へ提供すべきとの主張等、委員相互間において意見の交換が行われた。

(2) 審査会経過

○平成26年9月29日(月) (第1回)

- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の辞任を許可した。
- 幹事の選任及び補欠選任を行った。
- 会長は会長代理に金子洋一君を指名した。

○平成26年10月22日(水) (第2回)

- 憲法に対する認識について意見の交換を行った。

○平成26年11月12日(水) (第3回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 憲法と参議院について意見の交換を行った。

法務委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|-----------------|
| 委員長 | 魚住 裕一郎 (公明) | 牧野 たかお (自民) | 矢倉 克夫 (公明) |
| 理事 | 熊谷 大 (自民) | 溝手 顕正 (自民) | 行田 邦子 (みんな) |
| 理事 | 三宅 伸吾 (自民) | 宮沢 洋一 (自民) | 仁比 聡平 (共産) |
| 理事 | 有田 芳生 (民主) | 柳本 卓治 (自民) | 谷 亮子 (生活) |
| 理事 | 真山 勇一 (維新) | 江田 五月 (民主) | 輿石 東 (無) |
| | 有村 治子 (自民) | 羽田 雄一郎 (民主) | 山崎 正昭 (無) |
| | 猪口 邦子 (自民) | 牧山 ひろえ (民主) | (26. 10. 14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類22件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案は、テロリズムに対する資金その他の利益の供与の防止のための措置を適切に実施するため、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対する資金以外の利益の提供に係る行為についての処罰規定を整備するとともに、公衆等脅迫目的の犯罪行為を実行しようとする者に対し資金等を提供しようとする者に対する資金等の提供に係る行為等についての処罰規定を整備しようとするものである。委員会においては、アルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された金融活動作業部会（FATF）によるテロ資金対策の不備の指摘と本改正との関係、間接的な資金等の提供等を独立に処罰することとした理由、資金以外の

「その他利益」を加えた理由とその具体例、構成要件の明確性と処罰範囲の広汎性に対する懸念、構成要件該当性判断と主観的要素の立証の困難性、我が国が主体的・積極的にテロ対策に取り組むことの重要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官の報酬月額及び検察官の俸給月額の改定を行おうとするものである。委員会においては、両法律案を一括して議題とし、裁判官の報酬及び検察官の俸給を一般の政府職員の給与改定に準じて改定する理由、民間賃金の地域間格差を裁判官の報酬及び検察官の俸給に反映させる趣旨、裁判官及び検察官の人材確保の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

10月16日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、性犯罪の罰則の見直しに向けた取組状況、法の支配の意義、再犯

防止に向けた刑務所出所者等の住環境整備の重要性、福祉分野における法テラスの積極的関与の重要性、不動産登記の義務化の検討、選択的夫婦別氏制度が基本的人権に関わる問題であるという考え方に対する法務大臣の認識、児童・障害のある児童等が犯罪被害者である場合の支援の取組等が取り上げられた。

10月23日、法務行政の諸施策に関する件について上川法務大臣から説明を聴取した。

10月28日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、訟務機能の充実強化による国民の権利の救済、ヘイトクライムにつながるヘイトスピーチに対する規制、選択的夫婦別氏制度導入のための家族法改正に対する法務大臣のスタンスと責務、法務行政における女性登用への取組、犯罪被害者等への支援に対する法務大臣の見解、エボラ出血熱に対する我が国の水際対策に関する政府の具体的な取組等が

取り上げられた。

11月11日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、ヘイトスピーチに対する現行法の対応の限界と新たな規制の必要性、受刑者に対するカウンセリングの充実と矯正施設職員の処遇改善、選挙権年齢及び民法の成年年齢を引き下げた場合に想定される論点、恣意的な特定秘密指定のチェック体制など特定秘密保護法の施行に伴う課題、我が国におけるテロ対策とバイオテロ阻止のための法務省の取組等が取り上げられた。

11月18日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、ヘイトスピーチへの対抗言論の重要性と警察による警備の問題点、テロ行為を目的とした渡航の防止策、女子高齢者による犯罪の背景と再犯防止に向けた法務省の取組、法務教官の抜本的増員及び保護室の整備促進の必要性、開発途上国に対する法制度整備支援の成果と今後の課題・展望等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判員制度に関する件、性犯罪の重罰化に関する件、法の支配に関する件、公職選挙法上の有価物に関する件、再犯防止に関する件、不動産登記制度に関する件、選択的夫婦別氏に関する件、犯罪被害者の支援に関する件等について松島法務大臣、大塚法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

三宅伸吾君 (自民)、江田五月君 (民主)、

有田芳生君 (民主)、矢倉克夫君 (公明)、行田邦子君 (みん)、真山勇一君 (維新)、仁比聡平君 (共産)、谷亮子君 (生活)

○平成26年10月23日(木) (第3回)

- 法務行政の諸施策に関する件について上川法務大臣から説明を聴いた。

○平成26年10月28日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法の支配と司法戦略に関する件、ヘイトスピーチとヘイトクライムに対する規制に関する件、法テラスの業務と他省との連携に関する件、選択的夫婦別氏に関する件、法務行政における女性登用に関する件、犯罪被害者の支援に関する件、出入国管理行政と感染症対策に関する件等について上川法務大臣、葉梨法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行っ

た。

〔質疑者〕

江田五月君（民主）、有田芳生君（民主）、
矢倉克夫君（公明）、行田邦子君（みんな）、
真山勇一君（維新）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）

○平成26年11月11日（火）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヘイトスピーチに対する規制に関する件、矯正施設職員の処遇の改善に関する件、成年年齢の引下げに関する件、特定秘密保護法の施行に伴う課題に関する件、テロ対策と法務省の取組に関する件等について上川国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、矢倉克夫君（公明）、
行田邦子君（みんな）、真山勇一君（維新）、
仁比聡平君（共産）、谷亮子君（生活）

- 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第30号）（衆議院送付）について上川法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成26年11月13日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案（第183回国会閣法第30号）（衆議院送付）について上川法務大臣、葉梨法務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

猪口邦子君（自民）、牧山ひろえ君（民主）、
矢倉克夫君（公明）、行田邦子君（みんな）、
真山勇一君（維新）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）

（第183回国会閣法第30号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、
生活

反対会派 共産

欠席会派 無

○平成26年11月18日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ヘイトスピーチへの対抗言論に対する警備に関する件、テロ行為を目的とした渡航の阻止に関する件、女子高齢者犯罪の再犯防止施策に関する件、法務省職員の抜本的増員に関する件、開発途上国に対する法制度整備支援に関する件等について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

有田芳生君（民主）、行田邦子君（みんな）、
真山勇一君（維新）、仁比聡平君（共産）、
谷亮子君（生活）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について上川法務大臣から趣旨説明を聞いた。

○平成26年11月20日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第9号）（衆議院送付）
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）
以上両案について上川法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

矢倉克夫君（公明）

（閣法第9号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 民主、みんな、維新、共産、生活、
無

（閣法第10号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 民主、みんな、維新、共産、生活、
無

4 政治倫理審査会

委員一覧（15名）

| | | | | | | |
|-----|----|--------|-----|--------|----|--------------|
| 会 長 | 伊達 | 忠一（自民） | 溝手 | 顕正（自民） | 田城 | 郁（民主） |
| 幹 事 | 関口 | 昌一（自民） | 吉田 | 博美（自民） | 荒木 | 清寛（公明） |
| 幹 事 | 松山 | 政司（自民） | 脇 | 雅史（自民） | 和田 | 政宗（みん） |
| 幹 事 | 柳田 | 稔（民主） | 大野 | 元裕（民主） | 川田 | 龍平（維新） |
| | 井原 | 巧（自民） | 小見山 | 幸治（民主） | 市田 | 忠義（共産） |
| | | | | | | (26.10.2 現在) |

審査会経過

- 平成26年10月2日（木）（第2回）
- 会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 幹事の補欠選任を行った。

外交防衛委員会

委員一覧 (21名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|------------|
| 委員長 | 片山 さつき (自民) | 小坂 憲次 (自民) | 小西 洋之 (民主) |
| 理事 | 北村 経夫 (自民) | 佐藤 ゆかり (自民) | 福山 哲郎 (民主) |
| 理事 | 佐藤 正久 (自民) | 末松 信介 (自民) | 石川 博崇 (公明) |
| 理事 | 三木 亨 (自民) | 松山 政司 (自民) | 田中 茂 (みん) |
| 理事 | 大野 元裕 (民主) | 吉田 博美 (自民) | 小野 次郎 (維新) |
| 理事 | 荒木 清寛 (公明) | 小川 敏夫 (民主) | 井上 哲士 (共産) |
| | 宇都 隆史 (自民) | 北澤 俊美 (民主) | 糸数 慶子 (無) |

(26. 10. 14 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案1件の合計3件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願20種類70件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔条約及び法律案の審査〕

日豪の経済連携の強化 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、食料供給、エネルギー及び鉱物資源、自然人の移動、競争及び消費者の保護、知的財産、政府調達等の幅広い分野での枠組みを構築すること等について定めるものである。委員会においては、本協定締結の経済的・戦略的意義、牛肉や砂糖など農産品貿易の自由化による我が国農業への影響、食料やエネルギー・鉱物資源の安定供給に係る章が設けられた意義、本協定に定める特恵的な市場アクセス見直しの在り方、TPP交渉の妥結が本協定に及ぼす影響等について質疑が行われたほか、農林水

産委員会との連合審査会を行い、討論の後、多数をもって承認された。

原子力損害の国際的な賠償制度 原子力損害の補完的な補償に関する条約は、原子力損害の賠償額を増加するために締約国間で補完的な資金調達の制度を設けること、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権等について定めるものである。なお、本条約中の原子力施設及び少量の核物質についての適用除外に関する規定等については、その内容に鑑み、留保を付することとしている。委員会においては、本条約の目的と締結の意義、近隣諸国に対する加入の働きかけ、本条約の原子力損害賠償額の妥当性、原子力事業者に対する賠償責任集中の是非、裁判管轄権を事故発生国に集中することによる影響、原子力の国際展開との関係等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって承認された。

防衛省職員の俸給月額等の改定 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の給与について、平成26年度の官民較差に基づく改定及び平成27年度の給与制度の総合的見直しを

実施するため、所要の措置を講じようとするものである。委員会においては、中堅以上の自衛官の処遇の在り方、任務内容を踏まえた自衛官の手当査定の必要性、若年層の俸給水準引上げの理由と自衛官募集に及ぼす効果等について質疑が行われた。質疑終局の動議によって本法律案の質疑を終局し、全会一致をもって原案どおり可決された。

〔国政調査〕

10月16日、韓国における産経新聞前ソウル支局長の在宅起訴、新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定、日米防衛協力のための指針の見直し、イスラム過激派武装組織「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」への対応、防衛大臣の政治資金、政府開発援助（ODA）大綱の見直し、先住民族の権利と沖縄の現状について質疑を行った後、日米防衛協力のための指針の見直しに関する

る中間報告について岸田外務大臣及び江渡防衛大臣からそれぞれ報告を聴取した。

10月21日、日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告、対外発信力の強化、防衛大臣の政治資金、イスラム過激派武装組織「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」への対応、アフリカ開発会議（TICAD）等について質疑を行った。

10月28日、大臣用の答弁資料の取扱い、防衛大臣の政治資金、日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告、普天間飛行場移設問題、日米地位協定の環境補足協定等について質疑を行った。

11月13日、自衛隊員の手当、我が国の通商交渉及び国際訴訟、防衛大臣の政治資金、日中関係、日朝関係、持続可能な開発のための教育（ESD）、拡散に対する安全保障構想（PSI）、日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成26年10月14日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 韓国における産経新聞前ソウル支局長の在宅起訴に関する件、新たな安全保障法制の整備のための基本方針の閣議決定に関する件、日米防衛協力のための指針の見直しに関する件、イスラム過激派武装組織「イラク・レバントのイスラム国（ISIL）」への対応に関する件、防衛大臣の政治資金に関する件、政府開発援助（ODA）大綱の見直しに関する件、先住民族の権利と沖縄の現状に関する件等について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、

城内外務副大臣、左藤防衛副大臣、葉梨内閣府副大臣、宇都外務大臣政務官、大塚法務大臣政務官、石川防衛大臣政務官、横島内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、北村経夫君（自民）、小川敏夫君（民主）、小西洋之君（民主）、荒木清寛君（公明）、田中茂君（みんな）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

- 日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告に関する件について岸田外務大臣及び江渡防衛大臣から報告を聴いた。

○平成26年10月21日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

○日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告に関する件、対外発信力の強化に関する件、防衛大臣の政治資金に関する件、イスラム過激派武装組織「イラク・レバントのイスラム国（I S I L）」への対応に関する件、アフリカ開発会議（T I C A D）に関する件等について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、城内外務副大臣、宇都外務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

北村経夫君（自民）、小川敏夫君（民主）、大野元裕君（民主）、荒木清寛君（公明）、田中茂君（みん）

○平成26年10月28日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○大臣用の答弁資料の取扱いに関する件、防衛大臣の政治資金に関する件、日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告に関する件、普天間飛行場移設問題に関する件、日米地位協定の環境補足協定に関する件等について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、城内外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大野元裕君（民主）、小川敏夫君（民主）、田中茂君（みん）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成26年11月4日（火）（第5回）

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月6日（木）（第6回）

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について農林水産委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、あべ農林水産副大臣、中山外務副大臣、左藤防衛副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

佐藤ゆかり君（自民）、小西洋之君（民主）、小野次郎君（維新）、荒木清寛君（公明）、田中茂君（みん）、紙智子君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、無

○平成26年11月6日（木）

外交防衛委員会、農林水産委員会連合審査会（第1回）

○経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、西川農林水産大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山田修路君（自民）、小川勝也君（民主）、平木大作君（公明）、山田太郎君（みん）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）、糸数慶子君（無）

本連合審査会は今回をもって終了した。

○平成26年11月13日（木）（第7回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。
○自衛隊員の手当に関する件、我が国の通商交渉及び国際訴訟に関する件、防衛大臣の政治資金に関する件、日中関係に関する件、日朝関係に関する件、持続可能な開発のための教育（E S D）に関する件、拡散に対する安全保障構想（P S I）に関する件、日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告に

欠席会派 民主、みん、維新、共産、無

関する件等について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、世耕内閣官房副長官、丹羽文部科学副大臣、関経済産業大臣政務官、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、佐藤ゆかり君（自民）、白眞勲君（民主）、小川敏夫君（民主）、大野元裕君（民主）、荒木清寛君（公明）、田中茂君（みん）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

- 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）について岸田外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月18日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力損害の補完的な補償に関する条約の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（衆議院送付）について岸田外務大臣、江渡防衛大臣、宇都外務大臣政務官、横畠内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

三木亨君（自民）、小川敏夫君（民主）、小西洋之君（民主）、新妻秀規君（公明）、田中茂君（みん）、小野次郎君（維新）、井上哲士君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣条第2号）

賛成会派 自民、民主、公明、維新

反対会派 みん、共産、無

○平成26年11月20日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について江渡防衛大臣から趣旨説明を聴き、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

佐藤正久君（自民）、荒木清寛君（公明）

（閣法第13号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 なし

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|-----|------------|------------|-----------------|
| 委員長 | 古川 俊治 (自民) | 塚田 一郎 (自民) | 風間 直樹 (民主) |
| 理事 | 愛知 治郎 (自民) | 鶴保 庸介 (自民) | 前川 清成 (民主) |
| 理事 | 若林 健太 (自民) | 長峯 誠 (自民) | 竹谷 とし子 (公明) |
| 理事 | 大久保 勉 (民主) | 西田 昌司 (自民) | 中西 健治 (みん) |
| 理事 | 西田 実仁 (公明) | 森 まさこ (自民) | 大門 実紀史 (共産) |
| 理事 | 藤巻 健史 (維新) | 山本 一太 (自民) | 中山 恭子 (次代) |
| | 石田 昌宏 (自民) | 磯崎 哲史 (民主) | 平野 達男 (改革) |
| | 大家 敏志 (自民) | 尾立 源幸 (民主) | |
| | 伊達 忠一 (自民) | 大塚 耕平 (民主) | (26. 10. 14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件及び本院議員提出1件の合計3件であり、そのうち内閣提出2件はいずれも可決し、本院議員提出1件は審査未了となった。

また、本委員会付託の請願21種類96件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

関税暫定措置法の一部を改正する法律案は、日本とオーストラリアとの間の経済連携協定の適確な実施を確保するため、オーストラリア産牛肉に係る特別セーフガード措置の導入、オーストラリア産飼料用麦の関税撤廃に伴う措置の導入及びオーストラリアの原産品であることの確認手続の整備等に関し、所要の改正を行おうとするものである。また、**経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案**は、日本からオーストラリアに輸出された貨物について、オーストラリア税関当局から、原産国確認に必要な情報の提供等を求められ

た際に、適正かつ確実に対応するための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、輸入貨物がオーストラリア産であることを確認する方法、オーストラリア産飼料用麦の食糧用への横流れ防止措置、不正薬物の水際取締り強化の必要性等について質疑が行われ、いずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し附帯決議が付された。

インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の**適正化のための措置に関する法律案**は、インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に関し、経済活動に対する中立性及び我が国の課税権を確保する等の観点から、消費税制度における役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に係る基準について、必要な見直し等を行うものである。

委員会においては、発議者より趣旨説明を聴取した後、参考人質疑を行うとともに、発議者に対し質疑を行ったが、審査未了となった。

〔国政調査〕

10月16日、企業負担の実態を踏まえた法人実効税率引下げに関する議論の必要性、日銀による国債買入れの継続によりハイパーインフレを招く可能性、アベノミクスの効果検証と今後の経済財政運営、法人事業税における外形標準課税の対象が中小企業に拡大されることへの懸念等について質疑を行った。

10月28日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成25年6月14日提出）について、黒田日本銀行総裁より説明を聴取した後、短期国債の入札において平均落札利回りがマイナスとなった要因、2%の「物価安定の目標」の達成期間（2年程度）の示す時期が曖昧であることの問題点、白川前日銀総裁と黒田日銀総裁の

金融政策運営への姿勢の差異、量的・質的金融緩和の出口戦略に関して日銀が説明責任を果たす必要性等について質疑を行った。

11月13日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成25年12月13日提出）について、麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、同件、最近における地方銀行再編の動きに対する金融担当大臣の見解、厚生年金基金の運用に関わる信託銀行及びファンドに対する検査・監督の在り方、消費税率10%への引上げの有無を判断する時期、第一生命保険の保険金不払についての不適切な取扱いに対する金融庁の対応等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成26年10月14日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 法人実効税率の引下げに関する件、自動車関連税制の在り方に関する件、消費税率上げの判断に関する件、量的・質的金融緩和に関する件、インフラ整備の充実に関する件、今後の経済財政政策の在り方に関する件、世界経済の現状認識に関する件等について麻生国務大臣、御法川財務副大臣、二之湯総務副大臣、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行副総裁岩田規久男君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、礪崎哲史君（民主）、
風間直樹君（民主）、藤巻健史君（維新）、

中山恭子君（次代）、西田昌司君（自民）、
中西健治君（みん）、大門実紀史君（共産）、
西田実仁君（公明）、平野達男君（改革）

○平成26年10月28日（火）（第3回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁黒田東彦君から説明を聴いた後、御法川財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君、同銀行副総裁岩田規久男君、同銀行理事雨宮正佳君及び同銀行理事武田知久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

愛知治郎君（自民）、大久保勉君（民主）、
西田実仁君（公明）、中西健治君（みん）、
藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、
中山恭子君（次代）、荒井広幸君（改革）

○平成26年11月6日（木）（第4回）

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について麻生財務大臣から趣旨説明を聴いた。

○インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（参第1号）について発議者参議院議員大久保勉君から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月11日（火）（第5回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○関税暫定措置法の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）

以上両案について麻生国務大臣、御法川財務副大臣、高階厚生労働大臣政務官、宇都外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、中西健治君（みん）、藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（次代）、平野達男君（改革）

（閣法第11号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、次代、改革

反対会派 共産

（閣法第12号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、次代、改革

反対会派 共産

なお、両案について附帯決議を行った。

○インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（参第1号）について参考人の出席をを求めることを決定した。

○平成26年11月13日（木）（第6回）

○政府参考人の出席をを求めることを決定した。

○参考人の出席をを求めることを決定した。

○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（FRC報告）に関する件について麻生内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、年金基金の資産運用の委託に関する件、量的・質的金融緩和の拡大に関する件、消費税率引上げの判断に関する件、生命保険会社の保険金不払に関する件、地方銀行の再編に関する件、マネー・ローンダリング対策に関する件、機動的な財政政策に関する件、今年度の消費税収の動向に関する件等について麻生国務大臣、御法川財務副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁黒田東彦君及び同銀行理事雨宮正佳君に対し質疑を行った。

・質疑（FRC報告含む）

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、中西健治君（みん）、藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、中山恭子君（次代）、平野達男君（改革）

・質疑

〔質疑者〕

山本一太君（自民）、中山恭子君（次代）、風間直樹君（民主）、中西健治君（みん）、藤巻健史君（維新）、大門実紀史君（共産）、平野達男君（改革）、西田実仁君（公明）

○平成26年11月18日（火）（第7回）

○インターネット等を通じて国外から行われる役務の提供に対する消費税課税の適正化のための措置に関する法律案（参第1号）について次の参考人から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行った後、発議者参議院議員大久保勉君及び同山田太郎君に対し質疑を行った。

・参考人に対する質疑

〔参考人〕

株式会社紀伊國屋書店代表取締役社長 高井昌史君

ヤフー株式会社社長室コーポレート政策企画本部長 古閑由佳君

アマゾン ジャパン株式会社 渉外本部 本部長 渡辺弘美君

[質疑者]

大久保勉君 (民主)、西田実仁君 (公明)、
中西健治君 (みんな)、藤巻健史君 (維新)、
大門実紀史君 (共産)、中山恭子君 (次代)、
平野達男君 (改革)

・質疑

[質疑者]

磯崎哲史君 (民主)、中西健治君 (みんな)、
大門実紀史君 (共産)

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| 委員長 | 水落 敏栄 (自民) | 橋本 聖子 (自民) | 森本 真治 (民主) |
| 理事 | 石井 浩郎 (自民) | 藤井 基之 (自民) | 秋野 公造 (公明) |
| 理事 | 二之湯 武史 (自民) | 堀内 恒夫 (自民) | 新妻 秀規 (公明) |
| 理事 | 神本 美恵子 (民主) | 丸山 和也 (自民) | 柴田 巧 (維新) |
| 理事 | 松沢 成文 (みん) | 斎藤 嘉隆 (民主) | 田村 智子 (共産) |
| | 赤池 誠章 (自民) | 那谷屋 正義 (民主) | アントニオ猪木 (次代) |
| | 衛藤 晟一 (自民) | 西村 まさみ (民主) | (26.10.14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類19件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案及び原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、両法律案を一括して議題とし、我が国が条約を締結する意義、原賠法の抜本的な見直しに向けた政府の検討状況、我が国のエネルギー政策の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって可決された。

〔国政調査〕

10月16日、グローバル社会に対応すべく自己主張や他者と競争する能力を育む教育の必要性、教員の負担軽減に向けた体制整備の必要性、国立霞ヶ丘競技場改築の見通しと平成31年のラグビーワール

ドカップ大会に間に合わせる必要性、新高等学校等就学支援金制度施行後の各都道府県の経済的支援の実施状況、総合型地域スポーツクラブの育成状況の地域差解消等への取組、中学校における武道必修化の成果と課題、保護者の所得や学歴など家庭の社会経済的背景と児童生徒の学力との関係、火山の監視・観測体制強化に向けた文部科学省の取組、東京オリンピックのゴルフ競技会場を見直す必要性、東北地方における医学部新設に係る選定過程の不透明性等について質疑を行った。

10月23日、スポーツに関する実情調査のため、独立行政法人日本スポーツ振興センター（国立スポーツ科学センター、味の素ナショナルトレーニングセンター）を視察した。

10月28日、火山の観測・研究に係る人材育成の重要性、教職員の多忙化解消に向けた文部科学省の取組、子供の貧困対策に向けた文部科学大臣の決意、高等学校における日本史必修化及び新科目「近現代史」創設の必要性、日本人学校等の海外子女教育の現状、学校施設のアスベスト使用に関する調査の方法を見直す必要性、官民イノベーションプログラムを

適正に運用するための制度の在り方、教職員の健康診断において改善された胃がんの検査方法、地方大学による地域活性化のための取組の重要性等について質疑を行った。

11月11日、道德教育の教科化に伴う諸課題に関する文部科学大臣の見解、全国学力・学習状況調査の実施方法を見直す必要性、学校の津波対策に関するハード・ソフト両面にわたる地域差是正と財政支援の必要性、東京オリンピック・パラリ

ンピックに向けた受動喫煙防止法令の制定に関する文部科学大臣の見解、自然災害による被害軽減のための調査研究の必要性、子供の貧困対策としての学校給食の重要性、東北地方における医学部新設に係る選定過程の問題点等について質疑を行った。

11月18日、教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 日米教育比較に見る自己主張できる能力の必要性に関する件、学校現場における教員の負担軽減に向けた取組に関する件、国立霞ヶ丘競技場の改築計画に関する件、新たな高等学校等就学支援金制度の問題点に関する件、総合型地域スポーツクラブの支援の在り方に関する件、中学校における武道必修化の成果と課題に関する件、貧困の連鎖を防ぐためのスクールソーシャルワーカー及び教育支援の重要性に関する件、防災のための火山研究の充実強化に関する件、東京オリンピック競技大会におけるゴルフ競技場選定の在り方に関する件、東北地方における医学部新設問題に関する件等について下村国務大臣、藤井文部科学副大臣、丹羽文部科学副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

丸山和也君(自民)、二之湯武史君(自民)、西村まさみ君(民主)、齋藤嘉隆君(民主)、新妻秀規君(公明)、秋野公造君(公明)、

田村智子君(共産)、柴田巧君(維新)、松沢成文君(みん)、中野正志君(次代)

○平成26年10月28日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 火山研究に係る人材育成の重要性に関する件、教員の多忙化解消に向けた取組に関する件、子供の貧困対策における学校の位置付けに関する件、高等学校における日本史必修化及び近現代史創設の必要性に関する件、海外日本人学校等に対する支援の現状に関する件、学校施設における石綿使用状況調査の問題点に関する件、官民イノベーションプログラムをめぐる諸問題に関する件、教職員に係る健診方法の見直しに関する件、地方大学による地域活性化のための取組に関する件等について下村文部科学大臣、丹羽文部科学副大臣、竹谷財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

神本美恵子君(民主)、那谷屋正義君(民主)、森本真治君(民主)、松沢成文君(みん)、アントニオ猪木君(次代)、田村智子君(共産)、柴田巧君(維新)、秋野公造君(公明)、新妻秀規君(公明)

○平成26年11月11日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 道德教育の教科化に伴う諸課題に関する件、

全国学力・学習状況調査の実施方法を再検討する必要性に関する件、学校の津波対策における地域差は正の方策に関する件、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた受動喫煙防止に係る法的整備に関する件、自然災害による被害軽減のための調査研究の必要性に関する件、子供の貧困対策としての学校給食の重要性に関する件、東北地方における医学部新設問題に関する件等について下村国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君（民主）、斎藤嘉隆君（民主）、新妻秀規君（公明）、松沢成文君（みん）、柴田巧君（維新）、田村智子君（共産）、中野正志君（次代）

○平成26年11月18日（火）（第5回）

- 教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議を行った。
- 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案について下村文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月20日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 原子力損害の補完的な補償に関する条約の実施に伴う原子力損害賠償資金の補助等に関する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）
原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）
- 以上両案について下村文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

二之湯武史君（自民）、新妻秀規君（公明）、アントニオ猪木君（次代）

（閣法第27号）

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

（閣法第28号）

賛成会派 自民、公明、次代

反対会派 なし

欠席会派 民主、みん、維新、共産

（3）委員会決議

—教職員定数の充実等義務教育環境の整備に関する決議—

公立小学校1年生の学級編制の標準については、平成23年に改正された義務標準法において、40人から35人に引き下げられたものであり、同法の附則第2項においては、政府は公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化に関し、小学校2年生以上の学級編制の標準も順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとされている。

また、本委員会では、全会一致で可決された同法案に対して、政府及び関係者は、同法の施行に当たって、「必要かつ十分な数の加配教員が配置できるよう予算の確保に努める」とともに、「義務教育費国庫負担金については、現場の要望を十分かつ確実に反映できるよう予算の確保に努めること」等を内容とする附帯決議を付した。

しかるに、去る10月27日に、財政制度等審議会財政制度分科会において、公立小学校1年生の学

級編制の標準の40人への引上げ、加配定数の合理化、教員給与の縮減等について提案されたところであり、これは、平成23年の改正法及び同法案に対する本委員会の全会一致による附帯決議を真つ向から否定するものであり、到底容認できない。

近年、いじめや不登校への対応など教員の職務はますます複雑困難化し、教員自身が担う責務も増大しており、本年6月に公表されたOECD国際教員指導環境調査(TALIS)においても、我が国の教員の勤務時間は調査参加国中最長となっている。このような状況を改善し、教員が子供にじっくりと向き合い、行き届いた授業ができるようにすることこそが喫緊の課題である。

加えて、本年8月に閣議決定された子供の貧困対策に関する大綱においては、学校を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとされている。

これらを踏まえ、政府は、これからの時代に応じた新しい教育を実現するため、長期的な我が国の在り方を見通す広い視野を持ち、義務教育環境の整備に向けて、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一、子供たちの創造性や考える力を培う授業への転換を図り、地方の自主性を尊重しつつ、少人数学級及び少人数教育等を着実に推進するため、義務標準法の改正により小学校2年生以上の学級編制の標準も順次35人に引き下げるなど、教職員定数を計画的に改善すること。
- 二、市町村、学校などの実態に即して、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 三、子供たちの教育の機会均等を図るとともに多様な学びを充実させるため、教員に加えスクールソーシャルワーカー等多様な専門性を持つ人材の学校への配置を促進すること。
- 四、人材確保法を遵守し、意欲のある優れた教員を確保するため、その士気を高め、努力に報いる処遇を保障すること。

右決議する。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

| | | | |
|-----|-------------|-------------|---------------|
| 委員長 | 丸川 珠代 (自民) | 島村 大 (自民) | 藤田 幸久 (民主) |
| 理事 | 大沼 みずほ (自民) | 高階 恵美子 (自民) | 山本 香苗 (公明) |
| 理事 | 羽生田 俊 (自民) | 滝沢 求 (自民) | 薬師寺みちよ (みん) |
| 理事 | 福岡 資麿 (自民) | 武見 敬三 (自民) | 山口 和之 (みん) |
| 理事 | 津田 弥太郎 (民主) | 三原じゅん子 (自民) | 東 徹 (維新) |
| 理事 | 長沢 広明 (公明) | 足立 信也 (民主) | 小池 晃 (共産) |
| | 赤石 清美 (自民) | 石橋 通宏 (民主) | 福島 みずほ (社民) |
| | 石井 みどり (自民) | 榛葉 賀津也 (民主) | |
| | 木村 義雄 (自民) | 白 眞勲 (民主) | (26.10.14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出4件及び衆議院提出4件（厚生労働委員長2件）の合計10件であり、そのうち内閣提出2件及び衆議院提出4件を可決し、本院議員提出4件は衆議院解散のため審査未了となった。

また、本委員会付託の請願24種類93件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案の審査〕

有期雇用労働者 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）は、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、事業主による当該有期雇用労働者等の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置の下で、労働契約法上のいわゆる無期転換ルールの特例を定めようとするものである。委員会においては、法律案提出の背景及び特例を定める意義と問題点、特例の対象となる高度専門労働者の要件の在り方、高年齢者に対する適切な雇用管理の在り方、雇用労働政策決定に当たっての労働政策審議会の役割等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

感染者の要件の在り方、高年齢者に対する適切な雇用管理の在り方、雇用労働政策決定に当たっての労働政策審議会の役割等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

感染症対策 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第21号 先議）は、最近の海外における感染症の発生の状況、国際交流の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等を踏まえ、感染症予防対策の推進を図るとともに感染症のまん延を防止するため、中東呼吸器症候群の二類感染症への追加、感染症に関する情報の収集に関する規定の整備、一類感染症等の患者等からの検体の採取等の制度の創設等の措置を講じようとするものである。委員会においては、感染症に関する医療提供体制の整備の必要性、患者等からの検体採取等における手続の在り方、バイオセーフティーレベル4施設の稼働に向けた取組状況等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取し、採

決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

社会保険労務士 **社会保険労務士法の一部を改正する法律案（第186回国会衆第41号）**は、最近における社会保険労務士制度を取り巻く状況の変化に鑑み、厚生労働大臣が指定する団体が行う個別労働関係紛争に関する民間紛争解決手続において特定社会保険労務士が単独で紛争の当事者を代理することができる紛争の目的の価額の上限を引き上げ、社会保険労務士が裁判所において補佐人となる制度を創設し、及び社員が一人の社会保険労務士法人を設立できることとしようとするものである。委員会においては、発議者衆議院議員森英介君より趣旨説明を聴取した後、社会保険労務士の中立性の確保と綱紀粛正の必要性、紛争の目的の価額の上限を120万円へ引き上げる理由、個別労働関係紛争に関する裁判外紛争解決手続の重要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

日本遺族会 **財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆第45号）**は、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けられている建物及び土地の現状に鑑み、政府が、民間事業者に対し当該土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とに資する建物の所有を目的として当該土地を貸し付けることができることとするとともに、その建物の一部を取得し、一般財団法人日本遺族会に無償で貸し付けることができることとする等の措置を講じようとするものである。委員会においては、発議者衆議院議

員盛山正仁君より趣旨説明を聴取し、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

危険ドラッグ **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）**は、近年におけるいわゆる危険ドラッグの濫用の状況に鑑み、危険ドラッグによる保健衛生上の危害の発生の防止等を図るため、検査命令及び販売等停止命令の対象の拡大等の措置を講じようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長渡辺博道君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、多数をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

ハンセン病 **ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）**は、ハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者が死亡した場合において、当該退所者の配偶者等が退所者と労苦を共にしてきた特別な事情に鑑み、当該配偶者等に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給しようとするものである。委員会においては、提出者である衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、本法律案に対し、附帯決議が付された。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の6月26日、社会福祉法人のいわゆる内部留保を理由とした介護報酬の引下げに関する厚労大臣見解、厚労省における不祥事の再発防止に対する厚労大臣の決意、臨床試験の調査票入

力作業を武田薬品工業社員が代行することによるデータねつ造・改ざんの懸念、J-A-D-N-I研究への補助金助成における利益相反の審査状況、東日本大震災の教訓を踏まえた災害派遣医療チーム（DMAT）の活動支援のための厚労省の取組、短期集中特別訓練事業のキャリア形成相談関連業務委託先の選定過程、研究倫理、被験者保護、研究の公正・不正防止に関して厚労省が講じてきた施策の内容、武田薬品工業のプロプレスに係る臨床研究事案について検察へ告発する必要性、臨床研究に係る法規制、基金設立、奨学寄附金禁止等の必要性に関する厚労大臣見解等について質疑を行った。

第186回国会閉会後の7月1日～2日、広島県における社会保障及び労働問題等に関する実情調査のため、委員派遣を行った。

10月14日、臓器移植に関する件について、塩崎厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等に関する報告を聴取した。

10月16日、医療保険制度改革の進捗状況と今後の方向性、認知症施策の推進への厚労省の取組、労働時間法制の見直しに関する厚労大臣の見解、持続可能な社会保障制度の必要条件、被災者の家族等に対し国や県の補助により食事等が提供できるよう対応を検討する必要性、災害派遣医療チーム（DMAT）事務局の職員を常勤化し安定した体制にする必要性、収支差益が小さい介護サービス施設等の状況、介護職員の処遇改善を講じた上で介護サービスの効率化・適正化を検討する必要性、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案の妥当性、大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決に関する厚労大臣の見解等について質疑を行った。

10月30日、子ども・子育て支援新制度

への移行に向けて検討されている財政支援措置の内容、平均在院日数短縮に伴う患者の不安を軽減するため入院前の退院調整機能を強化する必要性、国家戦略特区における外国人家事支援人材の業務の範囲等に関する要件の検討状況、離島等遠隔地居住者の雇用保険受給手続を地域の役場窓口で可能にする必要性、視覚障害に係る身体障害程度等級の認定基準を両眼の視力の和とすることの妥当性、中核的労働基準に関するILO8条約のうち日本が未批准の2条約を早期に批准する必要性、福島県の地域包括ケアシステムを全国のモデルとするため国の支援を強化する必要性、ストレスチェックに依存症関連項目を盛り込む等産業保健分野において依存症対策を行う必要性、独立行政法人医薬基盤研究所の出資金の回収状況及び回収不能が生じた原因、障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行時に利用者負担が増えることの問題性、子宮頸がん予防ワクチンの副反応があった接種者に対する追跡調査の進捗状況等について質疑を行った。

11月11日、地域包括ケアシステムにおけるかかりつけ医の重要性、働き過ぎ防止のための取組強化が労働時間法制見直しの前提であることの確認、GPIFの基本ポートフォリオ見直しによるリスクや運用収益の変化、労働者健康福祉機構における障害者雇用率虚偽報告の関係者の処分状況、介護ロボットの研究開発支援に対する厚労大臣の決意、訪問介護における自立支援の必要性に関する厚労大臣の見解、市町村における子宮頸がん検診の台帳の整備状況を踏まえた対策、エボラ出血熱の感染が疑われた事例における厚労省と大阪府との間の連絡体制、外国人技能実習制度の適正化に係る見直し

に対する厚労大臣の見解、労働者派遣法改正案により派遣労働者の正社員化が妨げられることへの懸念等について質疑を行った。

11月13日、派遣労働を始めとする非正規雇用の現況に関する実情調査のため、東京労働局及び株式会社NTT東日本一南関東を視察した。

11月18日、労働者派遣法改正案の内容を再検討する必要性、危険ドラッグ対策法案の立法の目的及び効果、歯科における先進医療や新たな医療技術への保険導入の必要性、九段会館が一般財団法人日

本遺族会に無償貸付されている理由並びに貸付の意義及び必要性、ハンセン病問題解決促進法改正案の意義とそれに対する厚労大臣の見解、薬物依存症に係る自助団体に関する国の情報収集及び情報提供の必要性、介護保険における生活期のリハビリテーションの在り方、消費税引上げが先送りされた場合の子ども・子育て支援新制度に係る財源確保策、同一建物への訪問診療の減算措置に係る診療報酬改定が在宅医療に与える影響、社会保障制度改革に対する厚労省の取組方針等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年6月26日(木) (第186回国会閉会後 第1回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 社会福祉法人の内部留保の実情と今後の介護報酬改定に関する件、厚生労働省における不祥事の再発防止に関する件、医薬品の臨床研究における不正事案への対応に関する件、産業競争力会議の在り方に関する件、大規模災害時の災害派遣医療チーム(DMAT)の課題に関する件、短期集中特別訓練事業の入札問題に関する件等について田村厚生労働大臣、土屋厚生労働副大臣、佐藤厚生労働副大臣、赤石厚生労働大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

[質疑者]

大家敏志君(自民)、津田弥太郎君(民主)、足立信也君(民主)、小西洋之君(民主)、長沢広明君(公明)、東徹君(維結)、薬師寺みちよ君(みんな)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行う

ことを決定した。

- 臓器移植に関する件について塩崎厚生労働大臣から報告を聴いた。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を定めることを決定した。
- 医療保険制度改革に関する件、年金積立金の今後の運用の在り方に関する件、認知症施策の推進に関する件、労働時間法制の見直しに関する件、危険ドラッグ対策の在り方に関する件、持続可能な社会保障制度の必要条件に関する件、日本経済及び社会保障分野における生産性に関する件、御嶽山噴火災害の被災者等への対応に関する件、デング熱の発生状況及び感染症対策の在り方に関する件、災害派遣医療チーム(DMAT)及び災害派遣精神医療チーム(DPAT)の体制整備に関する件、次期介護報酬改定に関する件、大阪泉南アスベスト訴訟最高裁判決を受けての政府方針に関する件、新しい介護予防・日常生活支援総合事業実施後の介護保険制度の在り方に関する件、ビキニ環礁での水爆実験の被爆者に対する健康調査に関する件等について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官、

高階厚生労働大臣政務官、越智内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福岡資麿君（自民）、石井みどり君（自民）、津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、長沢広明君（公明）、薬師寺みちよ君（みん）、山口和之君（みん）、東徹君（維新）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

また、同法案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成26年10月21日（火）（第3回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、薬師寺みちよ君（みん）、山口和之君（みん）、東徹君（維新）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）、滝沢求君（自民）、島村大君（自民）、長沢広明君（公明）

○平成26年10月23日（木）（第4回）

○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹 鈴木重也君

日本労働組合総連合会総合労働局長 新谷信幸君

東京大学大学院法学政治学研究科教授 岩村正彦君

〔質疑者〕

大沼みずほ君（自民）、石橋通宏君（民主）、長沢広明君（公明）、山口和之君（みん）、

東徹君（維新）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成26年10月28日（火）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（第186回国会閣法第48号）について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、石橋通宏君（民主）、薬師寺みちよ君（みん）、山口和之君（みん）、東徹君（維新）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（第186回国会閣法第48号）

賛成会派 自民、公明、みん、維新

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成26年10月30日（木）（第6回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○子ども・子育て支援新制度への移行に関する件、平均在院日数短縮の影響に関する件、国家戦略特区における外国人家事支援人材の活用に関する件、離島等遠隔地居住者の雇用保険受給手続に関する件、次期介護報酬改定に向けた厚生労働省の姿勢に関する件、労働者派遣法改正案に関する件、福島県における震災復興対策に関する件、ギャンブル依存症対策に関する件、後発医薬品の使用促進に関する件、介護保険サービス及び障害福祉サービスの適用関係に関する件、子宮頸がん予防ワクチンの副反応問題に関する件等について塩崎厚生労働大臣、山本厚生労働副大臣、永岡厚生労働副大臣、御法川財務副大臣、高階厚生労働大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島村大君（自民）、石田昌宏君（自民）、大沼みずほ君（自民）、長沢広明君（公明）、藤田幸久君（民主）、石橋通宏君（民主）、山口和之君（みん）、薬師寺みちよ君（み

ん)、東徹君(維新)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)について塩崎厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成26年11月4日(火)(第7回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

[参考人]

川崎市健康安全研究所長 岡部信彦君
独立行政法人国立国際医療研究センター国際感染症対策室医長 加藤康幸君
久留米大学医学部感染制御学講座主任教授 渡邊浩君

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、足立信也君(民主)、長沢広明君(公明)、山口和之君(みん)、東徹君(維新)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

西村まさみ君(民主)、薬師寺みちよ君(みん)、東徹君(維新)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)、武見敬三君(自民)、長沢広明君(公明)

○平成26年11月6日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第21号)について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

足立信也君(民主)、薬師寺みちよ君(みん)、東徹君(維新)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第21号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成26年11月11日(火)(第9回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(第186回国会衆第41号)について発議者衆議院議員森英介君から趣旨説明を聴き、同森英介君、同小宮山泰子君、塩崎厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

津田弥太郎君(民主)、薬師寺みちよ君(みん)、山口和之君(みん)、東徹君(維新)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)(第186回国会衆第41号)

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 後発医薬品の情報提供の在り方に関する件、働き過ぎ防止のための取組強化に関する件、GPIFの基本ポートフォリオ見直しによる影響に関する件、労働者健康福祉機構における障害者雇用率虚偽報告への対応に関する件、介護用ロボットの研究開発に関する件、訪問介護における自立支援の必要性に関する件、子宮頸がん検診の受診率向上策に関する件、エボラ出血熱への対応の在り方に関する件、外国人技能実習制度の適正化に係る見直しに関する件、労働者派遣法改正案に関する件等について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、山本厚生労働副大臣、高階厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

羽生田俊君(自民)、石橋通宏君(民主)、

藤田幸久君（民主）、足立信也君（民主）、
長沢広明君（公明）、山口和之君（みん）、
薬師寺みちよ君（みん）、東徹君（維新）、
小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成26年11月18日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 労働者派遣法改正案の内容見直しに関する件、危険ドラッグ対策法案の依存症対策の対象薬物に関する件、保険医療機関に対する個別指導の対象の選定基準の在り方に関する件、一般財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付の在り方に関する件、ハンセン病問題解決促進法改正案の立法意義に関する件、女性医師の勤務環境改善に関する件、介護保険における生活期のリハビリテーションの在り方に関する件、危険ドラッグに関する検査体制の在り方に関する件、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置の見直しに関する件、社会保障制度改革に対する厚生労働省の取組方針に関する件等について塩崎厚生労働大臣、永岡厚生労働副大臣、橋本厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、足立信也君（民主）、
西村まさみ君（民主）、藤田幸久君（民主）、
石橋通宏君（民主）、薬師寺みちよ君（みん）、
山口和之君（みん）、東徹君（維新）、
小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律の一部を改正する法律案（第186回国会衆第45号）について発議者衆議院議員盛山正仁君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。

（第186回国会衆第45号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

- 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第9号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長渡辺博道君から趣

旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第9号）

賛成会派 自民、民主（一部）、公明、みん、維新、共産、社民

反対会派 民主（一部）

なお、附帯決議を行った。

- ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第10号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第10号）

賛成会派 自民、民主、公明、みん、維新、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

委員派遣

○平成26年7月1日（火）、2日（水）

- 社会保障及び労働問題等に関する実情調査

〔派遣地〕

広島県

〔派遣委員〕

石井みどり君（自民）、西田昌司君（自民）、
津田弥太郎君（民主）、長沢広明君（公明）、
薬師寺みちよ君（みん）、小池晃君（共産）

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

| | | | | | | |
|-----|----|----------|----|----------|----|---------------|
| 委員長 | 山田 | 俊男 (自民) | 古賀 | 友一郎 (自民) | 柳澤 | 光美 (民主) |
| 理事 | 野村 | 哲郎 (自民) | 中泉 | 松司 (自民) | 柳田 | 稔 (民主) |
| 理事 | 山田 | 修路 (自民) | 馬場 | 成志 (自民) | 平木 | 大作 (公明) |
| 理事 | 徳永 | エリ (民主) | 堀井 | 巖 (自民) | 山口 | 那津男 (公明) |
| 理事 | 紙 | 智子 (共産) | 舞立 | 昇治 (自民) | 山田 | 太郎 (みん) |
| | 金子 | 原二郎 (自民) | 小川 | 勝也 (民主) | 儀間 | 光男 (維新) |
| | 小泉 | 昭男 (自民) | 郡司 | 彰 (民主) | | (26.10.14 現在) |

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（農林水産委員長）であり、これを可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、衆議院解散のため、審査未了となった。

〔法律案の審査〕

外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権の権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案は、我が国の領海及び排他的経済水域における外国漁船の違法操業の実態に鑑み、外国人の漁業等の禁止又は許可に係る違反及び立入検査の拒否等に関する罰則を強化する等の措置を講じようとするものである。委員会では、提出者の衆議院農林水産委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

11月6日、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関す

る法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者についての猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を2年延長し、平成28年12月3日までとするものである。

〔国政調査〕

第186回国会閉会後の9月10日、農業委員会及び農業協同組合が地域農業振興に果たす役割等に関する実情調査のため、茨城県稲敷市（青年就農事例）及び千葉県富里市（企業の農業参入事例）等を視察した。

10月16日、農林水産に関する調査を議題とし、「攻めの農林水産業」において所得向上までの具体的な道筋を提示する必要性、「攻めの農政」が農村コミュニティを消滅させる可能性、日豪EPAの内容と衆参農林水産委員会決議との整合性、日本農業にとってのTPPに参加するメリット、平成26年産米のJA概算金大幅下落の要因と農業経営への影響、農協・

農業委員会等の改革への取組方針、競争力のある農家を育成するよう国が農協を指導する必要性、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門問題について最高裁判所の判断を得るため裁判の迅速化を図ることの必要性、森林整備加速化・林業再生基金事業の延長・拡充の必要性等について質疑を行った。

11月6日、農林水産に関する調査を議題とし、平成26年産米の10月15日現在の作況及び今後の米価の見通し、平成26年産米の概算金水準に対する所見、農地中間管理事業の現在の実績と集積目標との間に大きな開きがある理由、鳥獣被害対策実施隊設置を促進するための方策、実効性のある中国サンゴ船の違法操業取締り策等について質疑を行った。また、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を

改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

11月18日、農林水産に関する調査を議題とし、農薬に頼らず防御手段を有機的に組み合わせた総合防除の必要性についての認識、戸別所得補償制度に基づく米の直接支払交付金復活の必要性、農協に対する概算金の早期追加支払要請と売り急ぎ防止対策の要請との整合性、全国農業協同組合中央会の監査権限の今日的意義、地域再生法改正案における6次産業化に係る農地転用許可の特例の内容、外国の密漁船に対する罰則・担保金大幅引上げの必要性とその水準の在り方、サンゴ密漁が行われた沖縄の海域における海洋生物の生息状況調査の有無等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 攻めの農林水産業に関する件、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉及び日豪EPAに関する件、米政策に関する件、農業協同組合・農業委員会等の改革に関する件、諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門問題に関する件、林業振興施策に関する件等について西川農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、佐藤農林水産大臣政務官、小泉内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

山田修路君(自民)、古賀友一郎君(自民)、舞立昇治君(自民)、中泉松司君(自民)、

小川勝也君(民主)、徳永エリ君(民主)、平木大作君(公明)、山田太郎君(みんな)、儀間光男君(維新)、紙智子君(共産)

○平成26年11月6日(木) (第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 米政策に関する件、農地中間管理事業の進捗状況に関する件、鳥獣被害対策に関する件、中国サンゴ船の取締りに関する件等について西川農林水産大臣、小泉農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、郡司彰君(民主)、平

木大作君（公明）、山田太郎君（みんな）、儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成26年11月6日（木）

外交防衛委員会、農林水産委員会連合審査会
（第1回）

（外交防衛委員会を参照）

○平成26年11月18日（火）（第4回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農薬の使用規制に関する件、米政策に関する件、農業協同組合改革に関する件、農家レストラン・宿泊施設の推進に関する件、中国サンゴ船の違法操業取締りに関する件等について西川農林水産大臣、小泉農林水産副大臣、赤澤内閣府副大臣、佐藤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

古賀友一郎君（自民）、徳永エリ君（民主）、
山田太郎君（みんな）、平木大作君（公明）、
儀間光男君（維新）、紙智子君（共産）

- 外国人漁業の規制に関する法律及び排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第16号）（衆議院提出）について提出者衆議院農林水産委員長江藤拓君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第16号）

賛成会派 自民、民主、公明、みんな、維新、
共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

| | | | |
|-----|------------|-------------|--------------|
| 委員長 | 吉川 沙織 (民主) | 高野 光二郎 (自民) | 安井 美沙子 (民主) |
| 理事 | 磯崎 仁彦 (自民) | 豊田 俊郎 (自民) | 佐々木 さやか (公明) |
| 理事 | 滝波 宏文 (自民) | 林 芳正 (自民) | 浜田 昌良 (公明) |
| 理事 | 宮本 周司 (自民) | 松村 祥史 (自民) | 松田 公太 (みん) |
| 理事 | 加藤 敏幸 (民主) | 渡邊 美樹 (自民) | 川田 龍平 (維新) |
| 理事 | 倉林 明子 (共産) | 小林 正夫 (民主) | 中野 正志 (次代) |
| | 岩井 茂樹 (自民) | 直嶋 正行 (民主) | 荒井 広幸 (改革) |

(26.10.14 現在)

(1) 審議概観

第187回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案1件であり、衆議院解散のため審査未了となった。

また、本委員会付託の請願10種類20件は、衆議院解散のため審査未了となった。

〔法律案の審査〕

中小企業需要創生法案 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案は、我が国経済を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、中小企業者の事業活動の活性化を一層図ることが重要であることに鑑み、各省各庁の長等が新規中小企業者を始めとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を定めることとするとともに、中小企業者による地域産業資源を活用した事業活動を促進するための支援措置を拡充する等の措置を講ずるほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として市町村が行う中小企業者の事業活動を支援する事業に対する協力業務を追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、経済産業大臣より

趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

〔国政調査〕

10月14日、福岡県及び熊本県における地域経済及びエネルギーの活用等に関する実情調査のため第186回国会閉会後の6月23日及び24日の2日間にわたって実施された委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

10月16日、原子力発電所の再稼働及び原子力防災対策に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件、経済産業大臣の政治資金収支報告に関する件、景気の動向及び円安・消費税率引上げ等に係る中小企業・小規模事業者対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故における汚染水対策、原子力損害賠償等に関する件、労働者の労働条件確保に関する件等について質疑を行った。

10月23日、経済産業行政等の諸施策に関する件について宮沢国務大臣から発言があった。

10月28日、経済産業大臣に係る株式保有及び政治資金に関する件、エネルギー

政策の基本方針及びエネルギーミックスの提示に関する件、原子力発電所の再稼働の条件に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の課題と今後の対応に関する件、若者や女性の起業支援に関する件、消費税率引上げ及び法人実効税率引下げへの対応に関する件、東京電力福

島第一原子力発電所事故に伴う避難による被害に関する件等について質疑を行った。

11月11日、独立行政法人産業技術総合研究所つくばセンターにおける研究開発等の実情調査のため、茨城県に視察を行った。

(2) 委員会経過

○平成26年10月14日(火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成26年10月16日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原子力発電所の再稼働及び原子力防災対策に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の見直しに関する件、経済産業大臣の政治資金収支報告に関する件、景気の動向及び円安・消費税率引上げ等に係る中小企業・小規模事業者対策に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故における汚染水対策、原子力損害賠償等に関する件、労働者の労働条件確保に関する件等について小淵国務大臣、山際経済産業副大臣、高木経済産業副大臣、岩井経済産業大臣政務官、橋本厚生労働大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

小林正夫君(民主)、安井美沙子君(民主)、高野光二郎君(自民)、佐々木さやか君(公明)、松田公太君(みんな)、川田龍平君(維新)、倉林明子君(共産)、中野正志君(次代)、荒井広幸君(改革)

○平成26年10月23日(木) (第3回)

- 経済産業行政等の諸施策に関する件について宮沢国務大臣から発言があった。

○平成26年10月28日(火) (第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 経済産業大臣に係る株式保有及び政治資金に関する件、エネルギー政策の基本方針及びエネルギーミックスの提示に関する件、原子力発電所の再稼働の条件に関する件、再生可能エネルギー固定価格買取制度の課題と今後の対応に関する件、若者や女性の起業支援に関する件、消費税率引上げ及び法人実効税率引下げへの対応に関する件、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難による被害に関する件等について宮沢国務大臣、世耕内閣官房副長官、岩井経済産業大臣政務官、田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

直嶋正行君(民主)、安井美沙子君(民主)、佐々木さやか君(公明)、松田公太君(みんな)、川田龍平君(維新)、倉林明子君(共産)、中野正志君(次代)、荒井広幸君(改革)

○平成26年11月18日(火) (第5回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について宮沢経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

委員派遣

○平成26年6月23日(月)、24日(火)

- 福岡県及び熊本県における地域経済及びエネルギーの活用等に関する実情調査

[派遣地]

福岡県、熊本県

〔派遣委員〕

大久保勉君（民主）、岩井茂樹君（自民）、
松村祥史君（自民）、加藤敏幸君（民主）、
倉林明子君（共産）、松田公太君（*みんな*）、
荒井広幸君（改革）

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、822件（169種類）であり、このうち件数の多かったものは、「集団的自衛権行使容認の閣議決定を撤回し、立法措置を行わないことに関する請願」40件、「日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願」40件、「事業主報酬制度の早期実現、小規模企業における事業承継税制の創設に関する請願」34件、「特定秘密保護法の撤廃に関する請願」30件、「消費税の増税をやめることに関する請願」27件などであった。

各委員会及び憲法審査会の付託件数は、内閣39件、総務4件、法務22件、外交防衛71件、財政金融96件、文教科学19件、厚生労働93件、農林水産1件、経済産業20件、国土交通2件、環境19件、災害対策1件、震災復興3件、憲法71件であった。

なお、外交防衛委員会に付託された請願のうち1件は取り下げられた。

請願者の総数は239万121人に上っている。

請願書の紹介提出期限は、11月18日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の9日前の同21日までと決定された。

今国会の会期は11月30日までであったが、同21日に衆議院が解散されたのに伴い、付託された請願は、委員会審査が行われないうまま全て審査未了となった。また、11月17日から同21日までに受理した請願361件は、委員会付託に至らなかった。

2 請願件数表

| 委員会・憲法審査会 | | | | | 本会議 | 備 考 |
|-----------|-------|-----|-----|-----|-----|--|
| 委員会等名 | 付 託 | 採 択 | 不採択 | 未 了 | 採 択 | |
| 内 閣 | 39 | — | — | 39 | — | |
| 総 務 | 4 | — | — | 4 | — | |
| 法 務 | 22 | — | — | 22 | — | |
| 外交防衛 | 71(注) | — | — | 70 | — | |
| 財政金融 | 96 | — | — | 96 | — | |
| 文教科学 | 19 | — | — | 19 | — | |
| 厚生労働 | 93 | — | — | 93 | — | |
| 農林水産 | 1 | — | — | 1 | — | |
| 経済産業 | 20 | — | — | 20 | — | |
| 国土交通 | 2 | — | — | 2 | — | |
| 環 境 | 19 | — | — | 19 | — | |
| 災害対策 | 1 | — | — | 1 | — | |
| 震災復興 | 3 | — | — | 3 | — | |
| 憲 法 | 71 | — | — | 71 | — | |
| 計 | 461 | — | — | 460 | — | 提出総数 822件 付託に至らな かったもの 361件 取下げ(注) 1件 |

(注)付託後取下げ 1件

質問主意書一覧

第187回国会（臨時会）

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|----|--|--------|--------------|--------------|-----------------|----------------------|
| 1 | 山谷えり子国家公安委員長と在特会幹部などとの関係に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 26. 9. 29 | 26. 10. 1 | 26. 10. 7 | 26. 10. 29 第4号 |
| 2 | 北朝鮮の再調査報告に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 3 | 拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 4 | 新国立競技場建設と都営霞ヶ丘アパート住民立ち退き問題に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 5 | 新国立競技場設置予定地の埋蔵文化財発掘調査に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 6 | 東京オリンピックに向けてイスラム教徒に供する食品のハラール認証に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 7 | 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての一問一答」に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 8 | 東京都議会での不規則発言についての海外メディアの反応に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 9. 29 | 10. 1 | 10. 7 | 10. 29 第4号 |
| 9 | 安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 10. 1 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |
| 10 | 名護市辺野古における海上保安庁による過剰警備に関する質問主意書 | 糸数 慶子君 | 10. 2 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |
| 11 | 我が国のエボラ出血熱対策に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 2 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |
| 12 | 我が国のイスラム教徒に供する食品のハラール認証の現状に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 2 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|----|---|--------|--------------|--------------|-----------------|----------------------|
| 13 | 我が国の国連安保理常任理事国入りに取り組む政府の姿勢に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 26. 10. 2 | 26. 10. 6 | 26. 10. 10 | 26. 10. 29 第4号 |
| 14 | 原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する質問主意書 | 荒井 広幸君 | 10. 2 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |
| 15 | 団体信用生命保険に関する質問主意書 | 荒井 広幸君 | 10. 2 | 10. 6 | 10. 10 | 10. 29 第4号 |
| 16 | 北方領土の現況等に関する質問主意書 | 江口 克彦君 | 10. 6 | 10. 8 | 10. 14 | 10. 29 第4号 |
| 17 | 自衛隊員のアスベストによる災害補償の認定の遅れに関する質問主意書 | 田村 智子君 | 10. 6 | 10. 8 | 10. 14 | 10. 29 第4号 |
| 18 | 朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 6 | 10. 8 | 10. 14 | 10. 29 第4号 |
| 19 | 我が国の火山噴火の予知及びその対策に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 8 | 10. 15 | 10. 21 | 10. 29 第4号 |
| 20 | 国交正常化五十周年を迎えるに当たっての日韓関係に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 8 | 10. 15 | 10. 21 | 10. 29 第4号 |
| 21 | 「イスラーム国」の現状に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 10 | 10. 15 | 10. 21 | 10. 29 第4号 |
| 22 | 日本国籍を持つ「イスラーム国」の外国人戦闘員に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10. 10 | 10. 15 | 10. 21 | 10. 29 第4号 |
| 23 | 先住民族の権利と沖縄の現状に関する質問主意書 | 糸数 慶子君 | 10. 10 | 10. 15 | 10. 21 | 10. 29 第4号 |
| 24 | 国連北朝鮮人権調査委員会（COI）の最終報告書と北朝鮮の人権状況に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 10. 14 | 10. 20 | 10. 24 | 10. 29 第4号 |
| 25 | 平成二十六年九月二十一日付けの共同通信配信記事に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 10. 14 | 10. 20 | 10. 24 | 10. 29 第4号 |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|----|--|---------|--------------|--------------|-----------------|---------------------|
| 26 | 原子力損害賠償紛争解決センターによる死亡慰謝料の算定に関する再質問主意書 | 荒井 広幸君 | 26. 10.16 | 26. 10.20 | 26. 10.24 | 26. 10.29 第4号 |
| 27 | 安倍内閣の基本姿勢に関する質問主意書 | 吉田 忠智君 | 10.16 | 10.20 | 10.24 | 10.29 第4号 |
| 28 | 土砂災害防止対策に関する質問主意書 | 江口 克彦君 | 10.17 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 29 | 川内原発三十キロメートル圏内の避難計画に関する質問主意書 | 川田 龍平君 | 10.17 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 30 | 政府の憲法と自衛権の関係の公定解釈に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.20 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 31 | 我が国の災害外交に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.20 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 32 | 朝日新聞の慰安婦記事訂正に関する再質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.20 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 33 | 急拡大するエボラ出血熱に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.20 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 34 | 米国議会がTPA法案を通じてTPP協定への反映を目指す事項と我が国国内への影響に関する質問主意書 | 徳永 エリ君 | 10.20 | 10.22 | 10.28 | 10.29 第4号 |
| 35 | 集団的自衛権に関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 10.21 | 10.27 | 10.31 | 11. 5 第5号 |
| 36 | 北朝鮮の白頭山の噴火監視及び防災対策に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.22 | 10.27 | 10.31 | 11. 5 第5号 |
| 37 | 「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 10.22 | 10.27 | 10.31 | 11. 5 第5号 |
| 38 | 年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 10.22 | 10.27 | 10.31 | 11. 5 第5号 |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|----|---|---------|--------------|--------------|-----------------|--------------------|
| 39 | 厚生労働省内における男女雇用機会均等に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 26. 10.23 | 26. 10.27 | 26. 10.31 | 26. 11.5 第5号 |
| 40 | 北朝鮮の再調査報告における朝鮮籍特別永住者に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 10.23 | 10.27 | 10.31 | 11.5 第5号 |
| 41 | 拉致被害者及び特定失踪者の個人情報保護に関する再質問主意書 | 有田 芳生君 | 10.23 | 10.27 | 10.31 | 11.5 第5号 |
| 42 | I O C 総会における安倍総理の発言に関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 10.23 | 10.27 | 10.31 | 11.5 第5号 |
| 43 | 保育所での子育てに関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 10.24 | 10.29 | 11.4 | 11.5 第5号 |
| 44 | 靖国神社の例大祭への勅使の参向に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.27 | 10.29 | 11.4 | 11.5 第5号 |
| 45 | ギャンブル依存症に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.27 | 10.29 | 11.4 | 11.5 第5号 |
| 46 | 下水道処理施設及びマンホールポンプ場から発生する沈砂に関する質問主意書 | 小見山 幸治君 | 10.27 | 10.29 | 11.4 | 11.5 第5号 |
| 47 | 空き家対策に関する質問主意書 | 江口 克彦君 | 10.29 | 11.5 | 11.11 | |
| 48 | T P P 協定交渉に係る各種文書の政府保有状況及び内容に関する質問主意書 | 徳永 エリ君 | 10.29 | 11.5 | 11.11 | |
| 49 | 日本の対中直接投資の促進に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.31 | 11.5 | 11.11 | |
| 50 | 信教の自由から見た我が国における公的機関等による食品のハラール認証制度の整備に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.31 | 11.5 | 11.11 | |
| 51 | シェールガス革命に伴う我が国の原油輸入の将来展望に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 10.31 | 11.5 | 11.11 | |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|----|--|---------|---------------|--------------|-----------------|-----------|
| 52 | 普天間基地返還問題に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 26. 10. 31 | 26. 11. 5 | 26. 11. 11 | |
| 53 | 辺野古問題に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 10. 31 | 11. 5 | 11. 11 | |
| 54 | 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 11. 4 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 55 | 放射性指定廃棄物最終処分場に関する質問主意書 | 渡辺美知太郎君 | 11. 5 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 56 | 中国サンゴ密漁船に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 5 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 57 | 拉致被害者救出に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 5 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 58 | 「トモダチ作戦」巨額賠償訴訟に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 5 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 59 | 公有水面埋立法の運用に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 6 | 11. 10 | 11. 14 | |
| 60 | 在日米軍基地において感染症が発生した際の情報交換に関する質問主意書 | 糸数 慶子君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |
| 61 | 雇用保険給付の一部について申請期間がごく短期間に制限されている問題に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |
| 62 | 米軍機の日本国内での空域使用と特定秘密保護法該当の当否に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |
| 63 | リニア中央新幹線工事に伴う環境影響回避策に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |
| 64 | 川内原発の避難計画に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出月日 | 転送月日 | 答弁書受領月日 | 掲載会議録 |
|----|--|--------|------------|------------|------------|-------|
| 65 | 海外における日本製食品及び農水産物の風評被害に基づく輸入制限に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 26. 11. 10 | 26. 11. 12 | 26. 11. 18 | |
| 66 | 循環型社会形成推進交付金（復旧・復興枠）の交付状況とがれき広域処理促進効果の更なる究明に関する質問主意書 | 吉田 忠智君 | 11. 10 | 11. 12 | 11. 18 | |
| 67 | 「特別永住者」に関する質問主意書 | 有田 芳生君 | 11. 11 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 68 | 資産効果に関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 11. 12 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 69 | 正規社員の身分と既得権益に関する質問主意書 | 櫻井 充君 | 11. 12 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 70 | ガソリンスタンドの現状に関する質問主意書 | 江口 克彦君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 71 | マレーシア航空MH一七の墜落原因の日本政府による把握状況に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 72 | 日本政府の西サハラ問題に対する姿勢に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 73 | 新サービス貿易協定（T i S A）交渉への日本国政府の参加に関する質問主意書 | 徳永 エリ君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 74 | J R北海道の安全問題、ローカル線問題及びりニア中央新幹線に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 75 | 原子力発電所の「事故の真実」と「負の遺産」等に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 13 | 11. 17 | 11. 21 | |
| 76 | いわゆる「女性活躍推進政策」と我が国における性差別に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 14 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 77 | 自衛隊施設に隣接する土地の現況についての調査結果の公表等に関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出月日 | 転送月日 | 答弁書受領月日 | 掲載会議録 |
|----|--|---------|------------|------------|------------|-------|
| 78 | 「従軍慰安婦」問題に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 26. 11. 17 | 26. 11. 19 | 26. 11. 25 | |
| 79 | ラムサール条約事務局からの辺野古沖での米軍基地建設についての書簡に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 80 | 自衛隊による住民基本台帳閲覧及び個人情報の収集に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 81 | 安倍総理と北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等との面談に関する再質問主意書 | 有田 芳生君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 82 | 母子家庭等自立支援給付金事業及び病児保育に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 83 | 九電川内原発を始めとした我が国の運転停止中の原発再稼働に係る「安全」及び原発事故発生後における政府の「責任」に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 17 | 11. 19 | 11. 25 | |
| 84 | 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案とテロリスト対策の強化に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 85 | 日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案及びJESCOによるPCB廃棄物処理に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 86 | 特定秘密保護法に関する質問主意書 | 山本 太郎君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 87 | 与那国島への自衛隊レーダー施設の設置による健康被害に関する質問主意書 | 糸数 慶子君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 88 | 日米防衛協力のための指針の見直しについての中間報告に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 89 | 平成二十六年十一月の「日中関係の改善に向けた話し合い」に関する質問主意書 | 浜田 和幸君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 日 | 掲載 会議録 |
|-----|---|---------|---------------|---------------|----------------|-----------|
| 90 | 日本芸術院及び公益社団法人日展の改革の進展に関する質問主意書 | 大久保 勉君 | 26. 11. 18 | 26. 11. 21 | 26. 11. 25 | |
| 91 | 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定における著作権の取扱いに関する質問主意書 | 山田 太郎君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 92 | 川内原発火山審査に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 93 | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故による、福島県以外の放射性物質汚染地域の健康調査に関する質問主意書 | 福島 みずほ君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 94 | 自殺した自衛隊員の遺族に対する支援に関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 95 | 年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する再質問主意書 | 櫻井 充君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 96 | IOC総会における安倍総理の発言に関する再質問主意書 | 櫻井 充君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 97 | フードバンクの国内における普及に関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 98 | 燃油価格高騰の漁業への影響の軽減等に関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 18 | 11. 21 | 11. 25 | |
| 99 | 信用保証協会への代位弁済請求及び信用保証協会による債務者への取立ての実態に関する質問主意書 | 川田 龍平君 | 11. 20 | 11. 21 | 11. 28 | |
| 100 | 消費税再増税延期に関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 20 | 11. 21 | 11. 28 | |
| 101 | 政府開発援助大綱見直しに関する質問主意書 | 藤末 健三君 | 11. 20 | 11. 21 | 11. 28 | |
| 102 | グローバル市場拡大を前にした我が国LED産業の国家戦略に関する質問主意書 | 石上 俊雄君 | 11. 20 | 11. 21 | 11. 28 | |

| 番号 | 件名 | 提出者 | 提出 月日 | 転送 月日 | 答弁書 受領 月日 | 掲載 会議録 |
|-----|---|--------|--------------|--------------|-----------------|-----------|
| 103 | 憲法解釈と国政選挙の関係に関する質問主意書 | 小西 洋之君 | 26. 11.21 | 26. 11.21 | 26. 11.28 | |
| 104 | 安倍内閣の参議院憲法審査会附帯決議違反による憲法第九条解釈変更の強行に関する質問主意書 | 小西 洋之君 | 11.21 | 11.21 | 11.28 | |
| 105 | 内閣法制局長官と法の支配に関する質問主意書 | 小西 洋之君 | 11.21 | 11.21 | 11.28 | |
| 106 | 失語症と障害年金制度に関する質問主意書 | 小西 洋之君 | 11.21 | 11.21 | 11.28 | |

選挙制度の改革に関する検討会

選挙制度の改革に関する検討会名簿（12名）

| | | | | | | |
|-----|----|---------|----|---------|----|-----------------|
| 議長 | 山崎 | 正昭（無） | 水野 | 賢一（みん） | 荒井 | 広幸（改革） |
| 副議長 | 輿石 | 東（無） | 片山 | 虎之助（維新） | 主濱 | 了（生活） |
| | 溝手 | 顕正（自民） | 市田 | 忠義（共産） | | |
| | 郡司 | 彰（民主） | 中山 | 恭子（次代） | | |
| | 魚住 | 裕一郎（公明） | 福島 | みずほ（社民） | | |
| | | | | | | (26. 10. 22 現在) |

選挙制度協議会名簿（13名）

| | | | | | | |
|----|----|---------|----|--------|----|-----------------|
| 座長 | 伊達 | 忠一（自民） | 西田 | 実仁（公明） | 又市 | 征治（社民） |
| | 岩城 | 光英（自民） | 中西 | 健治（みん） | 平野 | 達男（改革） |
| | 岡田 | 直樹（自民） | 柴田 | 巧（維新） | 谷 | 亮子（生活） |
| | 足立 | 信也（民主） | 井上 | 哲士（共産） | | |
| | 羽田 | 雄一郎（民主） | 中野 | 正志（次代） | | |
| | | | | | | (26. 10. 31 現在) |

（1）検討の経緯

選挙制度の改革に関する検討会は、平成28年の通常選挙に向けた選挙制度の改革について協議を行うため、第184回国会閉会後の平成25年9月12日に開かれた各会派代表者懇談会での合意を経て、設置された。

第186回国会閉会後においては、本検討会を開かなかつた。

第187回国会においては、本検討会を1回開いた。

平成26年10月22日に検討会（第3回）

を開き、本検討会のメンバー及び本検討会の下に設置された選挙制度協議会の委員について確認した後、山崎議長は辞任した脇前座長の後任として、伊達忠一君を指名した。また、選挙制度の改革について協議を行った。

なお、選挙制度協議会は第186回国会閉会後、平成26年11月21日までの間、9回開かれ、協議を行った。

（2）検討会経過

○平成26年10月22日（水）（第3回）

- 選挙制度の改革について協議を行った。

選挙制度協議会

○平成26年6月26日（木）（第21回）

- 選挙制度の改革について、座長から座長案「選挙区見直し試案」及び「平成24年最高裁判決に基づく選挙制度の検討について」の説明を聞いた。
- 選挙制度の改革について、各会派から座長案に対する検討結果を聞いた後、協議を行った。

○平成26年7月9日（水）（第22回）

- 選挙制度の改革について、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聞いた。
- 平成24年最高裁判決を踏まえた較差の許容範囲の解釈について、各会派から検討結果を聞いた後、協議を行った。

○平成26年7月25日（金）（第23回）

- 「ブロック選挙区」及び「2県合区」について、各会派から検討結果を聞いた後、協議を行った。

○選挙制度の改革について、自由民主党から「参議院選『選挙区域調整案』(仮称)のイメージ」の説明を聞いた。

○平成26年8月18日(月)(第24回)

○「選挙区域調整案」について、各会派から検討結果を聞いた後、協議を行った。

○選挙制度の改革について、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聞いた。

○平成26年9月2日(火)(第25回)

○「奇数配当区を含む都道府県選挙区案」及び「都道府県単位を維持し、定数については奇数配分を可能とする案」について、各会派から検討結果を聞いた後、協議を行った。

○平成26年9月11日(木)(第26回)

○選挙制度の改革について、座長調整案が示され、各会派は持ち帰り検討することとなった。

○平成26年10月31日(金)(第27回)

○「座長調整案」について、各会派から検討結果を聞いた後、協議を行った。

○選挙制度の改革について、自由民主党から「参議院自民党選挙制度改革案」、民主党・新緑風会から「参議院選挙制度改革案」の説明を聞いた。

○平成26年11月14日(金)(第28回)

○選挙制度の改革について、自由民主党から「参議院自民党選挙制度改革案」の説明を聞いた後、協議を行った。

○平成26年11月21日(金)(第29回)

○選挙制度協議会における検討の状況について事務局から説明を聴取し、協議を行った。

○「参議院自民党選挙制度改革案」に対する検討結果を聴き、本協議会における意見集約について協議を行った。

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

| 国会回次 | 召集日 | 開会式 | 会期終了日 | 会 期 | | |
|----------------|---------------|---------------|------------------------|------|------|-----|
| | | | | 当初日数 | 延長日数 | 総日数 |
| 第173回 (臨時会) | 21. 10. 26(月) | 21. 10. 26(月) | 21. 12. 4(金) | 36 | 4 | 40 |
| 第174回 (常会) | 22. 1. 18(月) | 22. 1. 18(月) | 22. 6. 16(水) | 150 | — | 150 |
| 第175回 (臨時会) | 22. 7. 30(金) | 22. 7. 30(金) | 22. 8. 6(金) | 8 | — | 8 |
| 第176回 (臨時会) | 22. 10. 1(金) | 22. 10. 1(金) | 22. 12. 3(金) | 64 | — | 64 |
| 第177回 (常会) | 23. 1. 24(月) | 23. 1. 24(月) | 23. 8. 31(水) | 150 | 70 | 220 |
| 第178回 (臨時会) | 23. 9. 13(火) | 23. 9. 13(火) | 23. 9. 30(金) | 4 | 14 | 18 |
| 第179回 (臨時会) | 23. 10. 20(木) | 23. 10. 21(金) | 23. 12. 9(金) | 51 | — | 51 |
| 第180回 (常会) | 24. 1. 24(火) | 24. 1. 24(火) | 24. 9. 8(土) | 150 | 79 | 229 |
| 第181回 (臨時会) | 24. 10. 29(月) | 24. 10. 29(月) | 24. 11. 16(金) 衆議院解散 | 33 | — | 19 |
| 第182回 (特別会) | 24. 12. 26(水) | 24. 12. 28(金) | 24. 12. 28(金) | 3 | — | 3 |
| 第183回 (常会) | 25. 1. 28(月) | 25. 1. 28(月) | 25. 6. 26(水) | 150 | — | 150 |
| 第184回 (臨時会) | 25. 8. 2(金) | 25. 8. 2(金) | 25. 8. 7(水) | 6 | — | 6 |
| 第185回 (臨時会) | 25. 10. 15(火) | 25. 10. 15(火) | 25. 12. 8(日) | 53 | 2 | 55 |
| 第186回 (常会) | 26. 1. 24(金) | 26. 1. 24(金) | 26. 6. 22(日) | 150 | — | 150 |
| 第187回 (臨時会) | 26. 9. 29(月) | 26. 9. 29(月) | 26. 11. 21(金) 衆議院解散 | 63 | — | 54 |

2 参議院議員通常選挙関係一覧

| 通常選挙 回次 | 通常選挙期日 | 任期開始日 | 任期終了日 | 選挙後最初の 国会回次 | 召集日 |
|------------|--------------------|----------------|-----------------------|----------------|------------------|
| 第1回 | 昭和 22. 4. 20(日) | 22. 5. 3 | 25. 5. 2※ 28. 5. 2 | 第1回(特別会) | 22. 5. 20(火) |
| 第2回 | 25. 6. 4(日) | 25. 6. 4 | 31. 6. 3 | 第8回(臨時会) | 25. 7. 12(水) |
| 第3回 | 28. 4. 24(金) | 28. 5. 3 | 34. 5. 2 | 第16回(特別会) | 28. 5. 18(月) |
| 第4回 | 31. 7. 8(日) | 31. 7. 8 | 37. 7. 7 | 第25回(臨時会) | 31. 11. 12(月) |
| 第5回 | 34. 6. 2(火) | 34. 6. 2 | 40. 6. 1 | 第32回(臨時会) | 34. 6. 22(月) |
| 第6回 | 37. 7. 1(日) | 37. 7. 8 | 43. 7. 7 | 第41回(臨時会) | 37. 8. 4(土) |
| 第7回 | 40. 7. 4(日) | 40. 7. 4 | 46. 7. 3 | 第49回(臨時会) | 40. 7. 22(木) |
| 第8回 | 43. 7. 7(日) | 43. 7. 8 | 49. 7. 7 | 第59回(臨時会) | 43. 8. 1(木) |
| 第9回 | 46. 6. 27(日) | 46. 7. 4 | 52. 7. 3 | 第66回(臨時会) | 46. 7. 14(水) |
| 第10回 | 49. 7. 7(日) | 49. 7. 8 | 55. 7. 7 | 第73回(臨時会) | 49. 7. 24(水) |
| 第11回 | 52. 7. 10(日) | 52. 7. 10 | 58. 7. 9 | 第81回(臨時会) | 52. 7. 27(水) |
| 第12回 | 55. 6. 22(日) | 55. 7. 8 | 61. 7. 7 | 第92回(特別会) | 55. 7. 17(木) |
| 第13回 | 58. 6. 26(日) | 58. 7. 10 | 平成 元. 7. 9 | 第99回(臨時会) | 58. 7. 18(月) |
| 第14回 | 61. 7. 6(日) | 61. 7. 8 | 4. 7. 7 | 第106回(特別会) | 61. 7. 22(火) |
| 第15回 | 平成 元. 7. 23(日) | 平成 元. 7. 23 | 7. 7. 22 | 第115回(臨時会) | 平成 元. 8. 7(月) |
| 第16回 | 4. 7. 26(日) | 4. 7. 26 | 10. 7. 25 | 第124回(臨時会) | 4. 8. 7(金) |
| 第17回 | 7. 7. 23(日) | 7. 7. 23 | 13. 7. 22 | 第133回(臨時会) | 7. 8. 4(金) |
| 第18回 | 10. 7. 12(日) | 10. 7. 26 | 16. 7. 25 | 第143回(臨時会) | 10. 7. 30(木) |
| 第19回 | 13. 7. 29(日) | 13. 7. 29 | 19. 7. 28 | 第152回(臨時会) | 13. 8. 7(火) |
| 第20回 | 16. 7. 11(日) | 16. 7. 26 | 22. 7. 25 | 第160回(臨時会) | 16. 7. 30(金) |
| 第21回 | 19. 7. 29(日) | 19. 7. 29 | 25. 7. 28 | 第167回(臨時会) | 19. 8. 7(火) |
| 第22回 | 22. 7. 11(日) | 22. 7. 26 | 28. 7. 25 | 第175回(臨時会) | 22. 7. 30(金) |
| 第23回 | 25. 7. 21(日) | 25. 7. 29 | 31. 7. 28 | 第184回(臨時会) | 25. 8. 2(金) |

※任期3年議員の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成26年10月21日現在)

第2次安倍改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

安倍 晋三 (衆・自民)

財務大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

麻生 太郎 (衆・自民)

総務大臣

高市 早苗 (衆・自民)

法務大臣

上川 陽子 (衆・自民) ※

外務大臣

岸田 文雄 (衆・自民)

文部科学大臣

下村 博文 (衆・自民)

厚生労働大臣

塩崎 恭久 (衆・自民)

農林水産大臣

西川 公也 (衆・自民)

経済産業大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力損害賠償・廃炉等支援機構))

宮沢 洋一 (参・自民) ※

国土交通大臣

太田 昭宏 (衆・公明)

環境大臣

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (原子力防災))

望月 義夫 (衆・自民)

防衛大臣

江渡 聡徳 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

菅 義偉 (衆・自民)

国務大臣 (復興大臣)

竹下 亘 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

山谷 えり子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

甘利 明 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策、科学技術政策、宇宙政策))

山口 俊一 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全、規制改革、少子化対策、男女共同参画))

有村 治子 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (国家戦略特別区域))

石破 茂 (衆・自民)

※ 26. 10. 21 法務大臣松島みどり辞任、同日 上川陽子就任

26. 10. 21 経済産業大臣小渊優子辞任、同日 宮沢洋一就任

内閣官房副長官

加藤 勝信 (衆・自民)

世耕 弘成 (参・自民)

杉田 和博

副大臣

復興副大臣

浜田 昌良 (参・公明)

長島 忠美 (衆・自民)

内閣府副大臣

西村 康稔 (衆・自民)

赤澤 亮正 (衆・自民)

平 将明 (衆・自民)

総務副大臣

西銘 恒三郎 (衆・自民)

二之湯 智 (参・自民)

法務副大臣

内閣府副大臣

葉梨 康弘 (衆・自民)

外務副大臣

城内 実 (衆・自民)

中山 泰秀 (衆・自民)

財務副大臣

御法川 信英 (衆・自民)

宮下 一郎 (衆・自民)

文部科学副大臣

丹羽 秀樹 (衆・自民)

藤井 基之 (参・自民)

厚生労働副大臣

永岡 桂子 (衆・自民)

山本 香苗 (参・公明)

農林水産副大臣

あべ 俊子 (衆・自民)

小泉 昭男 (参・自民)

経済産業副大臣

山際 大志郎 (衆・自民)

経済産業副大臣

内閣府副大臣

高木 陽介 (衆・公明)

国土交通副大臣

北川 イッセイ (参・自民)

国土交通副大臣

内閣府副大臣

復興副大臣

西村 明宏 (衆・自民)

環境副大臣

北村 茂男 (衆・自民)

環境副大臣

内閣府副大臣

小里 泰弘 (衆・自民)

防衛副大臣

内閣府副大臣

左藤 章 (衆・自民)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

小泉 進次郎 (衆・自民)

内閣府大臣政務官

越智 隆雄 (衆・自民)

松本 洋平 (衆・自民)

総務大臣政務官

あかま 二郎 (衆・自民)

武藤 容治 (衆・自民)

長谷川 岳 (参・自民)

法務大臣政務官

内閣府大臣政務官

大塚 拓 (衆・自民)

外務大臣政務官

藪浦 健太郎 (衆・自民)

中根 一幸 (衆・自民)

宇都 隆史 (参・自民)

財務大臣政務官

大家 敏志 (参・自民)

竹谷 とし子 (参・公明)

文部科学大臣政務官

赤池 誠章 (参・自民)

文部科学大臣政務官

復興大臣政務官

山本ともひろ (衆・自民)

厚生労働大臣政務官

橋本 岳 (衆・自民)

高階 恵美子 (参・自民)

農林水産大臣政務官

佐藤 英道 (衆・公明)

中川 郁子 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

関 芳弘 (衆・自民)

経済産業大臣政務官

内閣府大臣政務官

復興大臣政務官

岩井 茂樹 (参・自民)

国土交通大臣政務官

うへの賢一郎 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

内閣府大臣政務官

大塚 高司 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

青木 一彦 (参・自民)

環境大臣政務官

高橋 ひなこ (衆・自民)

環境大臣政務官

内閣府大臣政務官

福山 守 (衆・自民)

防衛大臣政務官

原田 憲治 (衆・自民)

防衛大臣政務官

内閣府大臣政務官

石川 博崇 (参・公明)

政府特別補佐人

人事院総裁

一宮 なほみ

内閣法制局長官

横畠 裕介

公正取引委員会委員長

杉本 和行

原子力規制委員会委員長

田中 俊一

公害等調整委員会委員長

富越 和厚

4 本会議・委員会等傍聴者数

| | 回次 | 総計 (人) | 内 訳 | |
|-------|-----------|-----------|-------|-------|
| | | | 本会議 | 委員会等 |
| 平成17年 | 162 (常会) | 6,484 | 1,668 | 4,816 |
| | 163 (特別会) | 1,474 | 515 | 959 |
| 18年 | 164 (常会) | 7,147 | 2,263 | 4,884 |
| | 165 (臨時会) | 3,681 | 1,127 | 2,554 |
| 19年 | 166 (常会) | 6,439 | 2,274 | 4,165 |
| | 167 (臨時会) | 119 | 119 | 0 |
| | 168 (臨時会) | 2,747 | 779 | 1,968 |
| 20年 | 169 (常会) | 4,573 | 1,823 | 2,750 |
| | 170 (臨時会) | 1,368 | 663 | 705 |
| 21年 | 171 (常会) | 5,906 | 2,129 | 3,777 |
| | 172 (特別会) | 173 | 172 | 1 |
| | 173 (臨時会) | 1,447 | 723 | 724 |
| 22年 | 174 (常会) | 6,345 | 2,690 | 3,655 |
| | 175 (臨時会) | 540 | 121 | 419 |
| | 176 (臨時会) | 2,324 | 629 | 1,695 |
| 23年 | 177 (常会) | 4,326 | 1,484 | 2,842 |
| | 178 (臨時会) | 710 | 388 | 322 |
| | 179 (臨時会) | 2,059 | 743 | 1,316 |
| 24年 | 180 (常会) | 5,466 | 1,518 | 3,948 |
| | 181 (臨時会) | 227 | 174 | 53 |
| | 182 (特別会) | 46 | 44 | 2 |
| 25年 | 183 (常会) | 5,580 | 1,780 | 3,800 |
| | 184 (臨時会) | 138 | 138 | 0 |
| | 185 (臨時会) | 3,089 | 1,143 | 1,946 |
| 26年 | 186 (常会) | 7,236 | 1,878 | 5,358 |
| | 187 (臨時会) | 1,649 | 484 | 1,165 |

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

| | 件数 | 総計 (人) | 参観内訳 | | | | | 特別参観 (人) |
|-----------|--------|-----------|---------|---------|--------|--------|-------|-------------|
| | | | 一般 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 外国人 | |
| 平成 11年 | 5,710 | 190,554 | 36,580 | 87,329 | 62,506 | 2,727 | 1,412 | 5 |
| 12年 | 5,821 | 185,764 | 31,683 | 90,037 | 60,354 | 1,996 | 1,694 | 53 |
| 13年 | 9,566 | 204,028 | 45,943 | 91,509 | 61,313 | 3,063 | 2,200 | 97 |
| 14年 | 10,535 | 215,057 | 54,388 | 91,014 | 63,827 | 3,297 | 2,531 | 24 |
| 15年 | 10,399 | 229,835 | 48,690 | 109,307 | 61,366 | 6,850 | 3,622 | 133 |
| 16年 | 11,987 | 234,882 | 54,866 | 111,832 | 58,012 | 5,759 | 4,413 | 74 |
| 17年 | 13,114 | 258,096 | 56,777 | 127,531 | 63,978 | 5,808 | 4,002 | 124 |
| 18年 | 17,424 | 282,398 | 79,864 | 133,216 | 58,224 | 6,855 | 4,239 | 398 |
| 19年 | 20,506 | 297,876 | 85,503 | 138,063 | 61,821 | 7,587 | 4,902 | 113 |
| 20年 | 25,657 | 316,381 | 99,820 | 142,118 | 60,016 | 11,147 | 3,280 | 209 |
| 21年 | 26,600 | 340,006 | 101,179 | 154,592 | 68,253 | 13,382 | 2,600 | 267 |
| 22年 | 24,442 | 357,554 | 104,002 | 167,500 | 68,216 | 13,975 | 3,861 | 369 |
| 23年 | 16,339 | 270,069 | 65,353 | 160,843 | 33,085 | 9,090 | 1,698 | 570 |
| 24年 | 18,585 | 344,230 | 77,166 | 179,746 | 73,721 | 11,262 | 2,335 | 708 |
| 25年 | 20,862 | 320,070 | 84,754 | 157,862 | 63,894 | 10,539 | 3,021 | 425 |
| 26年 | 18,051 | 279,381 | 74,190 | 133,060 | 59,335 | 8,933 | 3,863 | 377 |

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成26年の数は、第187回国会終了日(11月21日)現在。

6 参议院特別体験プログラム参加者数・参加団体数

| | 参加者数 (人) | 団体数 (件) | 団体内訳 | | |
|---------|-------------|------------|-------|-----|-----|
| | | | 小学校 | 中学校 | その他 |
| 平成16年度 | 44,035 | 681 | 516 | 151 | 14 |
| 平成17年度 | 55,539 | 832 | 636 | 159 | 37 |
| 平成18年度 | 65,548 | 975 | 738 | 183 | 54 |
| 平成19年度 | 65,926 | 1,019 | 808 | 154 | 57 |
| 平成20年度 | 71,336 | 1,047 | 840 | 149 | 58 |
| 平成21年度 | 90,306 | 1,278 | 1,089 | 138 | 51 |
| 平成22年度 | 95,487 | 1,355 | 1,120 | 171 | 64 |
| 平成23年度 | 88,871 | 1,238 | 1,125 | 73 | 40 |
| 平成24年度 | 95,336 | 1,311 | 1,120 | 151 | 40 |
| 平成25年度 | 92,685 | 1,307 | 1,132 | 134 | 41 |
| 平成26年度 | | | | | |
| 4月 | 1,849 | 36 | 4 | 32 | 0 |
| 5月 | 4,563 | 84 | 34 | 48 | 2 |
| 6月 | 8,281 | 105 | 79 | 24 | 2 |
| 7月 | 2,720 | 34 | 27 | 5 | 2 |
| 8月 | 350 | 16 | 4 | 1 | 11 |
| 9月 | 4,117 | 56 | 46 | 7 | 3 |
| 10月 | 9,338 | 138 | 127 | 6 | 5 |
| 11月 | 5,924 | 97 | 93 | 4 | 0 |
| (年度途中計) | 37,142 | 566 | 414 | 127 | 25 |

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

7 外国議会議長等招待一覧

○議長が招待したもの

| 招待状宛先 | 団 長 及 び 一 行 | 滞在期間 |
|------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------|
| モロッコ王国参議院議長一行 (26. 6. 24 招待状発送) | 団長 参議院議長 モハメッド・シェイク・ピアディラ君 | 26. 9. 8 ～ 9. 12 |
| | 団員 参議院議員 モハメッド・エル・アンサーリ君 | |
| | 同 同 マアティ・ベンカドゥール君 | |
| | 同 参議院議員 外交委員会委員長 アブドゥルハブ・ベルフキ君 | |
| | 同 参議院議員 モハメッド・ダイダ君 | |
| | 随員 参議院議長官房長 オマール・シバン君 | |
| | 同 参議院議長外交顧問 ギスレインヌ・デルース君 | |
| キルギス共和国議会議長一行 (26. 10. 2 招待状発送) | 団長 共和国議会議長 アシルベク・ジェエンベコフ君 | 26. 11. 17 ～11. 21 |
| | 団員 共和国議会議員 チョルボン・スルタンベコワ君 | |
| | 同 同 カルガンベック・サマコフ君 | |
| | 同 同 サイドウツラ・ニシヤノフ君 | |
| | 同 同 ザミル・ベクボエフ君 | |
| | 同 同 ムクティベック・アブディルダエフ君 | |
| | 同 同 トゥルスンタイ・サリモフ君 | |
| | 同 同 アルティンベック・スライマノフ君 | |
| | 同 同 | |

8 参議院議員海外派遣一覧

○ODA調査

| 派遣の目的 | 派遣地 | 派遣期間 | 派遣議員 | 派遣報告 |
|---|----------------------------------|----------------------|--|----------------------------------|
| タジキスタン共和国及びキルギス共和国に対する我が国の政府開発援助並びに大韓民国における海外援助の制度と動向に関する調査 (26. 7. 4 議長決定) | タジキスタン キルギス 韓国 | 26. 7. 29 ～ 8. 7 | 佐藤 正久君(自民) 江島 潔君(自民) 磯崎 哲史君(民主) 山田 太郎君(みん) 小池 晃君(共産) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| ヨルダン・ハシェミット王国、イラク共和国及びモロッコ王国に対する我が国の政府開発援助並びに英国における海外援助の制度と動向に関する調査 (26. 7. 11 議長決定) | ヨルダン イラク モロッコ 英国 | 26. 7. 31 ～ 8. 10 | 松山 政司君(自民) 大沼 みずほ君(自民) 大野 元裕君(民主) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、モルディブ共和国及びカンボジア王国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (26. 7. 29 議長決定) | フィリピン ベトナム モルディブ カンボジア | 26. 8. 19 ～ 8. 29 | 榛葉 賀津也君(民主) 猪口 邦子君(自民) 島村 大君(自民) 平木 大作君(公明) 儀間 光男君(維結) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| ドミニカ共和国、パナマ共和国、ニカラグア共和国及びコスタリカ共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (26. 7. 25 議長決定) | ドミニカ共和国 パナマ ニカラグア コスタリカ | 26. 8. 23 ～ 9. 1 | 中西 祐介君(自民) 高橋 克法君(自民) 石橋 通宏君(民主) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |

○国際会議出席

| 派遣の目的 | 派遣地 | 派遣期間 | 派遣議員 | 派遣報告 |
|--|-------------|----------------------|--|----------------------------------|
| 第35回ASEAN議員会議 (AIPA) 総会出席 (26. 7. 30 議長決定) | ラオス | 26. 9. 14 ～ 9. 20 | 松下 新平君(自民) 石上 俊雄君(民主) 秋野 公造君(公明) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| 欧州評議会議員会議・第23 回経済協力開発機構(OECD) 活動拡大討議出席 (26. 9. 11 議長決定) | フランス | 26. 9. 29 ～10. 4 | 宮沢 洋一君(自民) 浜野 喜史君(民主) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| WTOに関する議員会議・ 第32回運営委員会出席 (26. 9. 22 議長決定) | スイス | 26. 9. 30 ～10. 4 | 上野 通子君(自民) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| 第131回IPU(列国議会同盟) 会議出席 (26. 9. 30 議長決定) | スイス フランス | 26. 10. 9 ～10. 18 | 滝波 宏文君(自民) 杉 久武君(公明) | 次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定 |

○議会間交流

| 派遣の目的 | 派遣地 | 派遣期間 | 派遣議員 | 派遣報告 |
|--|------------------------|----------------------|--|----------------------------------|
| イタリア共和国上院、スペイン上院及びトルコ共和国大国民議会の招待による各国の公式訪問及び政治経済事情等視察 (26. 7. 2 議長決定) | イタリア スペイン トルコ | 26. 7. 10 ～ 7. 18 | (議院運営委員長) 岩城 光英君(自民) 石井 準一君(自民) 長谷川 岳君(自民) 水落 敏栄君(自民) 小見山 幸治君(民主) 前川 清成君(民主) 谷合 正明君(公明) 室井 邦彦君(維結) 水野 賢一君(みん) 仁比 聡平君(共産) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| リトアニア共和国国会議長、ラトビア共和国国会議長及びエストニア共和国国会議長の招待による各国公式訪問 (26. 6. 24 議長決定) | リトアニア ラトビア エストニア | 26. 7. 13 ～ 7. 23 | (議長) 山崎 正昭君(無) 溝手 顕正君(自民) 魚住 裕一郎君(公明) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| マレーシア上院、カンボジア王国上院及びラオス人民民主共和国国民議会の招待による各国公式訪問 (26. 7. 25 議長決定) | マレーシア カンボジア ラオス | 26. 8. 19 ～ 8. 26 | (副議長) 興石 東君(無) 郡司 彰君(民主) 長沢 広明君(公明) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |

○重要事項調査

| 派遣の目的 | 派遣地 | 派遣期間 | 派遣議員 | 派遣報告 |
|---|-----------------------|----------------------|---|----------------------------------|
| 英国及びドイツ連邦共和国における議会制度、行政府、地方制度等統治機構に関する実情調査並びに両国の政治経済事情等視察 (26. 7. 2 議長決定) | 英国 ドイツ | 26. 7. 21 ～ 7. 27 | 武見 敬三君(自民) 島尻 安伊子君(自民) 風間 直樹君(民主) 松沢 成文君(みん) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |
| ベルギー王国、ドイツ連邦共和国及びスウェーデン王国における財政再建に対する先進諸国、国際機関の取組状況に関する実情調査並びに各国の政治経済事情等視察 (26. 8. 8 議長決定) | ベルギー ドイツ スウェーデン | 26. 9. 8 ～ 9. 17 | 江崎 孝君(民主) 辰巳 孝太郎君(共産) 吉田 忠智君(社民) | 26. 11. 19 議院運営委員会 に報告書を提出 |

9 国会に対する報告等 (26.6.23～11.21)

第186回国会閉会後から第187回国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

| 年月日 | 報告等の名称 |
|----------|---|
| 平成26年 | |
| 6. 24(火) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度第4・四半期予算使用の状況(出納整理期間を含まず。) ○ 平成25年度第4・四半期国庫の状況 |
| 7. 9(水) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の協議の場(平成26年度第1回)における協議の概要に関する報告書 |
| 18(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律に基づく海賊対処行動について(平成26年7月) |
| 25(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成26年1月1日から同年6月30日まで) ○ 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の施行状況に関する報告(第13回) |
| 8. 7(木) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般職の職員の給与等についての報告、勧告及び公務員人事管理についての報告 |
| 29(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年(2014年)8月豪雨非常災害現地対策本部の設置の報告 |
| 9. 5(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。) ○ 平成26年度第1・四半期予算使用の状況 ○ 平成26年度第1・四半期国庫の状況 |
| 18(木) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「独立行政法人における関連法人の状況について」の報告(平成26年9月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「防衛装備品等の調達に当たり、原価計算方式により予定価格を算定するなどして契約を締結した防衛関連企業に対して、原価計算等に関する規程類の整備が十分なものとなっているかなどについて早急に調査を行い、必要に応じて防衛関連企業に対して改善を求めるなどの方策を検討することにより、防衛関連企業が提出等する資料の信頼性を確保して、防衛装備品等の調達価格の透明性を確保するよう防衛大臣に対して意見を表示したもの」の報告(平成26年9月) |
| 19(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 国家公務員倫理規程の一部改正に関する報告(平成26年9月) ○ 平成25年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 |
| 30(火) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年(2014年)御嶽山噴火非常災害現地対策本部の設置の報告 |
| 10. 3(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成26年1月24日から同年9月28日まで) ○ 小規模企業振興基本計画(平成26年10月) |
| 7(火) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度公正取引委員会年次報告 |
| 8(水) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「復興木材安定供給等対策の実施状況等について」の報告(平成26年10月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」の報告(平成26年10月) |
| 16(木) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「各省庁が所管する政府開発援助(技術協力)の実施状況について(外務省が所管する技術協力を除く。)」の報告(平成26年10月) ○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「各府省庁が所管する政府開発援助(国際機関等への拠出・出資)の実施状況について」の報告(平成26年10月) |

| | |
|----------|--|
| 21(火) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更(平成26年10月) ○ 南スーダン国際平和協力業務の実施の状況(平成26年10月) |
| 24(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度国立国会図書館年報 |
| 11. 7(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度特定個人情報保護委員会年次報告 |
| 18(火) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成25年度国の債権の現在額総報告 ○ 平成25年度物品増減及び現在額総報告 |
| 19(水) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立国会図書館関西館第二期施設の第一段階の建設について(勧告)(平成26年11月17日) ○ 国立国会図書館建築委員会経過報告について(平成26年11月17日) |
| 20(木) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方の協議の場(平成26年度第2回)における協議の概要に関する報告書 |
| 21(金) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日本放送協会平成25年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監査委員会の意見書 ○ 独立行政法人科学技術振興機構平成25年度革新的新技術研究開発業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会平成25年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書並びに同報告書に付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本学術振興会平成25年度学術研究助成業務に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見 ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成25年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見 |

10 国会関係日誌（26.6.23～26.11.21）

| 年月日 | 事項 |
|-------------------------|---|
| 【第186回国会(常会)閉会后】 | |
| 平成26年 | |
| 6. 23(月) | ○ 参・経済産業委委員派遣(福岡県、熊本県、～24日) |
| 26(木) | ○ 選挙制度協議会(第21回) ○ 参・厚生労働委(社会福祉法人の内部留保の実情と今後の介護報酬改定等について質疑) |
| 7. 1(火) | ○ 参・厚生労働委委員派遣(広島県、～2日) |
| 5(土) | ○ 岩本政光元参議院議員逝去 |
| 6(日) | ○ 安倍総理、ニュージーランド、オーストラリア、パプアニューギニア訪問(～12日) |
| 9(水) | ○ 選挙制度協議会(第22回) ○ 衆・「日本維新の会」解散、衆・「結いの党」解散 ○ 足立康史衆議院議員外40名、「日本維新の会・結いの党」を結成 ○ 石原慎太郎衆議院議員外18名、「次世代の党」を結成 |
| 13(日) | ○ 滋賀県知事選、三日月大造氏当選 |
| 15(火) | ○ 参・予算委(集中審議「集団的自衛権及び外交安全保障をめぐる諸問題」) |
| 25(金) | ○ 選挙制度協議会(第23回) ○ 安倍総理、メキシコ、トリニダード・トバゴ、コロンビア、チリ、ブラジル訪問(～8月4日) |
| 29(火) | ○ 参議院ODA調査派遣第4班(ダジキスタン、キルギス、韓国、～8月7日) |
| 31(木) | ○ 参議院ODA調査派遣第1班(ヨルダン・ハシェミット、イラク、モロッコ、英国、～8月10日) |
| 8. 1(金) | ○ アントニオ猪木参議院議員、中野正志参議院議員、中山恭子参議院議員、日本維新の会・結いの党を退会、「次世代の党」を結成 |
| 6(水) | ○ 広島市原爆死没者慰霊式並びに平和祈念式、興石副議長出席 |
| 7(木) | ○ 東中光雄元衆議院議員逝去 |
| 9(土) | ○ 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典、山崎議長出席 |
| 10(日) | ○ 長野県知事選、阿部守一氏再選 |
| 15(金) | ○ 全国戦没者追悼式、山崎議長出席 |
| 18(月) | ○ 選挙制度協議会(第24回) ○ 関山信之元衆議院議員逝去 |
| 19(火) | ○ 参議院ODA調査派遣第3班(フィリピン、ベトナム、モルディブ、カンボジア、～29日) |
| 23(土) | ○ 参議院ODA調査派遣第2班(ドミニカ、パナマ、ニカラグア、コスタリカ、～9月1日) |
| 25(月) | ○ 参・震災復興特別委委員派遣(岩手県、～26日) |
| 28(木) | ○ 参・災害対策特別委(平成26年梅雨期からの大雨等による被害状況及びその対応について報告聴取、質疑) |
| 31(日) | ○ 香川県知事選、浜田恵造氏再選 |
| 9. 2(火) | ○ 選挙制度協議会(第25回) |
| 3(水) | ○ 安倍第2次改造内閣発足 |
| 6(土) | ○ 安倍総理、バングラデシュ、スリランカ訪問(～8日) |
| 7(日) | ○ 大鷹淑子元参議院議員逝去 |
| 9(火) | ○ モロッコ王国・モハメッド・シェイク・ピアディアラ参議院議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問 |
| 11(木) | ○ 選挙制度協議会(第26回) |
| 16(火) | ○ 野別隆俊元参議院議員逝去 |
| 18(木) | ○ 参・災害対策特別委委員派遣(広島県) |

- 江口克彦参議院議員、みんなの党を退会、次世代の党へ入会
- 19(金) ○ 臨時会召集を閣議決定
- 松井道夫元参議院議員逝去
- 20(土) ○ 土井たか子元衆議院議長逝去
- 22(月) ○ 安倍総理、米国訪問(国連総会出席、～27日)
- 24(水) ○ 参・「日本維新の会・結いの党」、「維新の党」に会派名変更
- 衆・「日本維新の会・結いの党」、「維新の党」に会派名変更

【第187回国会(臨時会)】

- 29(月) ○ 参・本会議(15常任委員長辞任、17常任委員長選挙、8特別委員会設置、会期の件、所信表明演説)
- 参・憲法審査会(会長辞任及び補欠選任)
- 衆・本会議(会期の件、11常任委員長辞任、15常任委員長選挙、8特別委員会設置、所信表明演説)
- 開会式
- 30(火) ○ 衆・予算委
- 衆・本会議(代表質問1日目)
- 10. 1(水) ○ 参・本会議(代表質問1日目)
- 衆・本会議(代表質問2日目)
- 2(木) ○ 参・本会議(代表質問2日目)
- 3(金) ○ 衆・予算委
- 6(月) ○ 衆・予算委
- 横川正市元参議院議員逝去
- 7(火) ○ 参・予算委
- 8(水) ○ 参・予算委
- 9(木) ○ 衆・本会議(地方創生特別委員会設置)
- 11(土) ○ 岡田利春元衆議院議員逝去
- 14(火) ○ 衆・本会議(まち・ひと・しごと創生法案、地域再生法案趣旨説明・質疑)
- 大熊利昭衆議院議員、みんなの党を退会、維新の党へ入会
- 15(水) ○ 小沢潔元衆議院議員(元国土庁長官)逝去
- 安倍総理、イタリア訪問(第10回アジア欧州会合出席、～18日)
- 16(木) ○ 衆・憲法審査会(「衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団」の調査の概要について説明及び意見聴取、自由討議)
- 21(火) ○ 衆・本会議(厚生労働委員長選挙)
- 檜崎泰昌元参議院議員逝去
- 22(水) ○ 選挙制度の改革に関する検討会(第3回)
- 参・憲法審査会(「憲法に対する認識について」について意見交換)
- 23(木) ○ 衆・本会議(土砂災害防止法案趣旨説明・質疑)
- 26(日) ○ 福島県知事選、内堀雅雄氏当選
- 27(月) ○ 参・震災復興特別委委員派遣(宮城県)
- 28(火) ○ 衆・本会議(労働者派遣法案趣旨説明・質疑)
- 29(水) ○ 参・本会議
- 30(木) ○ 衆・予算委(集中審議「経済・財政・TPP・地方創生等」)
- 31(金) ○ 衆・本会議(女性活躍推進法案趣旨説明・質疑)
- 選挙制度協議会(第27回)
- 11. 1(土) ○ 田村元元衆議院議長逝去

- 4(火) ○ 参・予算委(集中審議「安倍内閣の基本姿勢」)
- 衆・本会議(土砂災害防止法案可決)
- 斎藤実元衆議院議員逝去
- 5(水) ○ 参・本会議(土砂災害防止法案趣旨説明・質疑)
- 6(木) ○ 衆・憲法審査会(今後の憲法審査会で議論すべきことについて自由討議)
- 衆・本会議(まち・ひと・しごと創生法案可決、地域再生法案可決)
- 参・外交防衛、農林水産連合審査会(日豪EPA条約質疑)
- 7(金) ○ 参・本会議(地方創生特別委設置、まち・ひと・しごと創生法案、地域再生法案趣旨説明・質疑)
- 9(日) ○ 安倍総理、中国、ミャンマー、オーストラリア訪問(APEC首脳会議、ASEAN関連首脳会議及びG20ブリスベン・サミット出席、～17日)
- 11(火) ○ 参・国土交通委(土砂災害防止法案可決)
- 衆・本会議(後藤斎君辞職許可)
- 12(水) ○ 参・本会議(土砂災害防止法案可決)
- 参・憲法審査会(「憲法に対する認識について」について意見交換)
- 13(木) ○ 衆・本会議
- 14(金) ○ 参・本会議
- 衆・本会議
- 選挙制度協議会(第28回)
- 17(月) ○ 参・地方創生特別委地方公聴会(群馬県)
- 衆・憲法審査会地方公聴会(岩手県)
- 18(火) ○ 衆・本会議
- キルギス共和国・ジェエンベコフ議会議長一行(参議院招待)、山崎議長訪問
- 19(水) ○ 衆・憲法審査会(地方公聴会派遣報告聴取)
- 参・本会議
- 参・地方創生特別委(まち・ひと・しごと創生法案可決、地域再生法案可決)
- 21(金) ○ 参・本会議(佐藤ゆかり君辞職許可、まち・ひと・しごと創生法案可決、地域再生法案可決)
- 浜田和幸参議院議員、新党改革・無所属の会を退会、次世代の党へ入会
- 衆・本会議(解散詔書朗読)、衆議院解散
- 第187回国会閉会
- 選挙制度協議会(第29回)